

岩倉市

地域強靱化計画

令和3年3月
岩倉市

< 目次 >

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	1
1 計画の策定趣旨	1
2 地域強靱化計画の位置づけ	1
第2章 岩倉市の地域特性等	3
1 地域特性	3
(1) 地形的特性	3
(2) 気象的特性	4
(3) 社会的特性	7
2 本市に影響を及ぼす大規模自然災害	12
(1) 想定されるリスクの考え方	12
(2) 地震災害	12
(3) 風水害	15
3 災害リスクを高める社会経済的要因	19
第3章 岩倉市の強靱化の基本的な考え方	20
1 リスクの抽出	20
2 目指すべき将来像	20
3 基本目標	20
第4章 防災に関する調査報告	21
第5章 脆弱性評価と強靱化の推進方針	51
1 脆弱性の評価	51
(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定	51
(2) 脆弱性評価結果	52
(3) 施策分野の設定	52
2 推進すべき施策の方針	53
(1) リスクシナリオごとの施策の方針	53
(2) 施策分野ごとの施策の方針	78
● リスクシナリオと施策分野の整理表	97
第6章 計画推進の方策	100
1 推進体制	100
2 計画の見直し	100
3 計画の進捗管理	100
(別紙1) 脆弱性評価結果	101
(別紙2) 用語一覧	113

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定め、平成26年6月に、基本法に基づく国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定している。また、愛知県では平成27年8月に、基本法第13条に基づき「愛知県地域強靱化計画」を策定（平成28年3月に拡充）し、県土の強靱化に向けた施策を推進してきたが、計画策定後に発生した災害の教訓や、国の基本計画の見直し（平成30年12月）等を踏まえ、令和2年3月に改訂を行ったところである。

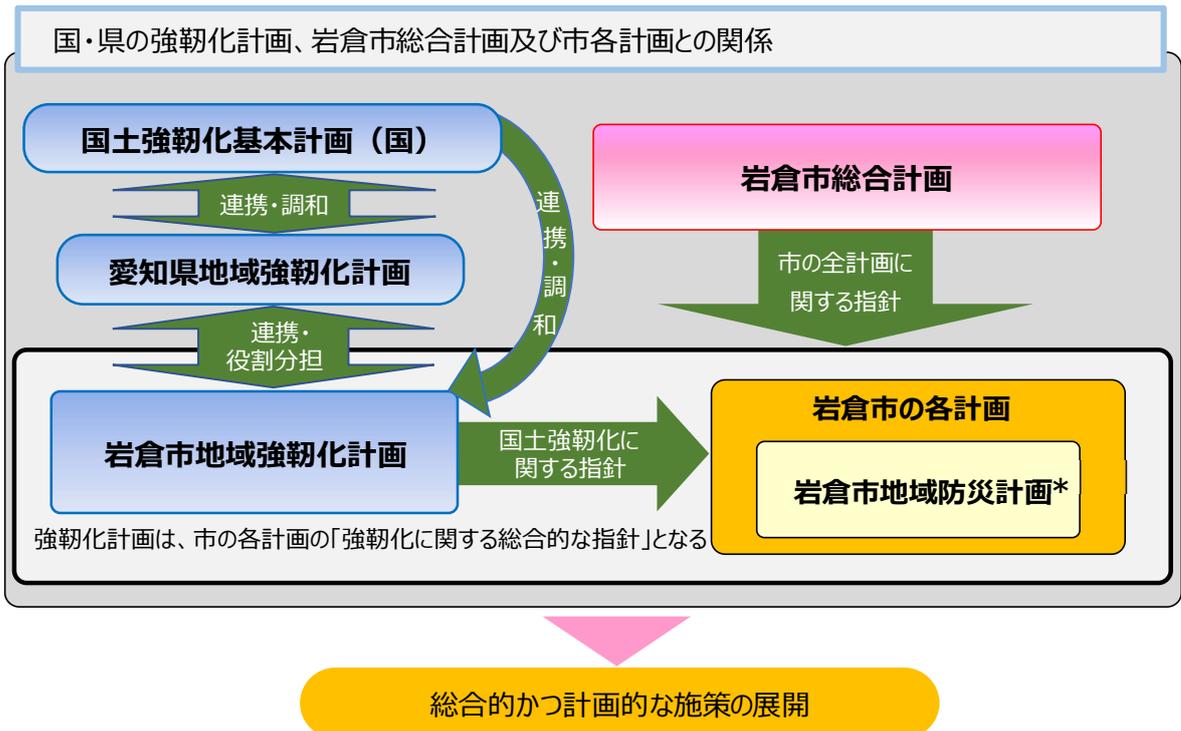
国土強靱化のためには、国と地方が一体となってあらゆる施策を推進することが不可欠であり、本市としても、強靱で回復力のある安全・安心なまちづくりを進めていく必要がある。

このことから、本市においてもいかなる自然災害が発生した場合でも、致命的な被害を受けることがなく、迅速に回復することができるよう基本法第13条に基づき地域強靱化計画を策定する。

2 地域強靱化計画の位置づけ

(1) 岩倉市総合計画との関係

地域強靱化計画は、本市におけるまちづくりの指針となる岩倉市総合計画と整合・調整を図りながら、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する各分野別計画の指針とする。



(2) 国土強靱化基本計画、愛知県地域強靱化計画との関係

基本法第6条に、「国、地方公共団体、事業者その他関係者は、基本法第2条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。」とされ、また基本法第14条では「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と定められている。

本市の国土強靱化を進めるにあたっては、国、県が示す基本目標や事前に備えるべき目標等を十分に踏まえ、それらとの調和を図り、取組を着実に実施することで、国土、県土の強靱化に貢献するものとする。

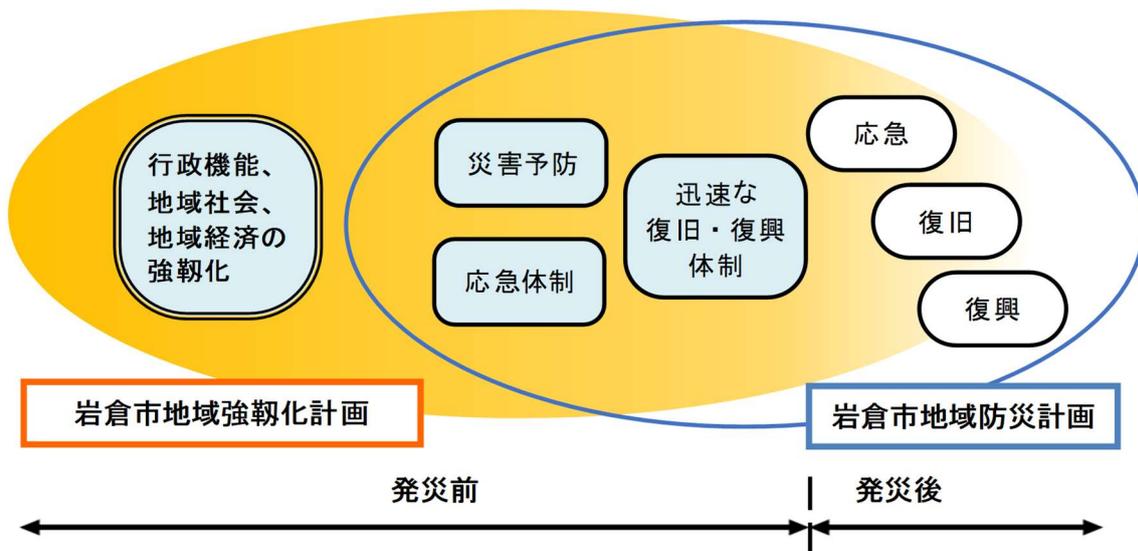
(3) 岩倉市地域防災計画との関係

本市の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された岩倉市地域防災計画があり、災害リスク毎に発災時、発災後の応急対策や復旧復興対策、住民避難計画などを定めている。

一方、地域強靱化計画は、本市に発生しうるリスクを見据えつつ、最悪の事態を避けられるような「強靱」な地域を事前につくりあげていこうとする計画であり、都市全体としての強靱化に関する総合的な指針である。

「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の強靱化	○	—



第2章 岩倉市の地域特性等

1 地域特性

(1) 地形的特性

① 位置

本市は、東経 136 度 52 分 17 秒、北緯 35 度 16 分 46 秒に位置し、愛知県の北西部に位置している。地域は、南北約 5 キロメートル東西約 4 キロメートルであり、面積は 10.47 平方キロメートルである。岩倉駅周辺を中心に都市的な市街地が広がる一方で、そこからわずかな距離の周縁部には田や畑などの田園風景が広がっていることが特徴となっている。市内のほぼ中央を北から南へ五条川が流れ、兩岸を彩る約 1,400 本の桜並木はまちの顔となっている。



② 地形・河川

濃尾平野を形成してきたのは、木曾三川と呼ばれる木曾川、長良川、揖斐川とその支流や庄内川などである。これらの河川は、その自らの沖積作用によって扇状地や自然堤防を作り、いくたびか河道を変え、同時に広大な後背湿地を生み出した。

本市はこの濃尾平野の東部に位置し、犬山扇状地の末端部からは自然堤防地帯が広がり、旧河道とそれを囲む自然堤防、それを取り巻く後背湿地から成っている。これらの地形は一般に砂ないし砂質シルトや、粘土層などの細粒物質などで構成されており、しかも、旧河道は地下水位が高く、そのうえ旧河床に堆積した淘汰の良い砂が分布するので、液状化*が発生しやすい場所であると指摘されている。



濃尾平野地形分類図

1：山地・丘陵地、2：沖堆錐、3：段丘、4：扇状地、5：自然堤防、6：後背湿地・現河道、
7：三角州、8：水系・クリークの発達する低湿地、9：干拓地・埋立地、10：旧低水路、
11：名神高速道路、12：東海道新幹線

「岩倉市地域防災計画 地震災害対策編より引用」

(2) 気象的特性

① 気温

本市が属する地方の気象は、全体として表日本式気候に属していて、比較的温暖で快晴が多く、積雪も少ない。しかし、一般的には冬季は強い季節風が吹走り、夏季は暑いとされている。これは、濃尾平野が、伊吹山脈・関ヶ原の狭あい部の風下側にあるからで、冬季には「伊吹おろし」と呼ばれる冷たい局地風が吹走するからである。また、夏季においては、濃尾平野の上空に「高気圧セル」が停滞し、異常高温が出現しやすいとされている。さらに、東海地方は、夏から秋にかけての台風シーズンに、台風が進路を北西進から北東進に向きを変える転向点付近に位置し、最も発達した台風の影響を受けやすい。本市の気候は、夏季の「高気圧セル」、冬季の「伊吹おろし」の影響により、夏季はむし暑く、冬季は冷たく寒いというように、かなり厳しいものとなっている。

② 雨・雪

本市は、夏季は高温多雨多湿で、冬季は、少雨で乾燥している。降水量は、年1,700ミリメートル位で、夏から秋にかけて多く降る。降雪日数は、年数回あるが、そのほとんどが積雪するまでにいたっていない。

尾張地方では、台風が県の西方を通るとき、県下全体が台風の右半円に入り、特に強いしゅう雨性の雨が降るが、なかでも北東山岳方面では地形性降雨が激しい。また台風が南方から東方へ抜ける場合には県下全般にほぼ一様な大雨に見舞われる。

<気象の概要>

年 月	気 温			平均湿度	平均雲量	風 速			降 水 量	日照時間総数
	平均	最高	最低			平均	最大	風 向		
平成 20	16.4	37.9	△ 2.4	62	6.6	2.8	13.7	西北西	1,579.5	2,132.9
21	16.5	35.2	△ 2.0	61	6.5	2.9	17.3	北	1,755.5	2,150.3
22	16.6	38.0	△ 2.2	64	6.7	2.9	12.5	北北西	1,730.0	2,095.3
23	16.1	36.7	△ 3.2	67	6.5	3.1	14.4	南東	1,785.5	2,151.5
24	15.8	38.4	△ 5.2	67	6.7	3.1	15.4	南南東	1,567.5	2,159.5
25	16.4	38.4	△ 3.3	64	6.2	3.1	13.9	西北西	1,463.5	2,355.3
26	16.1	38.2	△ 2.8	64	6.4	3.1	14.2	南南東	1,505.5	2,255.3
27	16.6	38.4	△ 2.0	67	6.6	3.0	14.3	南東	1,803.0	2,100.3
28	17.0	37.8	△ 4.8	65	6.6	3.0	12.6	北西	1,686.0	2,168.2
29	15.9	35.5	△ 3.6	64	6.3	3.0	16.5	南南東	1,701.5	2,221.0
30年1月	3.8	14.6	△ 3.9	64	5.2	3.2	11.1	西北西	41.0	194.3
2	4.7	16.3	△ 3.2	53	5.9	3.1	10.3	北西	17.5	185.1
3	11.2	25.3	1.0	58	4.9	3.4	11.4	北西	202.5	232.0
4	16.5	29.0	3.6	59	5.6	3.2	10.3	西北西	213.5	221.0
5	19.8	30.7	8.7	64	7.3	3.0	11.9	北西	253.5	211.2
6	23.4	33.9	14.8	70	7.5	3.1	9.5	南南東	193.5	190.0
7	29.3	39.6	22.1	65	7.5	3.5	11.1	南東	152.5	241.7
8	29.7	40.3	20.8	60	6.5	3.4	12.9	南南東	128.0	239.7
9	23.6	33.2	15.0	74	8.7	2.8	20.4	南南東	365.5	103.8
10	18.9	29.6	10.2	62	6.2	2.7	10.4	西	23.5	179.8
11	13.8	23.1	3.7	58	5.3	2.6	9.1	西北西	44.0	183.5
12	8.1	20.1	△ 1.2	61	6.2	3.2	11.3	北北西	60.5	148.5

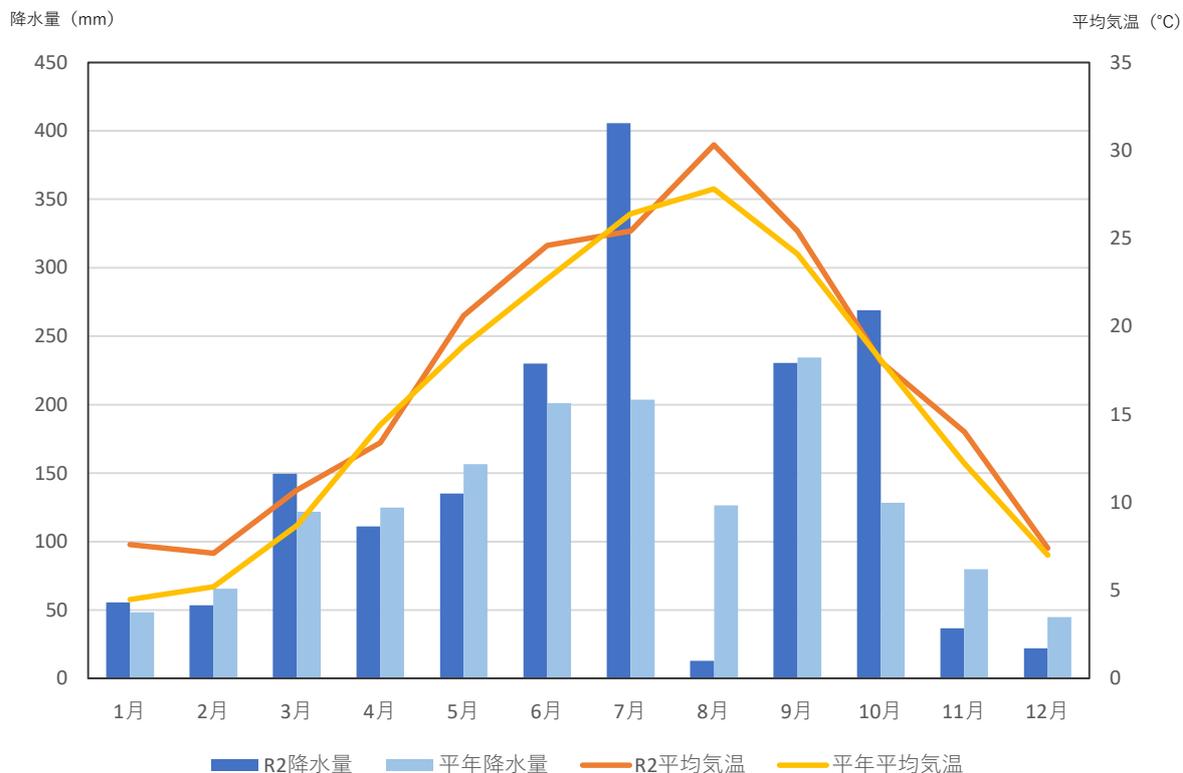
- 注. 1) 上記の資料は名古屋地方気象台（名古屋市千種区日和町二丁目18番地）で観測した値である。
 2) 曇量は全天空に対する見かけ上の割合で、全天空に覆われた場合を10、雲のない状態を0とする。
 3) 平均風速は24時間全風程から求めた平均値である。
 最大風速とその風向は10分間平均風速のうち最大値とその時の風向である。
 4) () 付き数値については準正常値（品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合）。
 5) [] 付き数値については資料不足値（統計値を求める対象となる資料が、許容する資料数を満たさない場合）。

「いわくらの統計 平成30年度版より引用」

<降水量と平均気温>

	令和2年		平年	
	降水量(mm)	平均気温(°C)	降水量(mm)	平均気温(°C)
1月	55.5	7.6	48.4	4.5
2月	53.5	7.1	65.6	5.2
3月	149.5	10.7	121.8	8.7
4月	111	13.4	124.8	14.4
5月	135	20.6	156.5	18.9
6月	230	24.6	201	22.7
7月	405.5	25.4	203.6	26.4
8月	13	30.3	126.3	27.8
9月	230.5	25.4	234.4	24.1
10月	269	18	128.3	18.1
11月	36.5	14	79.7	12.2
12月	22	7.4	45	7

「資料：気象庁 過去気象データ（名古屋地方気象台）」



「資料：気象庁 過去気象データ（名古屋地方気象台）」

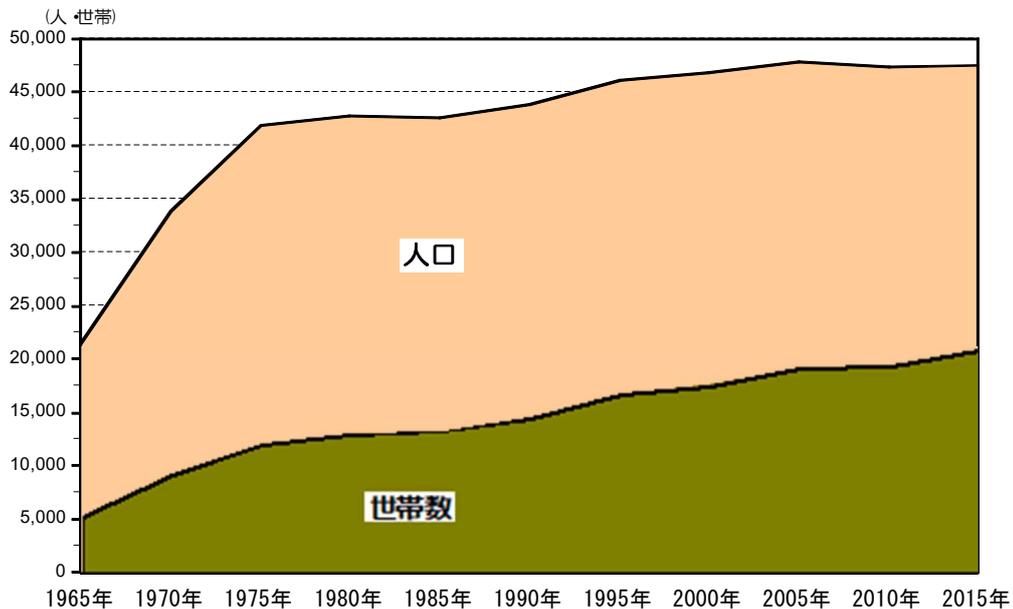
(3) 社会的特性

① 人口

本市の人口は、1960年（昭和35年）には14,431人であったが、高度経済成長を背景とした都市圏への人口集中、岩倉団地の建設等により人口は急激に増加し、1975年（昭和50年）には41,935人となっている。

その後、1993年（平成5年）に地下鉄鶴舞線と名鉄犬山線の相互乗り入れが開始され交通利便性が一層向上したことなどに伴い、1990年代前半には一時、転入が転出を上回る社会増に転じたものの、社会減の傾向が続いている。その一方で、これを上回る形で自然増が続いてきた結果、1985年（昭和60年）以降は一貫して人口が増加傾向にあり、2005年（平成17年）には47,926人となったが、リーマンショックを期に一旦は人口減少に転じ、2010年（平成22年）には47,340人まで落ち込んでいる。ところが、その後の経済環境の回復を受けて再び人口は微増傾向に転じ、2020年（令和2年）には47,934人（※推計値）となっている。一方、世帯数については、一貫して増加傾向にあり、2015年（平成27年）には20,374世帯となっている。

<総人口・世帯数の推移（国勢調査）>



	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
人口	21,459	33,843	41,935	42,800	42,580	43,807	46,175	46,906	47,926	47,340	47,562
世帯数	5,193	8,972	11,818	12,738	12,990	14,313	16,353	17,346	18,724	18,952	20,374

「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略より引用」

＜人口・世帯の推移＞

(単位：人) 各年10月1日現在

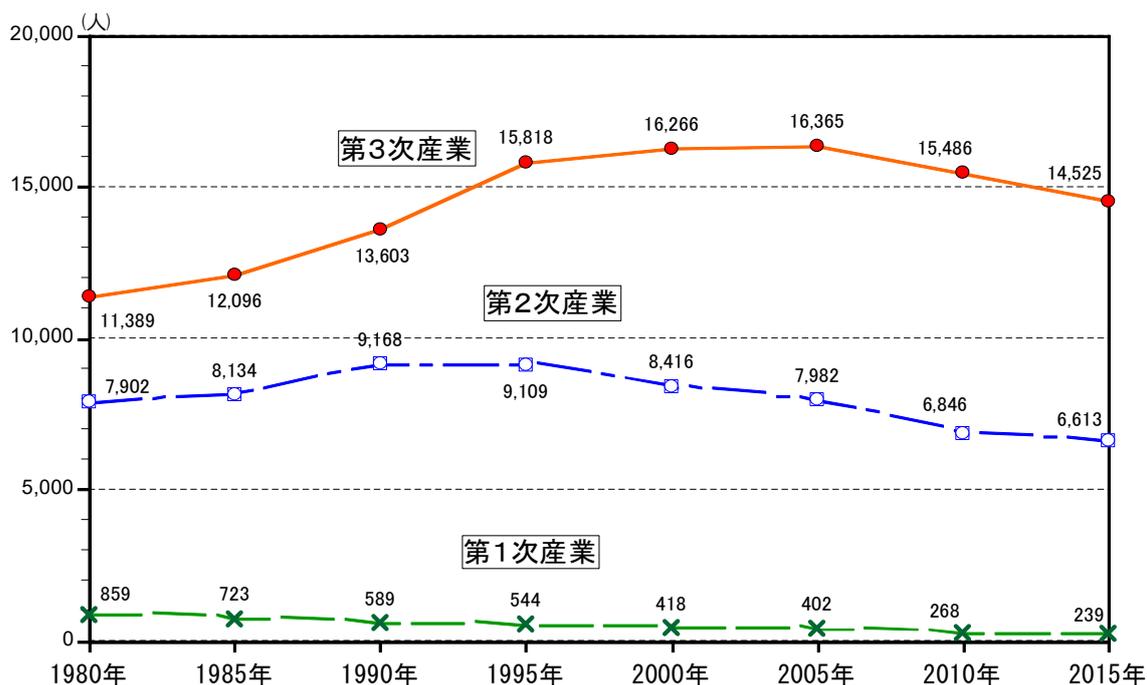
年	世帯数	人 口			対前回人口増減		性 比 (女100人に対する男の割合)	1世帯 当たりの 人 員	1 k m ² 当たりの 人口密度
		総 数	男	女	増加数	増加率			
昭和 5	1,804	8,891	4,384	4,507	95	1.1	97.3	4.93	850
10	1,867	9,392	4,526	4,866	501	5.6	93.0	5.04	898
15	1,885	9,521	4,658	4,863	129	1.4	95.8	5.06	910
22	2,708	13,327	6,521	6,806	3,806	40.0	95.8	4.93	1,274
25	2,570	13,029	6,421	6,608	△ 298	△ 2.2	97.2	5.07	1,246
30	2,559	12,913	6,270	6,643	△ 116	△ 0.9	94.4	5.05	1,235
35	2,911	14,431	6,906	7,525	1,518	11.8	91.8	4.96	1,380
40	5,193	21,459	10,771	10,688	7,028	48.7	100.8	4.14	2,052
45	8,972	33,843	17,021	16,822	12,384	57.7	101.2	3.78	3,235
50	11,818	41,935	21,052	20,883	8,092	23.9	100.8	3.55	4,009
55	12,738	42,800	21,383	21,417	865	2.1	99.8	3.37	4,092
60	12,990	42,508	21,186	21,322	△ 292	△ 0.7	99.4	3.28	4,064
平成 2	14,313	43,807	22,029	21,778	1,299	3.1	101.2	3.07	4,176
7	16,353	46,175	23,125	23,050	2,368	5.4	100.3	2.83	4,402
12	17,346	46,906	23,449	23,457	731	1.6	100.0	2.71	4,471
17	18,724	47,926	23,983	23,943	1,020	2.2	100.2	2.56	4,569
22	18,952	47,340	23,504	23,836	△ 586	△ 1.2	98.6	2.50	4,513
27	20,374	47,562	23,695	23,867	222	0.5	99.3	2.34	4,543

資料：国勢調査

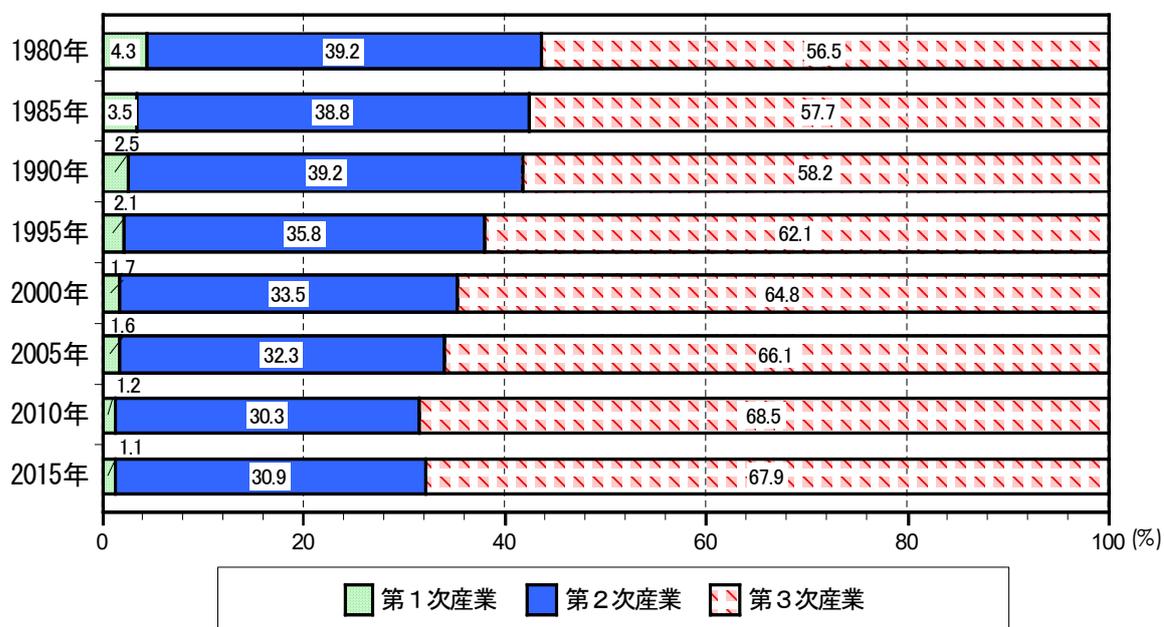
② 産業

本市の就業者数は2015年で21,377人、そのうち第1次産業就業者が239人(1.1%)、第2次産業就業者が6,613人(30.9%)、第3次産業就業者が14,525人(67.9%)となっている。生産年齢人口の減少に伴って第1次から第3次産業のいずれも就業者数は減少傾向にある。本市では、全国に比べて製造業や運輸業・郵便業に就業する人が男女ともに多い状況にある。

<産業3分類別就業者数の推移> (国勢調査)



<産業3分類別就業者構成比の推移> (国勢調査)



③ 交通

本市は、交通の利便性と自然を感じる暮らしを両立できるまちである。名古屋市中心部で働く人の平均通勤時間は約45分であるが、名鉄岩倉駅からは、特急約11分で新名古屋駅に到着することができる。さらに、名古屋からは、首都圏や関西圏へのアクセスも良く、東海道新幹線で大阪へは約50分、東京へは約100分で到着できる。また、車での交通のアクセスが便利なまちで、名神高速道路一宮ICや小牧ICから約15分の距離である。



市北部に位置する名鉄石仏駅近くを名神高速道路と国道155号が東西方向に横断しており、さらには市内には複数の主要地方道と一般県道が通っている。これらの路線は、市内における主要幹線道路に位置づけられる。

本市内の地震発生時に通行を確保すべき道路を次の図に示す。図中の路線は、愛知県が指定する第一次緊急輸送道路*と第二次緊急輸送道路、本市が指定する緊急輸送道路等であり、本市の防災上特に重要な道路である。

<市内の緊急輸送道路と避難施設>



「平成27年度岩倉市地震対策基礎調査 調査報告書より引用」

2 本市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定されるリスクの考え方

近年、南海トラフ地震*の発生が懸念されるとともに、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も増加している。想定されるリスクは、被害が生じる大規模自然災害を基本として、災害の規模等を限定するものではなく、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考としていく。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていく。

(2) 地震災害

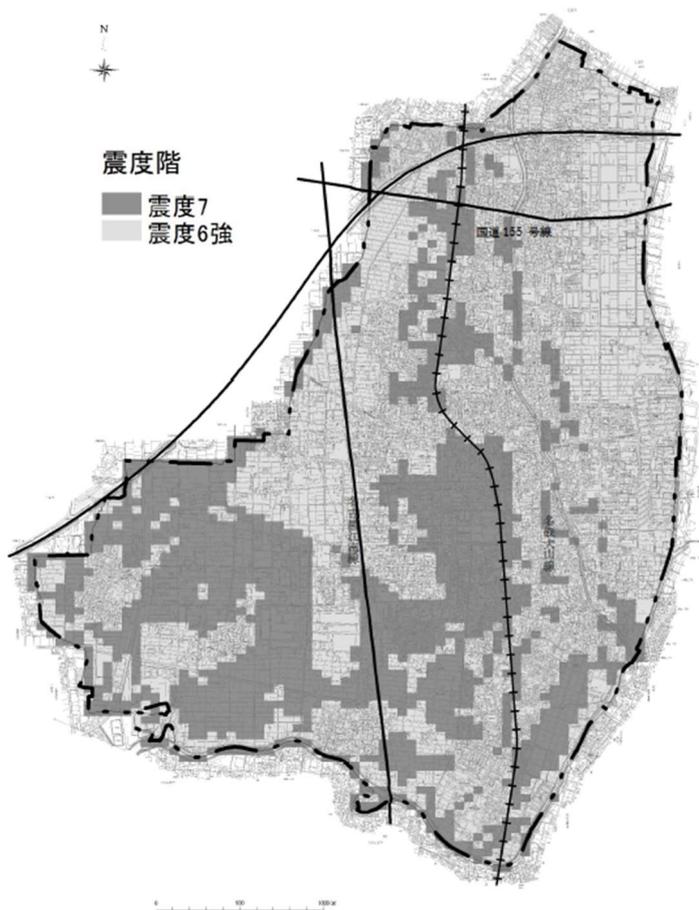
① 今後想定される地震

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震がある。

海溝型地震（東海地震）といっても、東海地方のどこにいつ大地震が発生するかについては種々の学説がある。中央防災会議地震対策強化地域指定専門委員会では、東海地震の断層モデルについて「その形は、南北方向 100～120km 程度×東西方向 50km 程度であり、傾斜角 20～30° <濃尾地震による震度分布図>

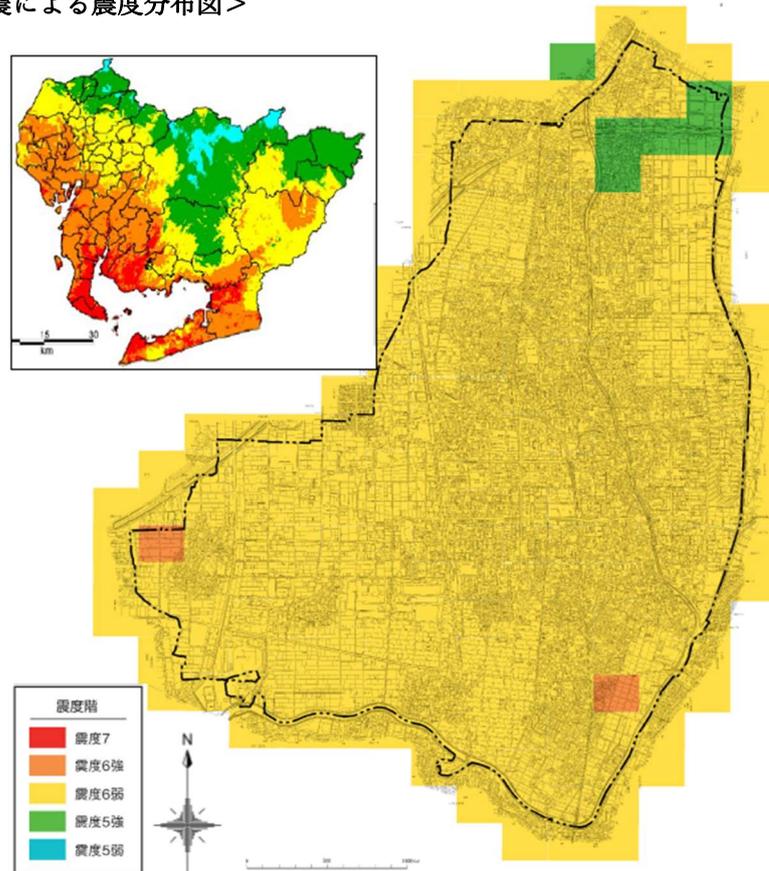
の逆断層であると推定し」、
「その位置は、東辺は駿河トラフ沿いの線に沿い、北辺は駿河湾奥まで」、「地震の規模は概ねマグニチュード8程度」と報告されている。

内陸型直下地震は 1995 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震 (M7.2) を教訓として、本市周辺に分布する活断層を震源とする地震を想定する。地震の規模は、1891 年 (明治 24 年) に発生した濃尾地震級と同様に最大級のマグニチュード8クラスの地震を想定する。



「岩倉市地域防災計画 資料編より引用」

<南海トラフ地震による震度分布図>



② 地震により想定される被害

東海地震等の被害予測では、2つの参考モデルを想定する。1つは、南海トラフで繰り返し発生している地震のうちで、過去に実際に発生したものを参考に想定する。発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたものをモデルとしている。(以下、5地震参考モデルという。) もう1つは、最大想定モデルとして、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震である。これについては、強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸域側の陸側ケースとやや東側の東側ケースの場所に設定した2つを想定する。具体的な被害予測としては、最小震度予測としては、5地震参考モデル、陸側ケース、東側ケースいずれも震度5強となる。最大震度予測としては、5地震参考モデルでは震度6弱、陸側ケースと東側ケースでは震度6強と予測される。本市の被害予測は、次のとおりである。

地震動域 (単位：平方キロメートル)

震度	5地震参考モデル	最大想定モデル (陸側ケース)	最大想定モデル (東側ケース)
5強	9.0	0	4.0
6弱	2.0	10.0	6.0
6強	0	0	0
最小震度	5.2	5.4	5.2
最小震度(震度階)	5強	5強	5強
最大震度	5.6	6.1	6.0
最大震度(震度階)	6弱	6強	6強

液状化 (単位：平方キロメートル)

想定域	5地震参考モデル	最大想定モデル (陸側ケース)	最大想定モデル (東側ケース)
大(極めて高い)	1.0	2.0	2.0
中(高い)	2.0	3.0	2.0
小(低い)	3.0	2.0	3.0

建物・火災 (単位：棟 冬夕方18時発災・風速5m)

全壊・全焼	5地震参考モデル	最大想定モデル (陸側ケース)	最大想定モデル (東側ケース)
揺れ	約20	約200	約60
液状化	約20	約30	約20
焼失	わずか	約200	約10

死者数 (単位：人 冬深夜5時発災 避難率低の場合)

	5地震参考モデル	最大想定モデル (陸側ケース)	最大想定モデル (東側ケース)
建物倒壊	わずか	約10	わずか
火災	わずか	わずか	わずか
ブロック塀等の倒壊	わずか	わずか	わずか

「岩倉市地域防災計画 地震災害対策編より引用」

本市に最も大きな影響を与える恐れがある地震として「濃尾地震」を想定した。濃尾地震を想定した場合は、濃尾地震と同様のマグニチュードは最大級クラスのマグニチュード8とする。震源断層は、濃尾地震の震源断層である根尾谷断層系とする。本市での予想される震度は、市内全体の面積比率で震度6強が63%、震度7が37%となっている。この地震での液状化の市内全体の面積比率は「可能性が高い」と「可能性がある」合わせると79%と市内の8割が液状化の危険があることが分かる。建物被害として全壊、半壊を合わせると8,480棟にのぼる予想がされている。詳細は以下のとおりである。

震度の状況

震度	面積比率（市全体）
6強	63%
7	37%

液状化の状況

液状化の可能性	面積比率（市全体）
可能性が高い（ $PL < 15$ ）	31%
可能性がある（ $5 < PL \leq 15$ ）	48%
可能性が低い（ $PL \leq 5$ ）	10%
可能性が極めて低い（ $PL = 0$ ）	11%

建物被害

要因	構造	建物数	全壊	半壊
			棟数（割合）	棟数（割合）
揺れ	木造	11,569	3,846（33.2%）	3,303（28.6%）
	非木造	3,956	308（7.8%）	544（13.7%）
液状化	木造	11,569	114（1.0%）	220（1.9%）
	非木造	3,956	65（1.6%）	80（2.0%）
計	木造	11,569	3,960（34.2%）	3,523（30.5%）
	非木造	3,956	373（9.4%）	624（15.8%）

人的被害

項目	種別	季節・時間帯		
		冬：深夜5時	夏：昼12時	冬：夕方18時
死者	建物損壊	272	227	245
	地震火災	10	9	44
負傷者	建物損壊	1,499	1,234	1,349
	地震火災	188	177	486
重傷者	建物損壊	432	354	388
	地震火災	11	8	25

「岩倉市地域防災計画 地震災害対策編より引用」

(3) 風水害

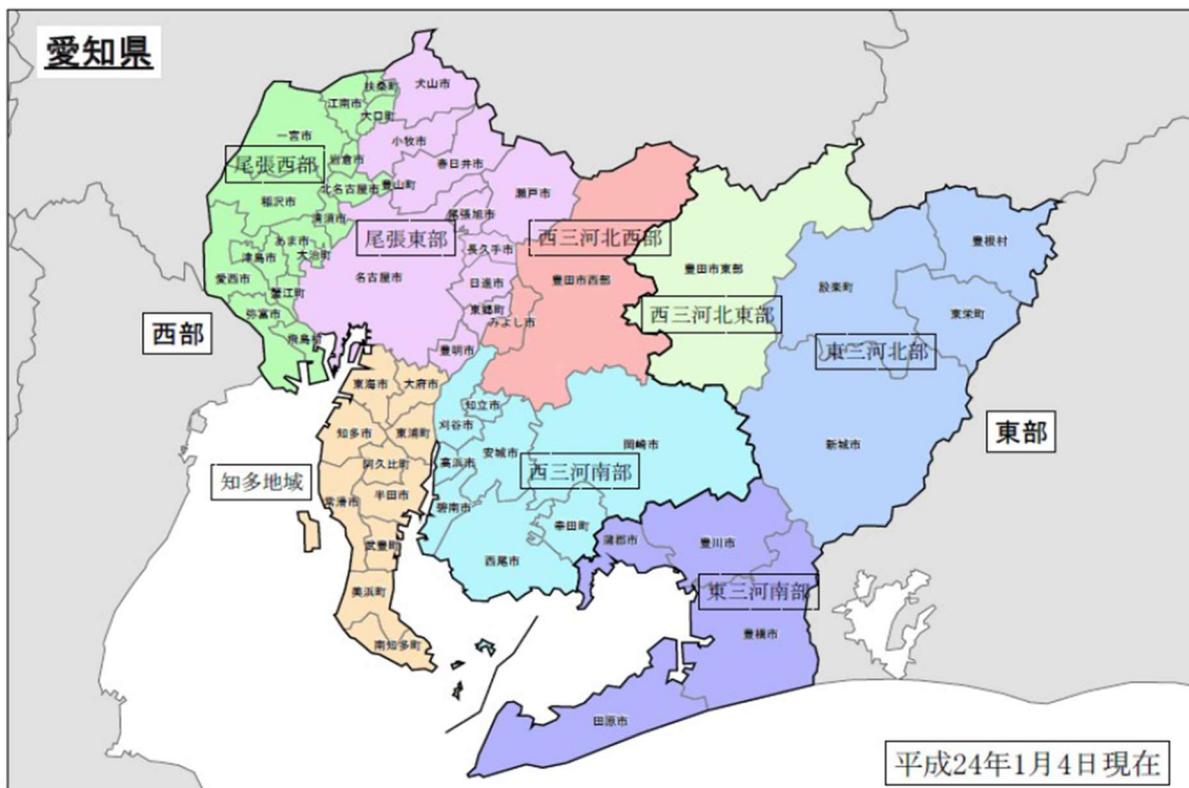
① 今後想定される水害

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水などの災害リスクが高まっている。突発的局地的な豪雨により、毎年のように全国各地で土砂災害が発生している。本市が想定する災害は、台風による災害、集中豪雨等異常気象による災害がある。また、台風や集中豪雨等による洪水や雨水出水等による浸水も想定される。

② 風水害による過去の被害と想定される被害

本市に大きな風水害を与えるものは台風であり、そのほとんどが9月に集中している。台風による災害は、その暴風の風圧と大雨による水害がある。また雨の少ない台風では塩風害や乾風害が起こることもある。風速25m/sをこえると、建物等にかなりの被害があらわれ、さらに30m/sをこえるようになると広範囲に大被害が生ずるようになる。昭和36年の第2室戸台風の際の県下の最大風速は25m/s～30m/sであったが、この程度の風速をこえると今度は一挙に伊勢湾台風級の災害になる。

尾張地方に対して最も強い風速になる台風のコースは名古屋の西約50km～100kmの間を南西～南南西から北東～北北東に向かって進むコース（紀伊半島の南部から北東～北北東へ進み三重県、滋賀県の県境付近と滋賀県西部との間をとるコース）のとき南東の風が最も強くなる。

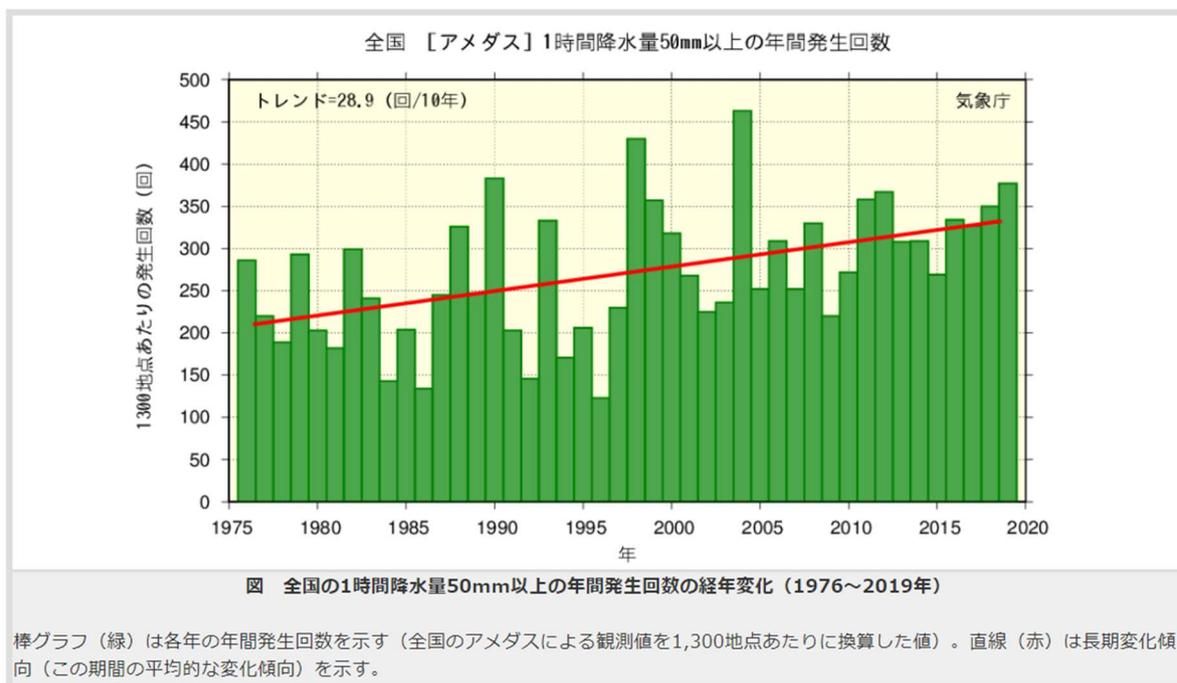


「岩倉市地域防災計画 資料編より引用」

台風が南方海上にあらわれると、日本付近にある前線が活発になり、その北側に大雨を降らせる。さらに台風が接近すると、台風自体のうず巻によるしゅう雨性の雨が降るようになる。前述のように台風が県の西方を通るときは、県下全体が台風の右半円に入り、特に強いしゅう雨性の雨が降るが、なかでも北東山岳方面では地形性降雨が激しい。また台風が南方から東方へ抜ける場合には県下全般にほぼ一樣な大雨に見舞われる。

水害を起こす大雨は、台風と梅雨期のものが最も多い。台風の大雨については前述のとおりであるが、勢力が弱い台風でも、前線の雨と重なると雨量は極めて多くな

ることがあるので注意を要する。梅雨期の大雨による水害は、台風に伴う大雨による水害とほぼ同様の頻度で発生している。



「気象庁 「大雨や猛暑日など (極端現象) のこれまでの変化」 より引用」

※参考※

伊勢湾台風による岩倉地内の被害

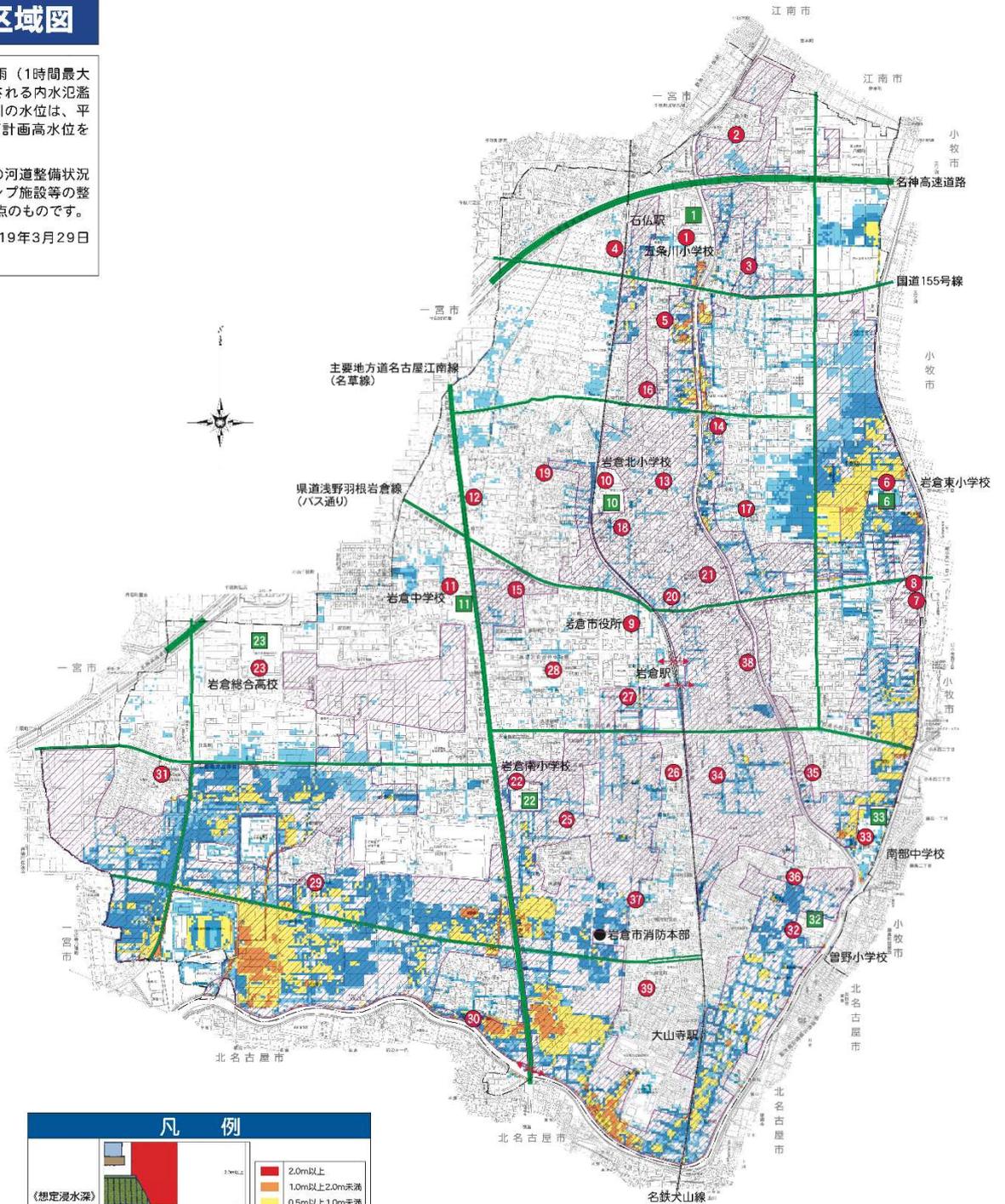
() 単位

世帯数 (世帯)		2,757
人口 (人)		14,323
人 (人)	死者	2
	重傷者	4
	軽傷者	11
	計	17
住家 (戸)	全壊	77
	半壊	109
	床下浸水	1,150
	計	1,336
非住家		679

「岩倉市地域防災計画 資料編より引用」

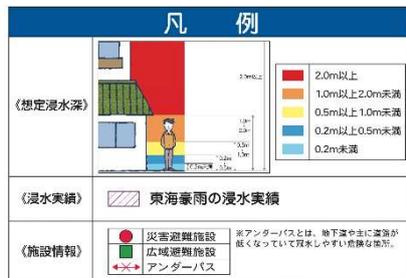
内水氾濫想定区域図

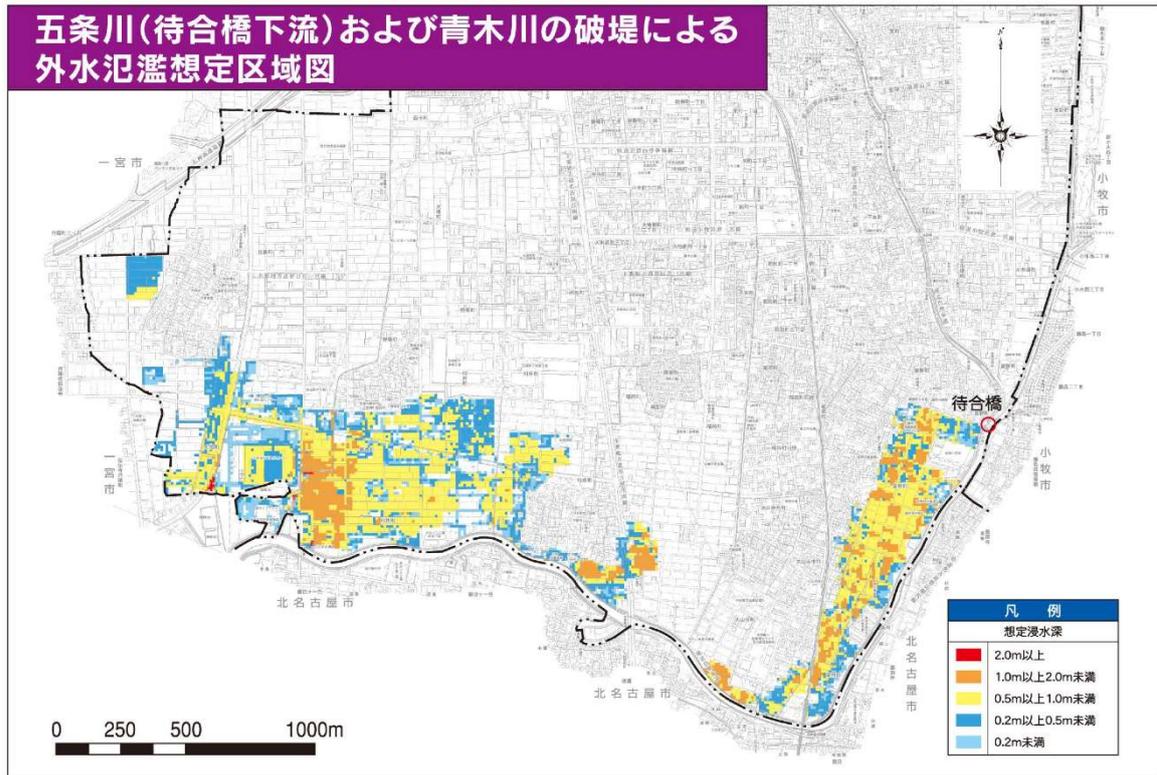
- (1) 概ね10年に1回程度起こる大雨（1時間最大63mm）が降った場合に予想される内水氾濫の状況を示したものです。河川の水位は、平成16年7月10日の豪雨および計画高水位をもとに設定しています。
- (2) 新川を始めとする流域内河川の河道整備状況や岩倉市内の排水路・雨水ポンプ施設等の整備状況などは、平成18年3月時点のものです。
- (3) 使用している地形図は、平成19年3月29日作成のものを使用しています。



避難施設等

	名称
五条川小学校下	1 五条川小学校
	2 五条川小学校グラウンド
	3 井上会館
	4 八郷会館
	5 石仏会館
岩倉東小学校下	6 神野会館
	7 岩倉東小学校
	8 岩倉東小学校グラウンド
	9 東新町公会堂
	10 第五児童館
岩倉北小学校下	11 岩倉市役所
	12 岩倉北小学校
	13 岩倉北小学校グラウンド
	14 岩倉中学校
	15 岩倉中学校グラウンド
	16 総合体育文化センター
	17 中部保育園
	18 多世代交流センター（さくらの家）
	19 ふれあいセンター
	20 中野会館
	21 東町会館
岩倉南小学校下	22 大上市場会館
	23 泉会館
	24 JA愛知北岩倉支店
	25 地域交流センター（くすのきの家）
	26 岩倉南小学校
	27 岩倉南小学校グラウンド
	28 岩倉総合高等学校
	29 岩倉総合高等学校グラウンド
	30 南部老人憩の家
	31 岩倉市民プラザ
曾野小学校下	32 保健センター
	33 地域交流センター（みどりの家）
	34 野寄町公会堂
	35 川井町公会堂
	36 北島町公会堂
	37 曾野小学校
	38 曾野小学校グラウンド
	39 南部中学校
	40 南部中学校グラウンド
	41 下寺保育園
曾野小学校下	42 大市場町公会堂
	43 野寄町公会堂
	44 第四児童館
	45 第三児童館
	46 防災コミュニティセンター





出典:庄内川水系新川(五条川) 浸水想定区域図



出典:庄内川水系新川(青木川) 浸水想定区域図

3 災害リスクを高める社会経済的要因

災害を大きくする社会的要因は、主として次のような点が指摘される。

第1は人口の増加と建物の過密化があげられる。その結果、住宅の需要が増大し岩倉団地の建設をはじめ各地においてもさまざまな宅地造成が進み市街地は拡大した。同時に既成市街地における建物の高層化等による構造的な変化も見逃せない。これらは、災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。第2に自動車の発達である。自動車は、その利便性、機動性等から利用が増大し市民の自動車保有台数も年々増加している。自動車はそれ自体ガソリン等の危険物を内蔵しており出火延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱による被害が著しく拡大されることが予想される。

第3章 岩倉市の強靱化の基本的な考え方

1 リスクの抽出

本市においてはその地理的、地質的要因から、地震や風水害等の災害リスクが想定される。これらに共通する被害としては、建物等の倒壊、道路の閉塞・寸断や孤立地区の発生がある。

一方で将来的な人口減少等の社会経済的要因は、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させ、複雑化させる可能性がある。このため、こうしたリスクを取り除く強靱化施策は、ハード・ソフトの両面からアプローチを行い、分野や直接的な被害に必ずしもこだわらず将来にわたり見通す必要がある。

2 目指すべき将来像

人口減少・少子高齢化や社会資本ストックの老朽化等、社会変化への対応を包含しながら、平時から大規模自然災害に対する備えを充実させることにより、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、最悪な事態に陥ることを避け、市民の生命や財産を守り、経済活動を維持して、迅速な復旧復興が可能となるような、強靱で回復力のある安全・安心で住みよいまちを目指す。

3 基本目標

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は「基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割を踏まえ、以下の4項目を基本目標として、強靱化を推進する。

- (1) 市民の生命を最大限守る
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする

第4章 防災に関する調査報告

<調査の目的>

岩倉市では、どんな自然災害が起こっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつために、「岩倉市地域強靱化計画」を策定する。

計画の策定にあたり、市民の皆様の防災に対する意識や考え方をうかがい、市の防災施策の貴重な資料とさせていただくため、このアンケートを実施した。

<調査の方法>

調査地域	岩倉市全域
調査対象	18歳以上の方（令和2年9月1日現在）
抽出法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収
調査期間	令和2年9月17日（木）～ 令和2年9月30日（水）

<回収結果>

配布数	2,000票
回収数	1,070票
有効回収数	1,070票
有効回収率	53.5%

<本報告書の見方について>

- ・ 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。したがって合計が100.0%を上下する場合がある。
- ・ 基数となるべき実数（回収者数）は、“全体（n=〇〇）”として掲載し、各比率は回答者数を100.0%として算出した。なお、「n」はnumber of caseの略であり、設問の回答数である。
- ・ 1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい設問では、各回答の合計比率が100.0%を超える場合がある。
- ・ 本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合がある。
- ・ 「 」は1つの選択肢を、『 』は複数の選択肢を合わせた表現を示している。

1. 強靱な地域をつくるための方策について

「国土強靱化」の認知度では、「内容を知っている」は5.4%に留まっている。認知度が低い
ため、今回の「岩倉市地域強靱化計画」策定後には、市民に対し、わかりやすく内容を伝える必
要がある。

当地域の安全度では、「安全」と「ある程度安全」を合わせた『安全だと感じる』は51.2%、
「多少危険」と「危険」を合わせた『危険だと感じる』は20.7%となっている。

属性別にみると、年齢別では『安全だと感じる』は、年齢が上がるほど高くなる傾向があり、
60歳代以上では57.2%となっている。一方、10～30代は45.6%に留まっている。

居住形態別では『安全だと感じる』は、共同住宅（木造）が最も低く41.2%となっている。

若年層・中年層や、共同住宅（木造）に居住の方が安心・安全を感じるような施策立案や、情
報提供等が特に必要であると読み取れる。なお、「岩倉市地域強靱化計画」の策定効果指標とし
ては、本指標の向上を目指すべきであると考えられる。

脅威に感じる災害では、「地震・津波」や「豪雨・台風（洪水・高潮等）」が約9割となっ
ており、この2つの災害に回答が集中している。一方、その他の災害はほとんど回答がみられず、
災害リスクとして認知されていない。

大規模災害に事前に備える目標として優先度が高い目標では、「災害発生後であっても、生
活・事業活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保すると
ともに、これらの早期復旧を図ること」、「災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
こと」、「災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること」の3項目が約6割
となっている。

事前の備えとして、人命が保護できるような目標の優先度が高いことは当然といえるが、それ
以外にインフラの早期復旧が重視されていることが読み取れる。

大規模災害に対する対策では、「必要な物資の供給の迅速化」や「食料等の供給の確保」の2
項目が4割超と高くなっている。

大規模自然災害等により途絶した場合、影響が大きいと思う主要な交通では、「県道63号名古
屋江南線（名草線）」と「名鉄犬山線」の2項目が6割超と高くなっている。

小学校区別では、五条川小学校区で「国道155号」が最も高くなっている。

大規模自然災害により機能不全となった場合、影響が大きいものでは、「電気」と「上水道」
の2項目が7割超と高くなっている。近年、避難所等で「携帯電話・スマートフォン」を充電で
きるようにしてほしいという要望が多くみられる傾向にあるが、本アンケートでは「携帯電話・
スマートフォン」は約2割に留まった。ただし、属性別にみると、年代が低いほど「携帯電話・
スマートフォン」の回答割合は高くなっており、10～30歳代では約3割（27.6%）となっ
ている。

2. 災害や災害時の行動について

当地域が南海トラフ巨大地震の防災対策推進地域に含まれていることについては、半数超（54.3%）が「知っている」と回答している。

属性別にみると、家族構成別では、ひとり暮らしの方で「知っている」が46.0%とやや低くなっている。ひとり暮らし層にもスムーズな情報提供を行えるような仕組みづくりが求められている（本項目に限らず、今後ひとり暮らし高齢者等も増加することが考えられるため、ひとり暮らしの方に対する情報提供の方法には工夫が必要である）。

今までに自主的に避難したことがあるかでは、「（避難したことが）ない」が96.5%と非常に高くなっている。この理由では、「被害に遭うと思わなかった・被害にあったことがないから」や「自宅にいるのが安全と判断したから」との回答割合が高くなっている。

自己判断で避難をしないことを決めている方が多いため、少なくとも、避難指示・勧告等のルールの周知はしておきたいところである。また、緊急時に混乱なく避難できるように避難訓練等が必要である。

大地震が発生した場合に心配することでは、「電気、水道、ガスの供給停止」が最も高く、「食料・飲料水、燃料、日用品等の確保が困難になること」、「建物の倒壊・損壊」、「火災の発生」が続いている。なお、「心配なことはない」との回答はほとんどみられず、何かしらの不安を抱えていることが読み取れる。

3. 災害に関する情報のあり方について

災害情報の入手先では、「テレビ」が84.5%と最も高く、「スマートフォンの防災情報に関するアプリ」が41.7%と続いている。

年齢別にみると、「テレビ」は全年代が活用しているが、「スマートフォンの防災情報に関するアプリ」は60歳代以上で回答割合が低くなっている。また、10～30歳代では「ツイッター、フェイスブック等のSNS」（37.2%）、60歳代以上では「ラジオ」（40.7%）の割合も高くなっている。情報の入手先が多様化していることが読み取れる。

災害時に欲しい情報では、「電気・水道等のライフラインの情報」が93.0%と最も高く、「医療機関の情報」が46.0%、「道路交通等の情報や今後の復旧見通し」、「損壊した家屋、生活に関する支援（各種制度の案内や適用など）」、「スーパーマーケット等の営業情報（商品の入荷情報を含む）」がそれぞれ3割超となっている。スーパーマーケット等の営業情報に約3割の回答が集まっている点が特徴的である。

居住地域のハザードマップ*の認知度では、「見たことがあり、内容も知っている」が22.1%、「見たことはあるが、内容はよく分からない」が36.3%となっている。「見たことはあるが、内容はよく分からない」との回答が多いことから、動画などを活用して内容を分かりやすく解説するなど、説明の方法や機会の創出が必要と考えられる。

災害に備えて準備している食料・飲料水では、「飲料水」、「レトルト食品」、「缶詰」が5割超と高くなっている。備蓄への意識は高いことがうかがえる。

災害に備えて準備している防災グッズでは、「懐中電灯」、「携帯ラジオ」、「乾電池・充電池（太陽光）」、「救急セット（マスク、消毒薬、ガーゼ、包帯、常備薬等）」が4割超となっている。一方、準備が不十分である防災グッズもみられるため、これらのものについては準備を周知するか、市で準備を充実させることが必要であると考えられる。

自宅以外の場所に避難しなければならない事態に備えた対策では、「特に何もしていない」が38.5%となっている。また、この割合は、年齢が低いほど高まる傾向にあり、10～30歳代では43.2%となっている。

災害ボランティア活動への参加経験では、「参加したことがある」が7.2%、「参加したことはないが、機会があれば参加したい」が27.1%、「参加したことはない（参加の希望もない）」が63.9%となっている。

災害時には市職員の人手だけでは不十分であり、市民ボランティア等の協力が必要である。4人に1人が「参加したことはないが、機会があれば参加したい」と回答していることから、有効な社会資源として活用していきたいところである。

防災訓練への参加経験では、「参加したことがある」が46.0%、「訓練が行われていることは知っていたが、参加したことはない」が30.2%、「訓練が行われていることを知らなかった」が23.0%となっている。

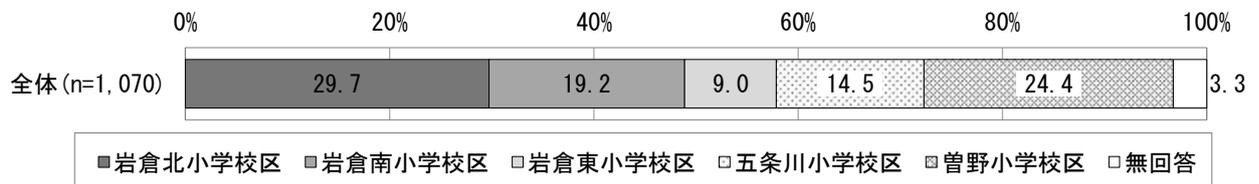
年齢別にみると、年齢が低くなるほど、参加経験が少なくなる傾向がある。

地域の安全度意識別では、当地域が安全と考えている方は、防災訓練への参加経験割合が高い傾向にある。防災訓練に参加することで、実施に発災時の行動が明確になるだけでなく、日頃の“安全意識の向上”にも繋がることが読み取れる。

【回答者の属性】

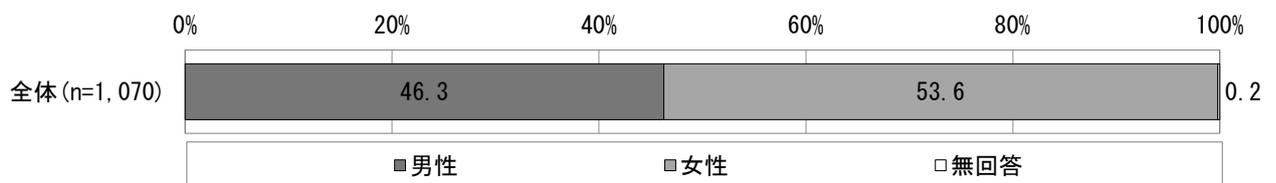
問1 お住まいの小学校区をお答えください。(1つに○)

「岩倉北小学校区」が29.7%、「岩倉南小学校区」が19.2%、「岩倉東小学校区」が9.0%、「五条川小学校区」が14.5%、「曾野小学校区」が24.4%となっている。



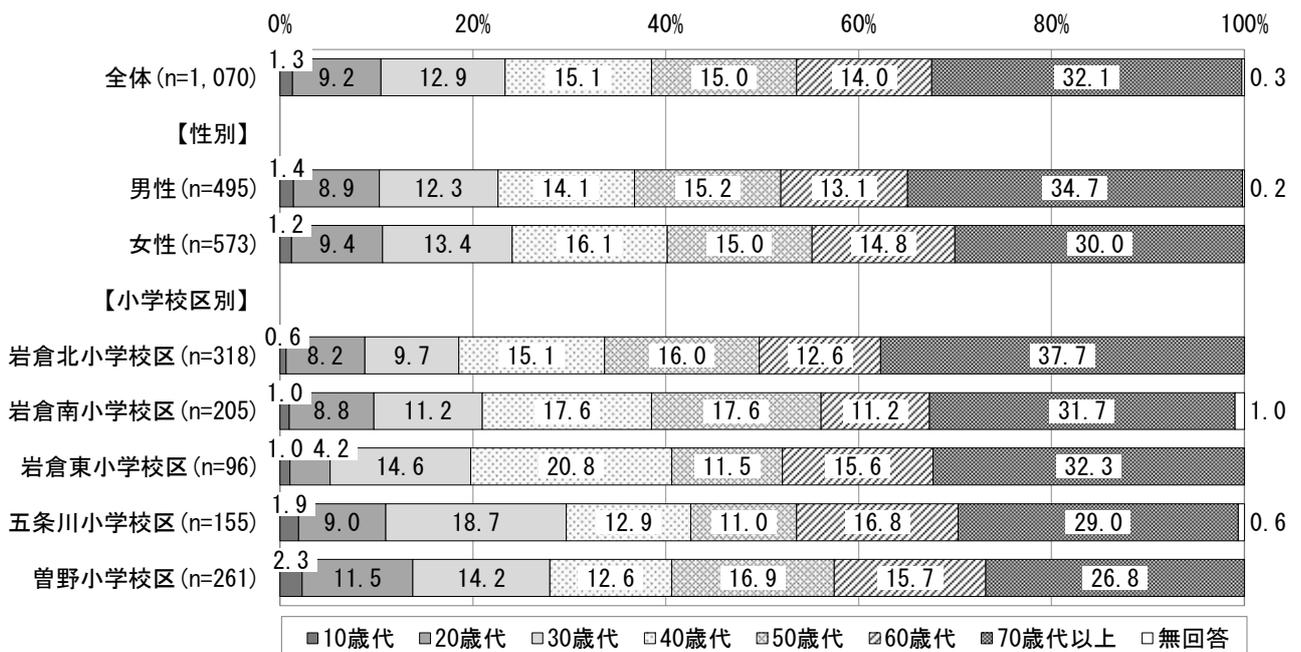
問2 性別をお答えください。(どちらかに○)

「男性」が46.3%、「女性」が53.6%となっている。



問3 年齢をお答えください。(令和2年9月1日現在の年齢で回答ください。)

全体では、「10歳代」が1.3%、「20歳代」が9.2%、「30歳代」が12.9%、「40歳代」が15.1%、「50歳代」が15.0%、「60歳代」が14.0%、「70歳代以上」が32.1%となっている。



問4 職業をお答えください。(1つに○)

全体では、「会社員、団体職員、公務員」が33.4%と最も高く、「パート・アルバイト」が15.6%、「家事専業」が11.6%、「自営業」が5.0%、「学生」が3.2%と続いている。また「無職」が28.6%となっている。

年齢別では、60歳代以上で「無職」が55.9%と最も高くなっている。

(%)	会社員、 団体職員、 公務員	パート・ アルバイト	家事専業	自営業	学生	農業	無職	その他	無回答
全体 (n=1,070)	33.4	15.6	11.6	5.0	3.2	1.4	28.6	1.0	0.3
【性別】									
男性 (n=495)	47.1	5.9	0.2	6.9	3.2	1.8	33.3	1.6	0.0
女性 (n=573)	21.6	24.1	21.3	3.3	3.1	1.0	24.4	0.5	0.5
【年齢別】									
10～30歳代 (n=250)	59.2	8.8	10.0	1.2	13.2	0.0	6.4	0.8	0.4
40～50歳代 (n=323)	51.1	28.8	9.9	5.9	0.0	0.0	4.0	0.3	0.0
60歳代以上 (n=494)	8.9	10.5	13.4	6.3	0.0	3.0	55.9	1.6	0.4
【小学校区別】									
岩倉北小学校区 (n=318)	32.1	12.6	11.6	6.9	2.5	1.3	32.1	0.9	0.0
岩倉南小学校区 (n=205)	31.7	18.5	11.2	4.4	1.0	3.9	27.3	1.0	1.0
岩倉東小学校区 (n=96)	34.4	19.8	9.4	2.1	0.0	0.0	33.3	0.0	1.0
五条川小学校区 (n=155)	32.3	14.2	14.2	2.6	7.1	0.6	27.1	1.9	0.0
曾野小学校区 (n=261)	37.2	14.9	11.5	5.7	4.6	0.8	24.1	1.1	0.0

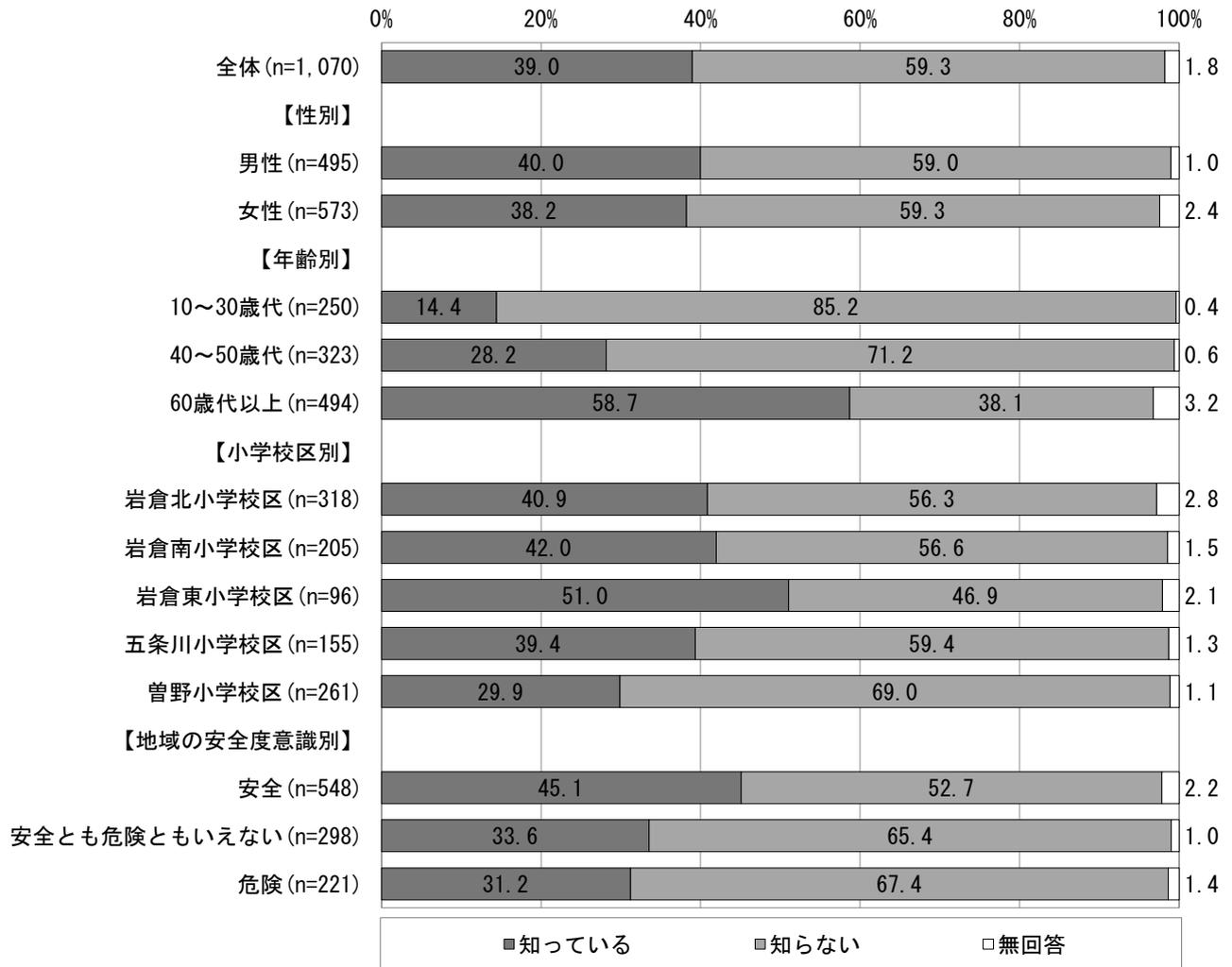
問5 お住まいの地域に自主防災会があることを知っていますか。(どちらかに○)

全体では、「知っている」が39.0%、「知らない」が59.3%となっている。

年齢別では「知っている」は、年齢が上がるほど高くなる傾向にあり、60歳代以上で58.7%と半数を超えている。

小学校区別では、岩倉東小学校区で「知っている」が51.0%と高くなっている。

地域の安全度意識別では、安全と回答した人で「知っている」が45.1%と高くなっている。



※【地域の安全度意識別】は問9の回答を基に以下の通り定義している

安全 : 問9で「安全」・「やや安全」を選択

どちらともいえない : 問9で「どちらともいえない」を選択

危険 : 問9で「危険」・「やや危険」を選択

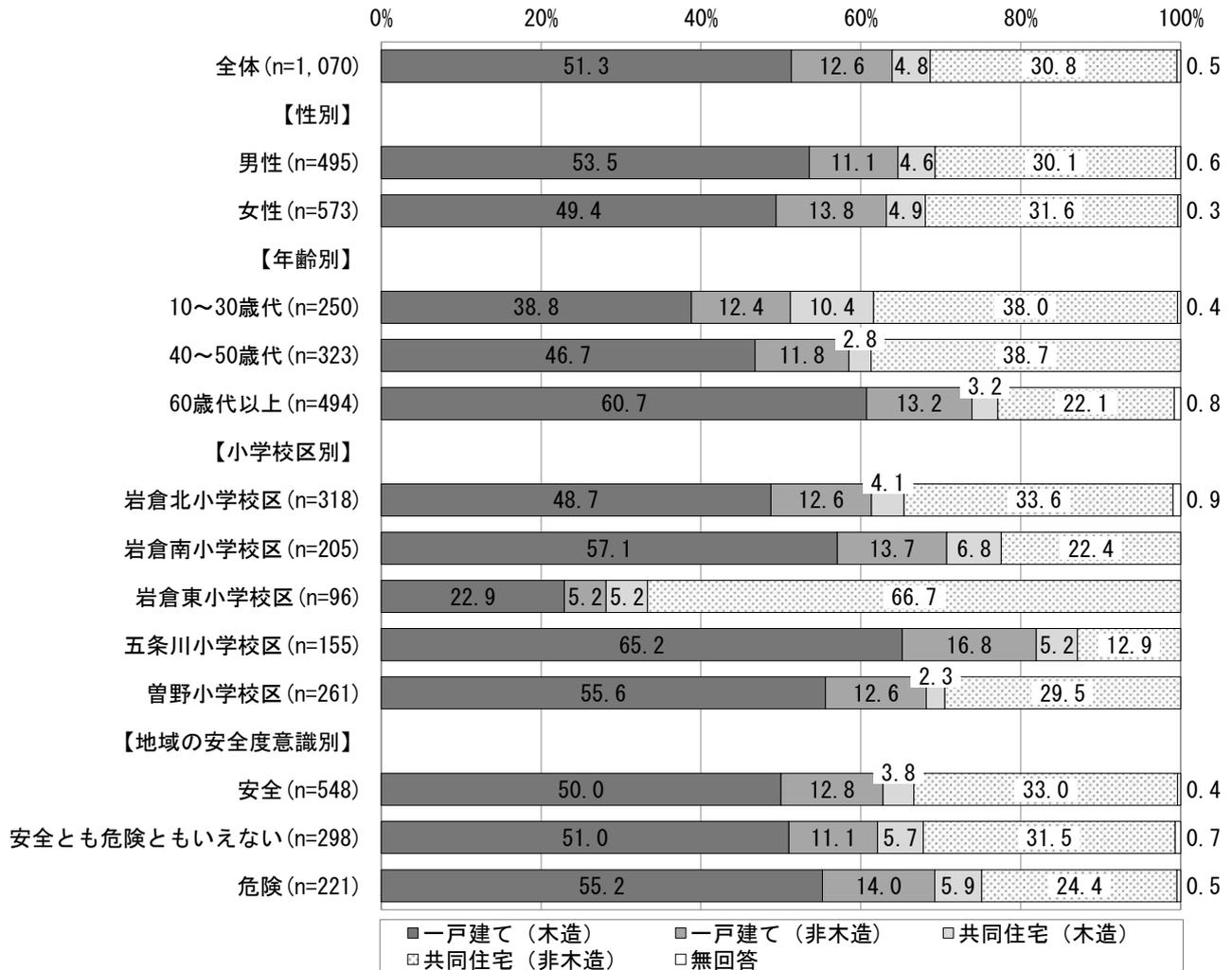
(以下同)

問6 あなたのお住まいは、次のように分類した場合どれでしょうか。(1つに○)

全体では、「一戸建て(木造)」が51.3%と最も高く、「共同住宅(非木造)」が30.8%、「一戸建て(非木造)」が12.6%、「共同住宅(木造)」が4.8%と続いている。

年齢別では、年齢が上がるほど「一戸建て(木造)」の割合が高くなる傾向にある。

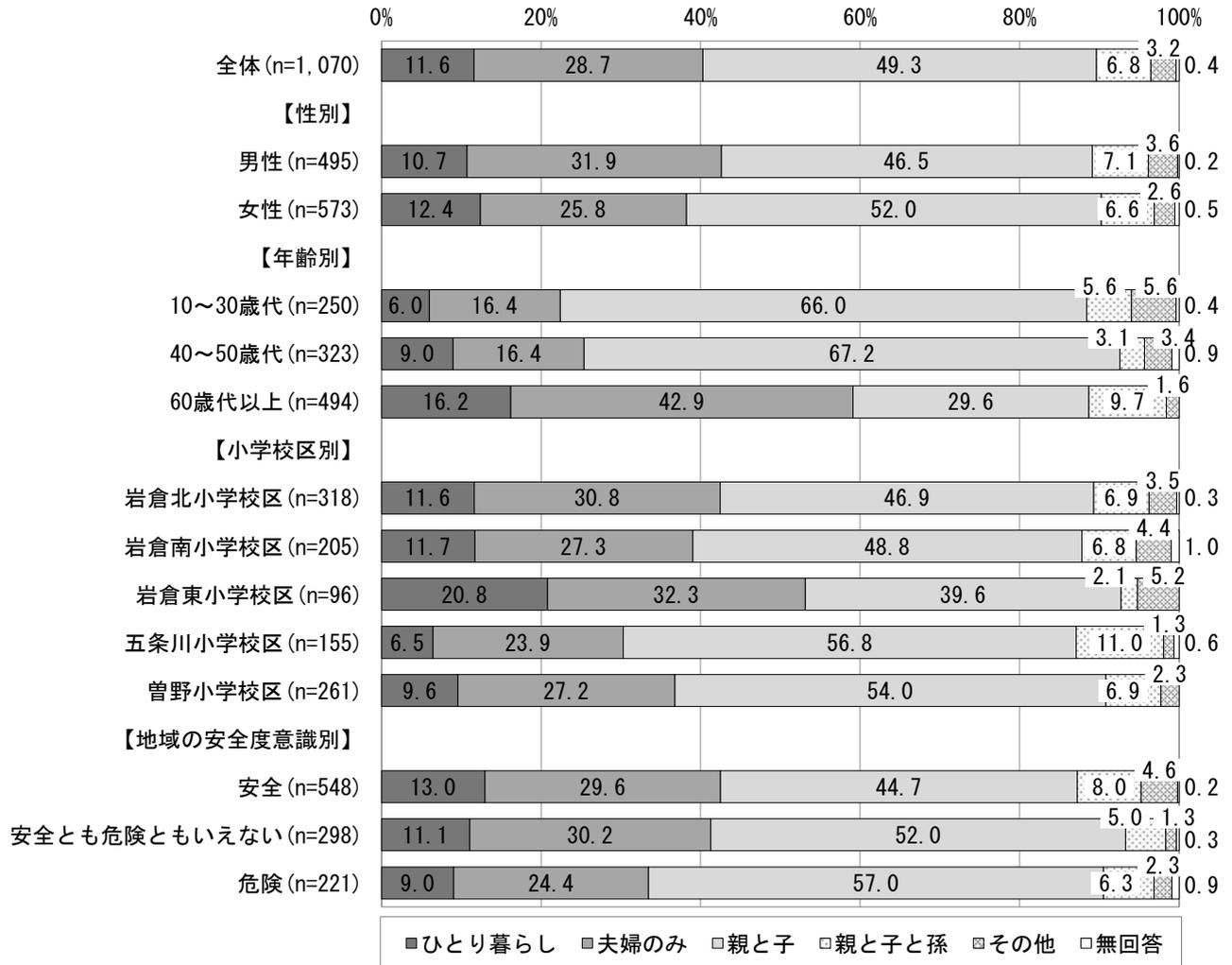
小学校区別では、岩倉東小学校区で「共同住宅(非木造)」が66.7%と最も高くなっている。



問7 あなたの（同居している）家族構成をお答えください。

全体では、「親と子」が49.3%と最も高く、「夫婦のみ」が28.7%、「ひとり暮らし」が11.6%、「親と子と孫」が6.8%と続いている。

年齢別では、60歳代以上で「夫婦のみ」が42.9%と最も高くなっている。



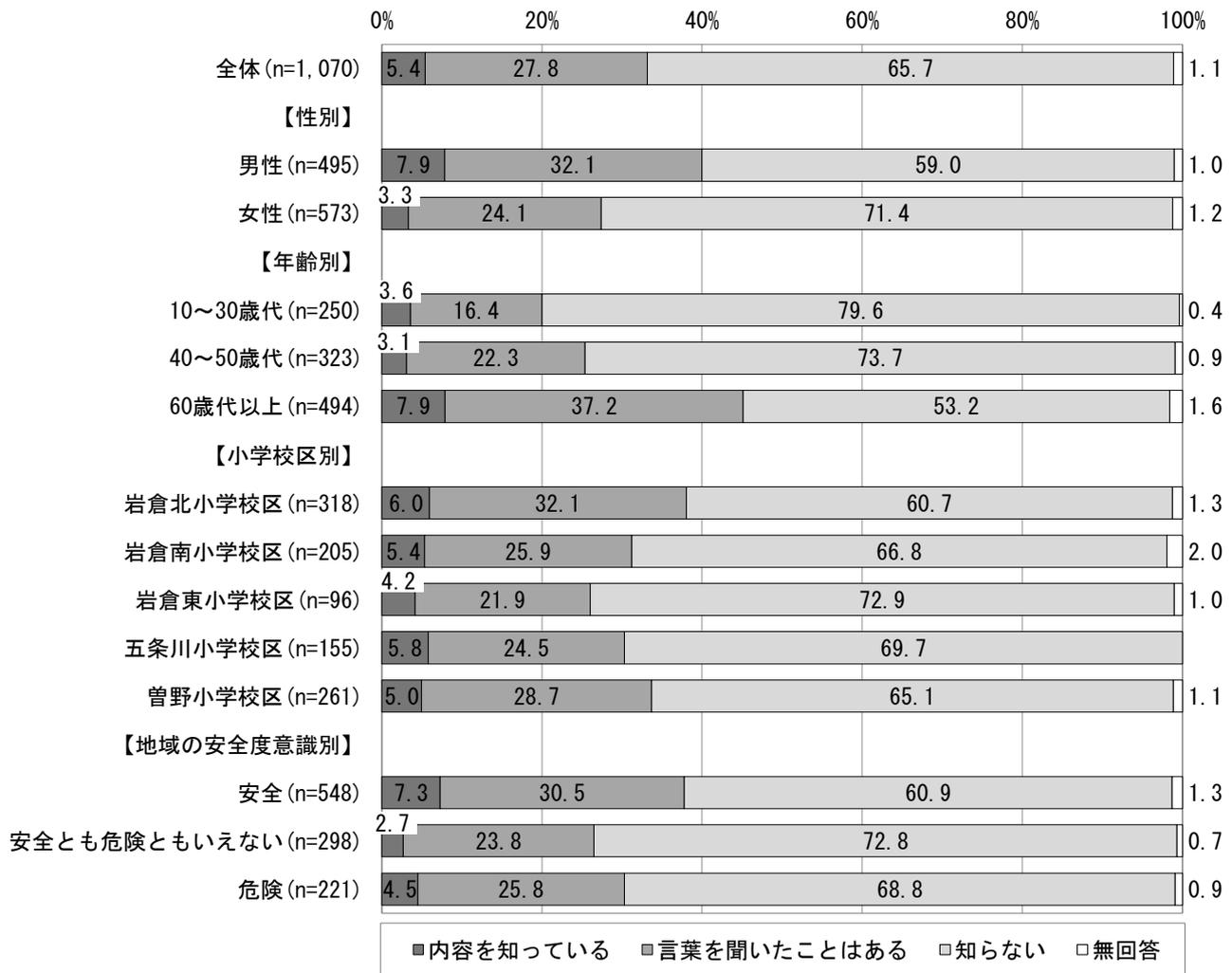
【強靱な地域をつくるための方策について】

問8 現在、国、県、市などが「国土強靱化」を進めていることを知っていますか。(1つに○)

全体では、「内容を知っている」が5.4%、「言葉を聞いたことはある」が27.8%、「知らない」が65.7%となっている。

年齢別では、60歳代以上で「内容を知っている」が7.9%、「言葉を聞いたことはある」が37.2%と、他の年代に比べて高くなっている。

地域の安全度意識別では、安全と回答した人で「内容を知っている」と「言葉を聞いたことはある」の割合が高くなっている。

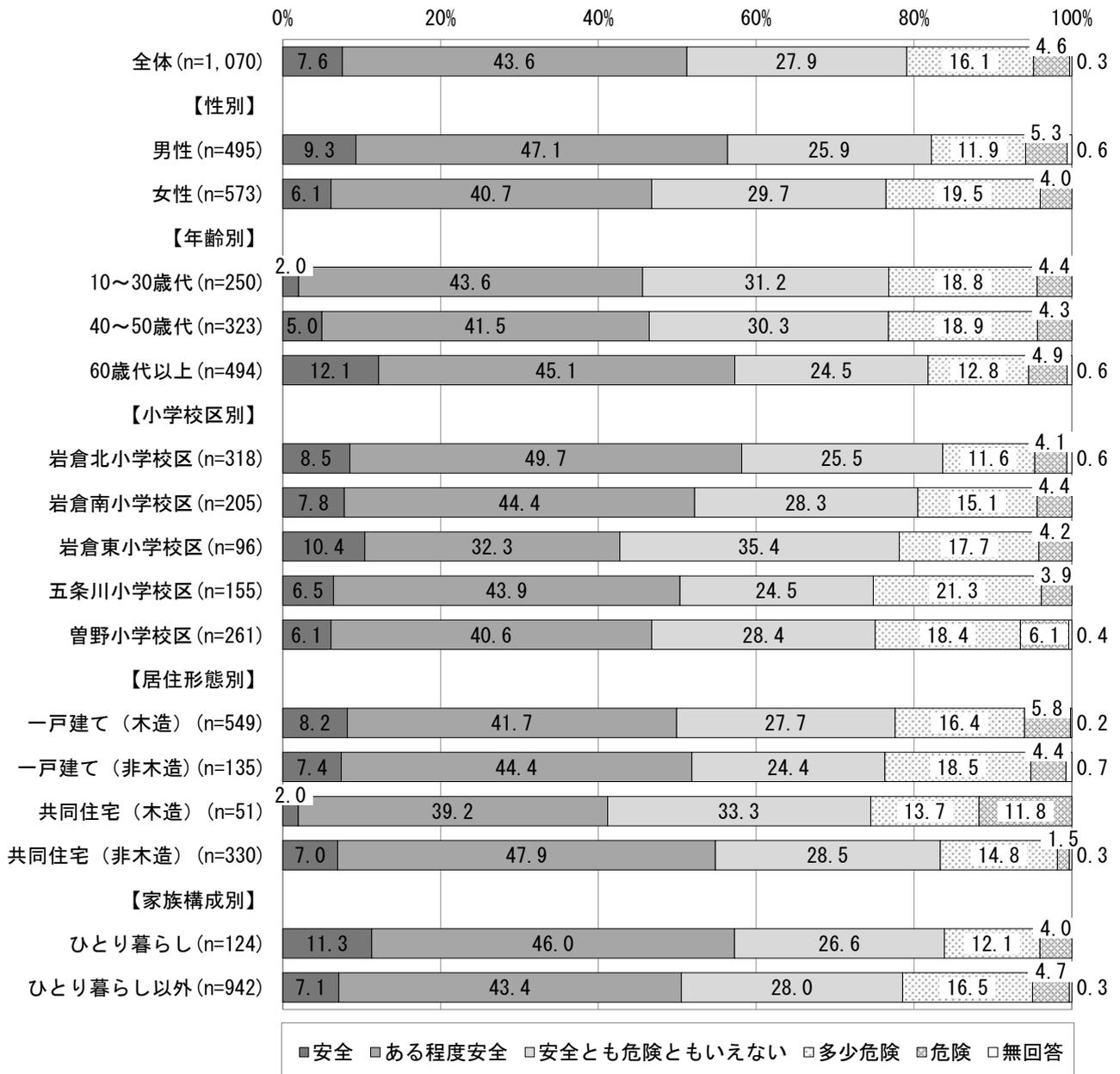


問9 お住まいの地域が災害に対し安全だと感じていますか。それとも危険だと感じていますか。(1つに○)

全体では、「安全」が7.6%、「ある程度安全」が43.6%、「安全とも危険ともいえない」が27.9%、「多少危険」が16.1%、「危険」が4.6%となっている。「安全」と「ある程度安全」を合わせた『安全だと感じる』は51.2%、「多少危険」と「危険」を合わせた『危険だと感じる』は20.7%となっている。

性別では、女性で『安全だと感じる』は46.8%と、男性(56.4%)に比べて低くなっている。

年齢別では『安全だと感じる』は、年齢が上がるほど高くなる傾向にある。



※【居住形態別】は問6の回答を基にしている

※【家族構成別】は問7の回答を基に以下の通り定義している

ひとり暮らし：問7で「ひとり暮らし」を選択

ひとり暮らし以外：問7で「夫婦のみ」・「親と子」・「親と子と孫」・「その他」を選択

(以下同)

問10 あなたにとって、今後起こりうる大規模自然災害として、脅威に感じる災害を2つまで選んでお答えください。市域では発生の頻度が低い災害を含んでいます。

全体では、「地震・津波」が89.8%と最も高く、「豪雨・台風（洪水・高潮等）」が87.4%、「異常渇水」が4.8%、「大雪」が0.7%、「土砂災害」が0.7%、「火山噴火」が0.5%と続いている。

(%)	地震・津波	豪雨・台風 (洪水・高潮等)	異常渇水	大雪	土砂災害	火山噴火	その他	無回答
全体 (n=1,070)	89.8	87.4	4.8	0.7	0.7	0.5	1.2	0.3
【性別】								
男性 (n=495)	89.3	86.9	4.4	0.4	0.4	0.6	1.2	0.0
女性 (n=573)	90.4	87.8	5.1	1.0	0.9	0.3	1.2	0.5
【年齢別】								
10～30歳代 (n=250)	92.8	90.8	2.8	0.8	1.6	0.8	0.8	0.0
40～50歳代 (n=323)	93.5	84.8	3.4	0.9	0.0	0.3	1.2	0.0
60歳代以上 (n=494)	86.0	87.2	6.7	0.6	0.6	0.4	1.4	0.6
【小学校区別】								
岩倉北小学校区 (n=318)	90.3	86.5	4.1	0.3	0.6	0.3	1.6	0.3
岩倉南小学校区 (n=205)	89.8	87.8	4.9	1.0	0.5	0.0	0.5	0.0
岩倉東小学校区 (n=96)	92.7	76.0	7.3	2.1	0.0	1.0	1.0	1.0
五条川小学校区 (n=155)	88.4	94.8	5.2	0.6	0.0	0.0	1.3	0.6
曾野小学校区 (n=261)	90.0	87.7	4.6	0.8	0.8	0.8	1.5	0.0
【地域の安全度意識別】								
安全 (n=548)	89.1	83.2	6.4	0.4	0.4	0.5	1.5	0.2
安全とも危険ともいえない (n=298)	91.9	91.3	3.7	1.0	1.3	0.3	0.3	0.3
危険 (n=221)	89.1	92.3	2.3	1.4	0.5	0.5	1.8	0.5

問11 大規模自然災害に事前に備えるべき目標として、優先度が高いと思う目標を2つ選んでお答えください。(2つに○)

全体では、「災害発生後であっても、生活・事業活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること」が60.2%と最も高く、「災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること」が57.8%と続いている。

(%)	災害発生後であっても、生活・事業活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること	災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確認すること	制御不能な二次災害を発生させないこと	災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確認すること	災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	その他	無回答
全体 (n=1,070)	60.2	57.8	55.5	9.5	7.2	4.2	3.1	0.7	0.4	0.6
【性別】										
男性 (n=495)	57.0	59.2	56.2	9.7	6.7	3.8	3.8	0.8	0.6	0.6
女性 (n=573)	63.2	56.5	55.1	9.4	7.7	4.5	2.3	0.7	0.2	0.3
【年齢別】										
10～30歳代 (n=250)	54.4	54.0	60.8	11.6	9.6	3.6	2.4	1.2	0.8	0.0
40～50歳代 (n=323)	60.1	59.4	57.6	9.0	7.1	2.5	3.4	0.6	0.0	0.3
60歳代以上 (n=494)	63.4	58.7	51.8	8.9	6.1	5.7	3.0	0.6	0.4	0.8
【小学校区別】										
岩倉北小学校区 (n=318)	58.5	58.8	55.3	10.1	6.3	4.4	4.1	0.0	0.6	0.3
岩倉南小学校区 (n=205)	57.6	59.5	54.1	8.8	8.3	3.9	4.9	2.4	0.0	0.5
岩倉東小学校区 (n=96)	60.4	58.3	56.3	5.2	4.2	7.3	3.1	0.0	1.0	1.0
五条川小学校区 (n=155)	65.2	55.5	55.5	10.3	5.8	5.2	1.9	0.0	0.0	0.0
曾野小学校区 (n=261)	62.1	55.9	58.2	11.1	8.4	2.7	0.8	0.8	0.4	0.4
【地域の安全度意識別】										
安全 (n=548)	60.0	58.8	55.8	9.3	6.4	4.7	2.9	0.7	0.4	0.4
安全とも危険ともいえない (n=298)	60.7	58.7	52.3	8.4	8.4	5.0	3.4	1.0	0.0	0.7
危険 (n=221)	59.7	53.4	59.3	11.8	7.7	1.8	3.2	0.5	0.9	0.9

問12 大規模自然災害に対する対策として、優先度が高いと思う対策を3つまで選んでお答えください。(3つまでに○)

全体では、「必要な物資の供給の迅速化」が55.6%と最も高く、「食料等の供給の確保」が42.1%、「公共施設や不特定多数が集まる施設の耐震化」が29.8%、「情報提供・情報収集機能の多様化・迅速化」が27.8%、「医療機関の防災力の強化」が27.2%と続いている。

(%)	必要な物資の供給の迅速化	食料等の供給の確保	公共施設や不特定多数が集まる施設の耐震化	情報提供・情報収集機能の多様化・迅速化	医療機関の防災力の強化	交通網の多重化・途絶のない道路等インフラの耐災害性強化とネットワークの強化による交通機能強化	上下水道の防災力の強化	個人住宅の耐震化	主要道路の通行遮断による市域を孤立化させない対応の強化	行政機関の防災力の強化	地域コミュニティ（自主防災組織等）の防災力の強化	災害廃棄物の処理の迅速化	小・中学校教育などでの防災教育の実施	自然環境の保全・再生	市主催イベントや広報誌を用いての防災啓蒙活動の実施	その他	無回答
全体 (n=1,070)	55.6	42.1	29.8	27.8	27.2	26.6	23.4	22.0	7.5	7.3	7.3	5.3	2.8	1.9	0.7	0.7	0.7
【性別】																	
男性 (n=495)	54.1	44.8	27.1	26.7	30.9	27.7	24.2	24.2	6.3	6.5	7.1	4.0	3.0	1.6	1.0	0.8	0.2
女性 (n=573)	57.1	40.0	32.1	28.8	24.1	25.7	22.7	20.1	8.6	8.0	7.5	6.5	2.6	2.1	0.5	0.5	0.9
【年齢別】																	
10～30歳代 (n=250)	58.8	44.8	34.8	26.0	26.0	27.6	18.4	22.0	7.6	7.6	6.8	3.2	3.6	2.4	0.0	1.2	0.0
40～50歳代 (n=323)	57.9	39.3	27.9	30.7	28.2	29.1	21.7	19.8	5.6	6.2	5.9	6.8	2.8	2.5	1.2	0.6	0.3
60歳代以上 (n=494)	52.8	42.7	28.5	26.9	27.3	24.5	26.9	23.5	8.5	7.9	8.5	5.5	2.4	1.2	0.8	0.4	1.0
【小学校区別】																	
岩倉北小学校区 (n=318)	53.8	37.4	34.0	29.9	27.0	27.4	23.3	22.0	5.3	6.6	7.2	3.1	2.8	2.8	1.6	1.3	0.9
岩倉南小学校区 (n=205)	47.8	47.8	32.2	26.3	29.8	25.9	22.4	20.0	9.8	6.8	6.8	6.8	2.9	1.0	0.0	0.5	1.0
岩倉東小学校区 (n=96)	66.7	51.0	33.3	27.1	20.8	24.0	26.0	15.6	6.3	5.2	7.3	5.2	2.1	1.0	0.0	0.0	0.0
五条川小学校区 (n=155)	58.7	44.5	23.2	29.7	20.6	26.5	24.5	25.2	7.7	8.4	9.7	3.2	1.3	2.6	1.3	0.0	0.0
曾野小学校区 (n=261)	57.9	37.9	26.8	25.7	31.8	26.8	23.4	23.8	8.0	8.8	6.5	7.7	3.1	1.1	0.4	0.8	0.8
【地域の安全度意識別】																	
安全 (n=548)	54.9	40.5	31.4	28.6	27.9	27.7	24.5	21.2	7.1	7.3	9.5	3.1	2.7	2.2	0.7	0.5	0.5
安全とも危険ともいえない (n=298)	57.4	46.3	28.2	26.5	25.8	26.2	21.5	21.8	7.7	8.1	4.0	7.7	2.3	1.7	1.0	0.3	0.7
危険 (n=221)	54.8	40.7	27.6	27.6	27.6	24.9	23.1	24.0	7.7	6.3	5.9	7.7	3.6	1.4	0.5	1.4	0.9

問13 市内の基幹的な交通ネットワークのうち、大規模自然災害等により途絶した場合、影響が大きいと思う主要な交通を2つ選んでお答えください。(2つに○)

全体では、「県道63号名古屋江南線(名草線)」が68.2%と最も高く、「名鉄犬山線」が64.2%、「国道155号」が28.9%、「高速道路(名神高速道路)」が16.0%、「県道25号春日井一宮線」が9.6%と続いている。

小学校区別では、岩倉東小学校区と曾野小学校区で「名鉄犬山線」、五条川小学校区で「国道155号」が最も高くなっている。

(%)	県道63号名古屋江南線(名草線)	名鉄犬山線	国道155号	高速道路(名神高速道路)	県道25号春日井一宮線	その他	無回答
全体(n=1,070)	68.2	64.2	28.9	16.0	9.6	1.0	3.6
【性別】							
男性(n=495)	68.9	62.6	28.7	16.0	10.7	1.6	3.8
女性(n=573)	67.5	65.6	29.1	16.1	8.7	0.5	3.3
【年齢別】							
10~30歳代(n=250)	60.4	57.6	38.0	18.0	9.2	2.0	4.0
40~50歳代(n=323)	72.8	65.3	26.9	20.1	8.4	0.6	1.2
60歳代以上(n=494)	69.0	66.8	25.7	12.3	10.7	0.8	4.9
【小学校区別】							
岩倉北小学校区(n=318)	69.8	61.0	28.9	16.4	10.1	0.6	3.8
岩倉南小学校区(n=205)	78.0	68.8	20.0	14.6	7.8	1.0	2.4
岩倉東小学校区(n=96)	53.1	65.6	22.9	19.8	21.9	1.0	4.2
五条川小学校区(n=155)	56.8	49.7	57.4	12.9	9.0	1.3	4.5
曾野小学校区(n=261)	71.6	72.4	21.8	16.1	7.3	1.5	2.7
【地域の安全度意識別】							
安全(n=548)	68.6	64.6	29.2	13.9	9.9	1.3	3.1
安全とも危険ともいえない(n=298)	66.4	63.4	26.8	17.4	9.7	0.7	5.0
危険(n=221)	69.7	63.8	30.8	19.5	9.0	0.9	2.7

問14 各ライフラインのうち、大規模自然災害により機能不全となった場合、影響が大きいと思うものを2つまで選んでお答えください。(2つまでに○)

全体では、「電気」が81.3%と最も高く、「上水道」が73.6%、「携帯電話・スマートフォン」が17.4%、「下水道」が16.7%、「ガス」が6.5%、「インターネット回線」が2.3%と続いている。

(%)	電気	上水道	携帯電話・スマートフォン	下水道	ガス	インターネット回線	固定電話	その他	無回答
全体 (n=1,070)	81.3	73.6	17.4	16.7	6.5	2.3	0.9	0.2	0.8
【性別】									
男性 (n=495)	81.0	75.8	15.2	16.8	5.9	2.0	1.0	0.4	0.8
女性 (n=573)	81.7	71.9	19.4	16.8	7.2	2.6	0.9	0.0	0.7
【年齢別】									
10～30歳代 (n=250)	74.0	64.4	27.6	24.0	4.8	5.2	0.0	0.4	0.4
40～50歳代 (n=323)	81.7	73.7	20.4	14.9	5.9	2.2	0.3	0.0	0.0
60歳代以上 (n=494)	84.8	78.5	10.3	14.4	7.7	1.0	1.8	0.2	1.4
【小学校区別】									
岩倉北小学校区 (n=318)	83.6	74.5	17.0	14.5	6.0	3.8	0.3	0.3	0.3
岩倉南小学校区 (n=205)	79.0	78.0	17.1	15.6	5.9	0.0	1.5	0.0	2.0
岩倉東小学校区 (n=96)	76.0	70.8	17.7	22.9	7.3	0.0	1.0	0.0	1.0
五条川小学校区 (n=155)	82.6	81.9	13.5	11.6	5.8	2.6	0.0	0.0	0.6
曾野小学校区 (n=261)	82.4	68.6	18.4	19.5	6.1	2.7	1.5	0.4	0.8
【地域の安全度意識別】									
安全 (n=548)	81.9	73.0	16.8	17.7	6.8	1.6	1.3	0.4	0.9
安全とも危険ともいえない (n=298)	82.6	74.2	18.1	11.7	7.7	2.3	1.0	0.0	0.7
危険 (n=221)	77.8	74.7	18.1	21.3	4.1	4.1	0.0	0.0	0.9

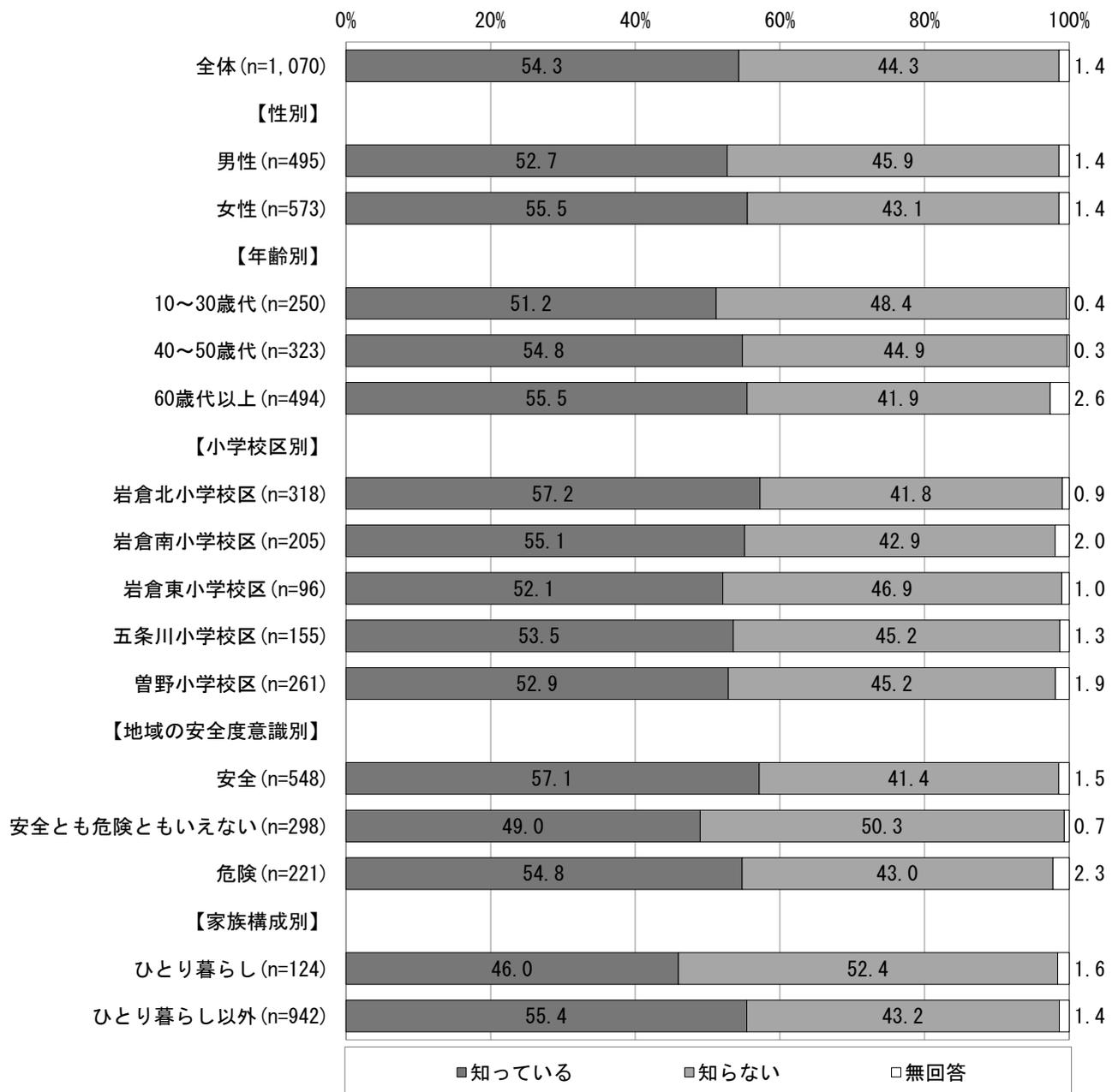
【災害や災害時の行動について】

問15 岩倉市が指定する南海トラフ巨大地震（東海地震含む）の防災対策推進地域（著しい地震災害が生ずる恐れがある地域）に含まれていることを知っていますか。（どちらかに○）

全体では、「知っている」が54.3%、「知らない」が44.3%となっている。

地域の安全度意識別では、安全とも危険ともいえないと回答した方は「知っている」が49.0%と低くなっている。災害リスクへの認知度が低いため、安全かどうか判断できていないと推測できる。

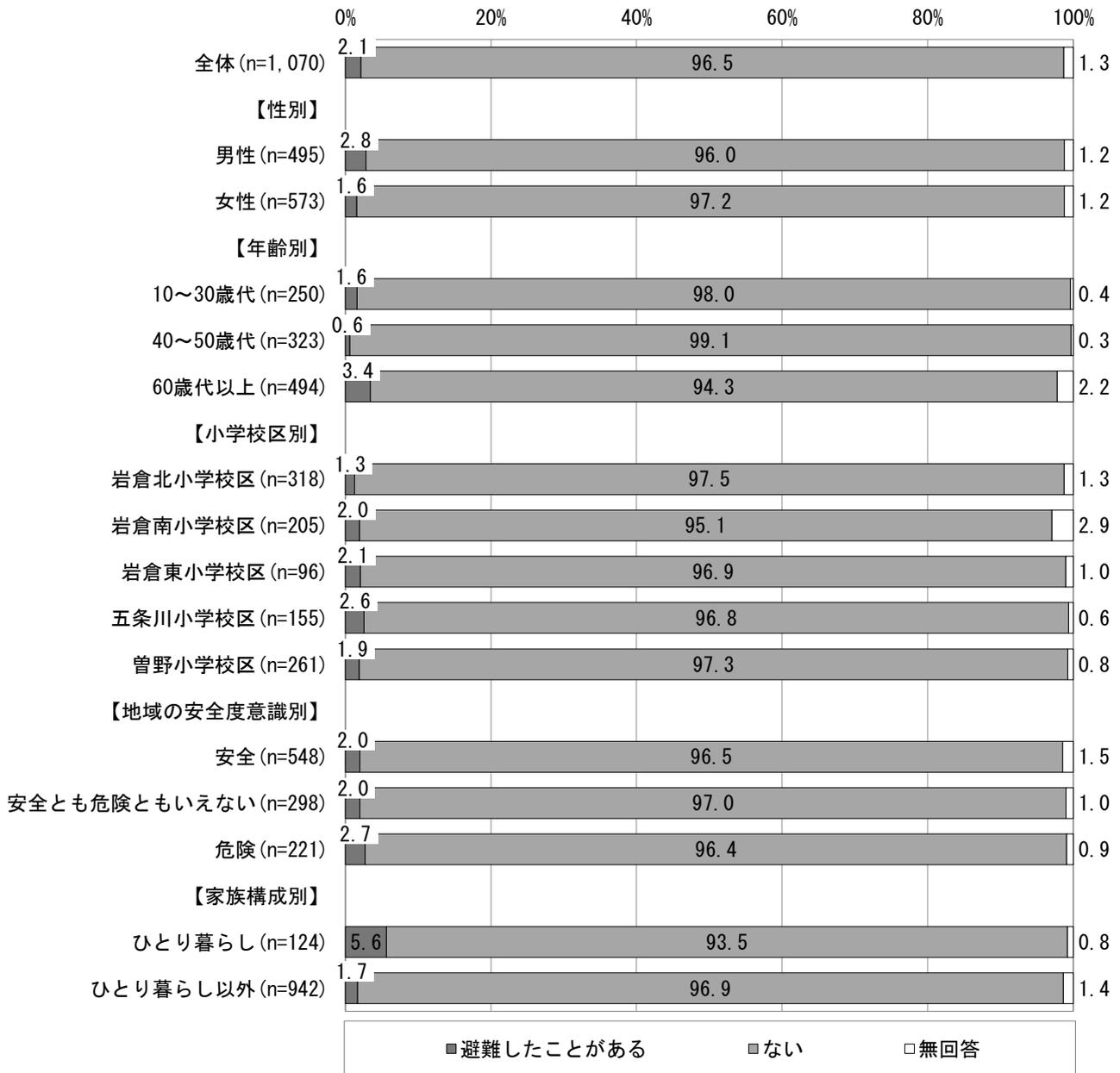
家族構成別では「知っている」は、ひとり暮らし以外（55.4%）がひとり暮らし（46.0%）を9.4ポイント上回っている。



問16 今までに自主的に避難所へ避難したことがありますか。(1つに○)

全体では、「避難したことがある」が2.1%、「ない」が96.5%となっている。

家族構成別では、ひとり暮らしで「避難したことがある」が5.6%と若干高くなっている。



問16で「ない」と回答した方のみお答えください

問16-1 それはなぜですか。該当するものをすべてお答えください。

全体では、「被害に遭うと思わなかった・被害にあったことがないから」が60.5%と最も高く、「自宅にいるのが安全と判断したから」が44.3%、「人からの声掛けがなかった・近隣住民が避難していなかったから」が7.8%と続いている。

(%)	被害に遭うと思わなかったから・	自宅にいるのが安全と判断したから	近隣住民が避難しなかったから・人からの声掛けがなかったから	避難するの危険、避難所が遠いなどがあるから	避難するの課題・支障（大雨等道中が避難、要援護者（自身又は家族）が	その他	無回答
全体 (n=1,033)	60.5	44.3	7.8	5.9	2.7	1.7	
【性別】							
男性 (n=475)	56.2	46.7	8.0	5.7	3.8	2.1	
女性 (n=557)	64.3	42.2	7.7	6.1	1.8	1.4	
【年齢別】							
10～30歳代 (n=245)	65.3	40.4	6.1	4.5	3.3	1.2	
40～50歳代 (n=320)	58.8	47.2	9.4	4.4	3.1	0.9	
60歳代以上 (n=466)	59.4	44.4	7.7	7.7	2.1	2.4	
【小学校区別】							
岩倉北小学校区 (n=310)	61.0	44.2	7.1	3.2	2.9	1.6	
岩倉南小学校区 (n=195)	54.4	52.8	7.7	4.6	3.6	2.6	
岩倉東小学校区 (n=93)	63.4	35.5	8.6	5.4	4.3	4.3	
五条川小学校区 (n=150)	69.3	35.3	6.7	7.3	1.3	1.3	
曾野小学校区 (n=254)	58.7	47.2	8.3	8.7	2.0	0.8	
【家族構成別】							
ひとり暮らし (n=116)	50.0	47.4	8.6	6.0	6.9	2.6	
ひとり暮らし以外 (n=913)	61.8	44.0	7.8	5.9	2.2	1.6	

問17 大地震が起こった場合、心配することとして該当するものをすべてお答えください。
(すべてに○)

全体では、「電気、水道、ガスの供給停止」が92.1%と最も高く、「食料・飲料水、燃料、日用品等の確保が困難になること」が88.6%、「建物の倒壊・損壊」が78.4%、「火災の発生」が70.9%、「家族の安否の確認ができなくなること」が62.3%、「避難所生活」が52.3%と続いている。なお、「心配なことはない」は0.2%となっている。

(%)	電気、水道、ガスの供給停止	食料・飲料水、燃料、日用品等の確保が困難になること	建物の倒壊・損壊	火災の発生	家族の安否の確認ができなくなること	避難所生活	タンス等の家具類の転倒	ガス等の危険物の爆発	外出先・勤務先から帰宅することができなくなる	液状化現象	地割れ、陥没	治安の悪化	企業の生産活動の停止	土砂崩れ、がけ崩れ	その他	心配なことはない	無回答
全体 (n=1,070)	92.1	88.6	78.4	70.9	62.3	52.3	43.8	42.2	41.4	35.7	32.6	29.6	12.5	4.1	2.9	0.2	0.4
【性別】																	
男性 (n=495)	90.7	86.5	78.6	67.5	53.3	45.9	38.8	37.8	35.8	36.2	31.1	28.7	12.1	4.8	2.4	0.4	0.4
女性 (n=573)	93.4	90.6	78.4	74.0	70.3	58.1	48.2	46.2	46.4	35.3	33.9	30.4	12.7	3.5	3.3	0.0	0.2
【年齢別】																	
10～30歳代 (n=250)	89.6	91.6	81.6	68.0	76.0	58.8	45.2	42.4	54.0	37.2	35.2	27.6	16.4	8.4	3.2	0.0	0.4
40～50歳代 (n=323)	92.9	87.3	78.3	70.9	72.8	56.3	44.6	41.2	53.6	33.1	36.2	31.9	15.5	4.6	4.6	0.0	0.0
60歳代以上 (n=494)	93.1	88.3	77.1	72.7	49.0	46.8	42.7	43.1	27.3	36.6	28.9	29.1	8.5	1.6	1.6	0.4	0.2
【小学校区別】																	
岩倉北小学校区 (n=318)	94.7	88.4	82.1	72.6	62.6	47.8	45.0	42.1	38.4	35.8	32.1	29.6	12.6	1.9	3.5	0.0	0.0
岩倉南小学校区 (n=205)	90.2	87.3	73.7	68.3	60.0	50.7	37.1	41.0	41.0	36.1	29.3	25.4	12.2	5.4	2.9	0.0	0.5
岩倉東小学校区 (n=96)	92.7	91.7	77.1	68.8	60.4	51.0	61.5	51.0	46.9	26.0	35.4	35.4	13.5	4.2	3.1	0.0	0.0
五条川小学校区 (n=155)	90.3	89.0	76.8	72.9	68.4	53.5	40.0	47.1	40.0	33.5	30.3	29.7	13.5	5.2	1.3	0.0	1.3
曾野小学校区 (n=261)	91.6	88.1	80.8	72.0	61.7	59.8	43.3	37.9	45.6	39.8	36.4	30.3	12.3	3.8	3.1	0.8	0.4
【地域の安全度意識別】																	
安全 (n=548)	92.0	87.4	77.0	69.5	57.8	47.6	42.3	40.0	37.4	31.9	29.2	27.9	9.9	3.3	2.4	0.4	0.2
安全とも危険ともいえない (n=298)	93.0	91.6	78.9	74.8	65.8	53.4	47.7	48.0	45.6	36.6	34.2	31.5	15.4	5.0	2.7	0.0	0.7
危険 (n=221)	91.0	87.3	81.4	69.2	68.3	62.0	42.1	39.8	45.7	44.3	38.9	30.8	14.9	5.0	4.5	0.0	0.5

【災害に関する情報のあり方について】

問18 災害情報の入手先として利用しているものはどれですか。利用する機会が多いもの2つを選んでお答えください。(2つに○)

全体では、「テレビ」が84.5%と最も高く、「スマートフォンの防災情報に関するアプリ」が41.7%、「ラジオ」が26.4%、「ツイッター、フェイスブック等のSNS」が12.4%、「市の登録制メール（ほっと情報メール）」が9.9%、「友人・知人からのメール」が7.3%と続いている。

年齢別では「ツイッター、フェイスブック等のSNS」は、年齢が低いほど高くなる傾向にある。

(%)	テレビ	スマートフォンの防災情報に関するアプリ	ラジオ	ツイッター、フェイスブック等のSNS	市の登録制メール（ほっと情報メール）	友人・知人からのメール	市のホームページ	防災行政無線	その他のホームページ	その他	無回答
全体 (n=1,070)	84.5	41.7	26.4	12.4	9.9	7.3	6.0	4.8	2.2	1.0	1.2
【性別】											
男性 (n=495)	84.0	42.8	29.9	10.9	7.5	5.9	5.9	5.9	2.8	0.6	1.2
女性 (n=573)	85.0	40.7	23.6	13.8	12.0	8.6	6.1	3.8	1.7	1.4	1.0
【年齢別】											
10～30歳代 (n=250)	78.4	45.6	8.8	37.2	13.6	5.2	7.6	2.0	4.8	1.2	0.8
40～50歳代 (n=323)	83.3	57.3	18.3	10.8	11.5	7.4	7.1	2.5	2.5	0.0	0.6
60歳代以上 (n=494)	88.7	29.6	40.7	1.0	7.1	8.3	4.5	7.7	0.8	1.6	1.6
【小学校区別】											
岩倉北小学校区 (n=318)	85.2	38.1	27.7	13.2	11.6	6.9	6.0	3.8	1.6	1.3	1.6
岩倉南小学校区 (n=205)	85.4	43.9	28.3	10.2	8.8	7.8	4.4	5.4	0.5	1.5	0.5
岩倉東小学校区 (n=96)	87.5	44.8	20.8	13.5	11.5	4.2	5.2	5.2	1.0	0.0	1.0
五条川小学校区 (n=155)	82.6	43.2	25.8	11.0	10.3	7.1	9.7	1.9	3.9	0.0	2.6
曾野小学校区 (n=261)	85.1	43.3	24.1	13.8	9.2	6.5	5.0	6.5	3.4	1.1	0.8
【地域の安全度意識別】											
安全 (n=548)	85.2	42.3	28.3	10.8	7.8	8.8	5.8	6.2	2.0	0.9	1.1
安全とも危険ともいえない (n=298)	83.9	40.3	23.5	12.4	12.4	5.7	6.4	3.4	2.3	1.0	1.7
危険 (n=221)	83.3	42.1	25.3	16.7	11.8	5.9	5.9	3.2	2.7	1.4	0.9

問19 災害発生時に欲しいと思う情報を3つ選んでお答えください。

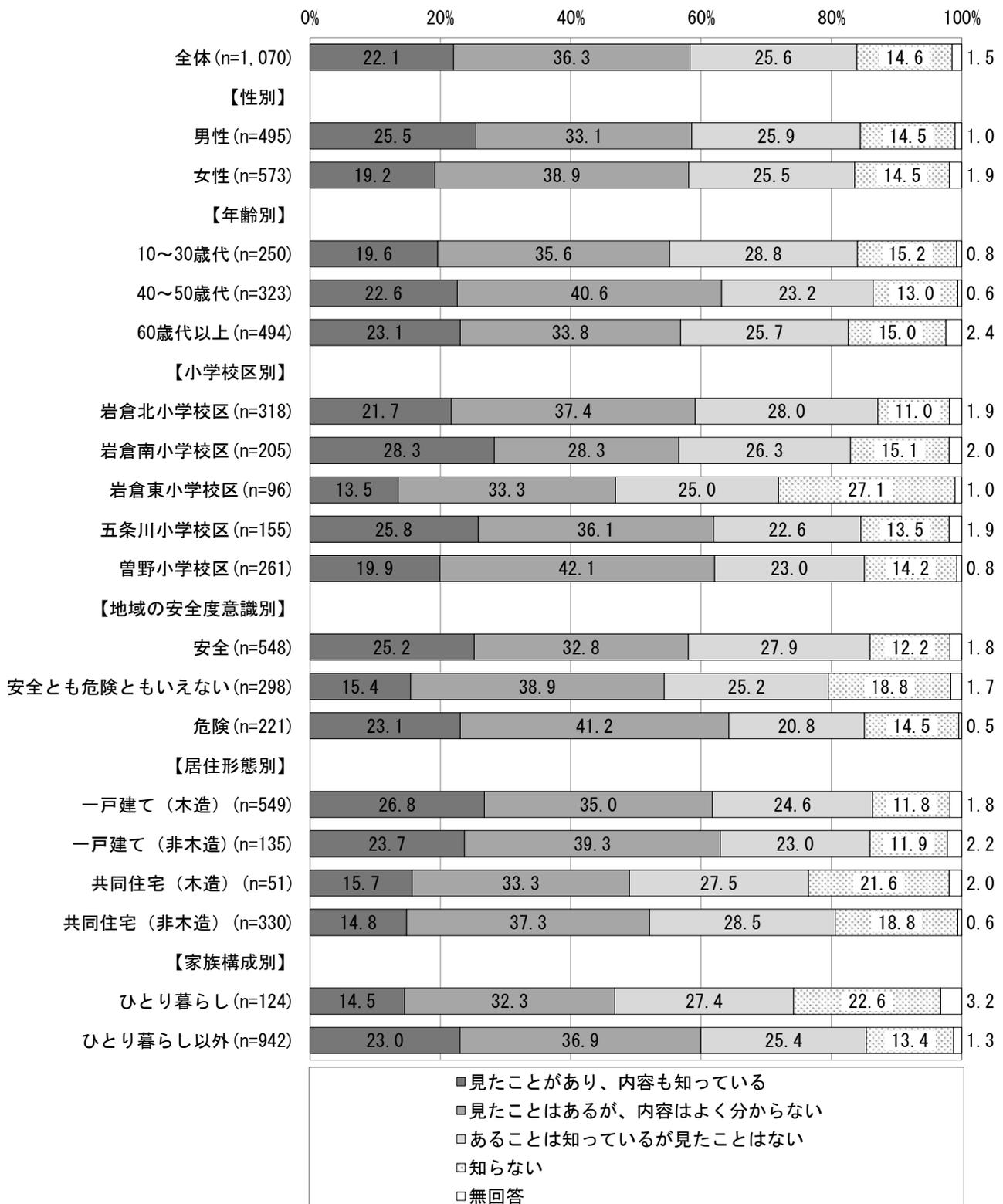
全体では、「電気・水道等のライフラインの情報」が93.0%と最も高く、「医療機関の情報」が46.0%、「道路交通等の情報や今後の復旧見通し」が35.2%、「損壊した家屋、生活に関する支援（各種制度の案内や適用など）」が34.2%、「スーパーマーケット等の営業情報（商品の入荷情報を含む）」が31.8%、「公共交通機関の運行情報や復旧の見通し」が20.1%と続いている。

(%)	電気・水道等のライフラインの情報	医療機関の情報	道路交通等の情報や今後の復旧見通し	損壊した家屋、生活に関する支援（各種制度の案内や適用など）	スーパーマーケット等の営業情報（商品の入荷情報を含む）	公共交通機関の運行情報や復旧の見通し	各種の相談窓口（連絡先含む）に関する情報	ゴミ収集の情報	学校の休校等の情報	ボランティアの派遣や募集に関する情報	その他	無回答
全体 (n=1,070)	93.0	46.0	35.2	34.2	31.8	20.1	16.6	6.6	4.0	1.5	1.0	1.4
【性別】												
男性 (n=495)	92.1	45.9	37.8	33.3	27.5	23.8	16.4	6.7	3.0	1.4	1.2	1.4
女性 (n=573)	93.9	46.1	33.0	35.1	35.6	16.9	16.9	6.6	4.9	1.6	0.9	1.2
【年齢別】												
10～30歳代 (n=250)	93.2	42.8	37.6	36.4	34.8	21.2	14.0	5.2	6.4	1.2	1.6	0.8
40～50歳代 (n=323)	94.4	44.6	37.8	31.0	29.7	25.1	15.2	6.5	7.1	1.2	1.2	0.3
60歳代以上 (n=494)	92.1	48.6	32.4	35.4	31.6	16.4	19.0	7.3	0.8	1.8	0.6	2.2
【小学校区別】												
岩倉北小学校区 (n=318)	92.8	40.9	38.4	30.2	28.6	23.9	19.2	6.9	3.8	1.3	1.3	2.2
岩倉南小学校区 (n=205)	91.2	48.3	31.7	38.5	30.2	22.0	16.6	7.8	4.9	2.0	1.0	1.0
岩倉東小学校区 (n=96)	93.8	52.1	32.3	30.2	42.7	17.7	11.5	4.2	6.3	0.0	0.0	1.0
五条川小学校区 (n=155)	94.2	50.3	38.7	39.4	28.4	14.8	8.4	5.2	3.2	3.2	0.6	1.9
曾野小学校区 (n=261)	93.5	46.0	34.1	34.5	33.7	19.2	19.5	6.9	2.3	0.8	1.5	0.8
【地域の安全度意識別】												
安全 (n=548)	94.9	44.3	37.8	29.0	33.6	23.2	14.6	7.7	3.6	0.5	0.9	1.3
安全とも危険ともいえない (n=298)	91.3	48.0	30.9	39.9	30.9	15.4	19.5	5.7	6.0	1.3	1.0	1.7
危険 (n=221)	91.0	47.1	35.3	38.9	29.0	19.0	18.1	5.4	2.3	4.1	1.4	0.9

問20 お住まいの地域のハザードマップを知っていますか。見たことはありますか。(1つに○)

全体では、「見たことがあり、内容も知っている」と「見たことはあるが、内容はよく分からない」を合わせた『見たことがある』は58.4%となっている。

家族構成別では、ひとり暮らしで「見たことがあり、内容も知っている」と「見たことはあるが、内容はよく分からない」を合わせた『見たことがある』は46.8%と全体よりも低くなっている。



問21 災害に備えて、食料・飲料水など備蓄として準備しているものをすべてお答えください。

全体では、「飲料水」が78.6%と最も高く、「レトルト食品」が51.8%、「缶詰」が50.1%、「ビスケット・クラッカー」が30.6%、「乳幼児用ミルク」が2.1%、「離乳食」が1.9%と続いている。

(%)	飲料水	レトルト食品	缶詰	ビスケット・クラッカー	乳幼児用ミルク	離乳食	その他	無回答
全体 (n=1,070)	78.6	51.8	50.1	30.6	2.1	1.9	10.0	7.4
【性別】								
男性 (n=495)	77.8	46.5	49.7	26.3	1.6	2.0	9.3	9.1
女性 (n=573)	79.4	56.4	50.4	34.4	2.6	1.7	10.6	5.8
【年齢別】								
10～30歳代 (n=250)	78.8	52.4	42.0	33.2	6.4	6.4	9.6	6.0
40～50歳代 (n=323)	77.7	48.9	43.3	32.2	1.5	0.6	9.9	7.4
60歳代以上 (n=494)	79.4	53.4	58.7	28.3	0.4	0.4	10.3	7.7
【小学校区別】								
岩倉北小学校区 (n=318)	81.1	52.5	51.3	32.7	1.3	1.3	10.1	7.9
岩倉南小学校区 (n=205)	78.0	48.8	47.3	27.3	2.4	2.9	11.7	4.4
岩倉東小学校区 (n=96)	74.0	49.0	51.0	27.1	3.1	1.0	12.5	13.5
五条川小学校区 (n=155)	78.7	52.9	52.3	32.9	3.9	2.6	10.3	7.1
曾野小学校区 (n=261)	77.4	54.0	48.3	31.4	1.5	1.5	8.0	6.9
【地域の安全度意識別】								
安全 (n=548)	79.7	51.5	51.8	30.1	1.6	1.5	9.5	7.3
安全とも危険ともいえない (n=298)	72.8	49.0	45.0	27.9	2.3	2.7	10.1	10.1
危険 (n=221)	83.7	56.6	52.5	35.3	3.2	1.8	11.3	4.1

問22 災害に備えて、防災グッズ（食料品以外の生活必需品）の備蓄として準備しているものをすべてお答えください。（すべてに○）

全体では、「懐中電灯」が84.6%と最も高く、「携帯ラジオ」が51.6%、「乾電池・充電池（太陽光）」が44.9%、「救急セット（マスク、消毒薬、ガーゼ、包帯、常備薬等）」が43.6%、「毛布・寝袋・衣類」が25.3%、「携帯用トイレ」が21.1%と続いている。

家族構成別では「乾電池・充電池（太陽光）」は、ひとり暮らし以外（47.0%）がひとり暮らし（29.8%）を17.2ポイント上回っている。

(%)	懐中電灯	携帯ラジオ	乾電池・充電池（太陽光）	救急セット（マスク、消毒薬、ガーゼ、包帯、常備薬等）	毛布・寝袋・衣類	携帯用トイレ	ヘルメット・防災ずきん	紙おむつ	準備していない	その他	無回答
全体 (n=1,070)	84.6	51.6	44.9	43.6	25.3	21.1	17.2	9.2	8.6	4.5	2.4
【性別】											
男性 (n=495)	82.8	55.4	45.7	42.2	25.3	17.2	19.4	7.7	9.3	2.8	2.6
女性 (n=573)	86.2	48.5	44.3	44.7	25.5	24.6	15.4	10.5	8.0	5.9	2.1
【年齢別】											
10～30歳代 (n=250)	75.6	34.0	38.4	43.2	26.4	27.6	15.2	14.4	16.8	8.0	2.0
40～50歳代 (n=323)	81.1	39.9	42.1	41.8	26.0	20.1	11.5	4.6	9.6	4.3	1.9
60歳代以上 (n=494)	91.7	68.4	50.2	44.9	24.5	18.6	22.1	9.5	3.8	2.8	2.6
【小学校区別】											
岩倉北小学校区 (n=318)	85.5	55.0	48.7	46.2	26.4	25.2	19.5	8.8	6.9	6.6	2.5
岩倉南小学校区 (n=205)	85.9	53.7	42.0	47.3	25.4	20.0	20.0	7.8	7.8	3.4	1.5
岩倉東小学校区 (n=96)	79.2	49.0	49.0	33.3	24.0	21.9	13.5	9.4	12.5	6.3	6.3
五条川小学校区 (n=155)	84.5	45.8	42.6	43.2	25.2	16.8	14.8	14.8	10.3	3.9	2.6
曾野小学校区 (n=261)	84.7	49.4	44.1	41.4	24.5	19.2	14.9	7.3	8.8	2.7	1.9
【家族構成別】											
ひとり暮らし (n=124)	78.2	50.0	29.8	33.9	29.8	9.7	12.1	6.5	12.9	2.4	4.0
ひとり暮らし以外 (n=942)	85.5	51.9	47.0	44.8	24.6	22.6	17.9	9.6	8.0	4.7	2.2

問23 あなたは、外出中の被災に備えていつも身につけているもの、準備しているものをすべてお答えください。(すべてに○)

全体では、「マスクやハンカチ」が48.6%と最も高く、「身元や血液型、連絡先等を記したカード」が23.6%、「かかりつけの病院の診察券や病名・処方薬を書いたメモ」が19.9%、「ライト付きキーホルダーや笛」が9.7%、「ペットボトルの水やチョコレート」が9.5%、「状況を把握するためのポケットラジオ、メモ帳、筆記具」が9.3%と続いている。「特になし」は32.7%みられる。

年齢別では、「かかりつけの病院の診察券や病名・処方薬を書いたメモ」は、年齢が上がるほど高くなる傾向にあり、60歳代以上では33.4%となっている。

(%)	マスクやハンカチ	身元や血液型、連絡先等を記したカード	かかりつけの病院の診察券や病名・処方薬を書いたメモ	ライト付きキーホルダーや笛	ペットボトルの水やチョコレート	状況を把握するためのポケットラジオ、メモ帳、筆記具	臓器提供意思表示カード	会社で配付された防災手帳や緊急連絡網など	その他	特になし	無回答
全体 (n=1,070)	48.6	23.6	19.9	9.7	9.5	9.3	5.5	3.5	2.8	32.7	3.2
【性別】											
男性 (n=495)	37.2	23.8	17.2	11.3	6.3	8.9	5.7	4.6	3.2	37.8	3.8
女性 (n=573)	58.6	23.6	22.3	8.4	12.4	9.8	5.4	2.4	2.4	28.3	2.4
【年齢別】											
10～30歳代 (n=250)	41.6	22.8	6.8	6.4	10.0	6.4	8.8	6.4	0.8	41.2	2.4
40～50歳代 (n=323)	44.0	16.1	9.6	8.0	9.0	5.6	5.6	4.0	3.7	39.3	0.9
60歳代以上 (n=494)	55.5	29.1	33.4	12.6	9.7	13.4	3.8	1.6	3.2	24.1	4.7
【小学校区別】											
岩倉北小学校区 (n=318)	49.4	24.5	17.9	9.7	9.7	10.4	5.0	3.5	2.8	31.1	2.8
岩倉南小学校区 (n=205)	43.9	22.9	18.5	5.9	12.7	12.2	3.9	3.9	2.4	37.6	2.0
岩倉東小学校区 (n=96)	49.0	27.1	29.2	13.5	8.3	7.3	8.3	2.1	3.1	31.3	3.1
五条川小学校区 (n=155)	54.8	24.5	25.8	11.0	8.4	9.0	5.2	3.9	1.9	25.8	6.5
曾野小学校区 (n=261)	47.9	21.1	14.9	10.3	7.3	6.5	6.9	2.7	3.8	35.2	2.7
【地域の安全度意識別】											
安全 (n=548)	52.2	26.5	22.3	10.2	8.6	9.3	6.0	3.6	2.7	28.6	2.9
安全とも危険ともいえない (n=298)	44.3	16.1	17.1	5.7	10.7	7.7	4.0	2.0	2.3	39.6	3.4
危険 (n=221)	45.7	26.2	17.6	13.1	9.5	11.3	6.3	5.0	3.6	33.9	3.2

問24 あなたやご家族は、自宅以外の場所に避難しなければならない事態に備えてどのような対策をとっていますか。(すべてに○)

全体では、「避難場所の位置を確認している」が48.5%と最も高く、「家族が落ち合う場所を決めている」が18.5%、「実際に避難場所まで行き、避難経路も確認している」が13.6%、「家族との連絡方法を決めている」が12.4%と続いている。また「特に何もしていない」が38.5%となっている。

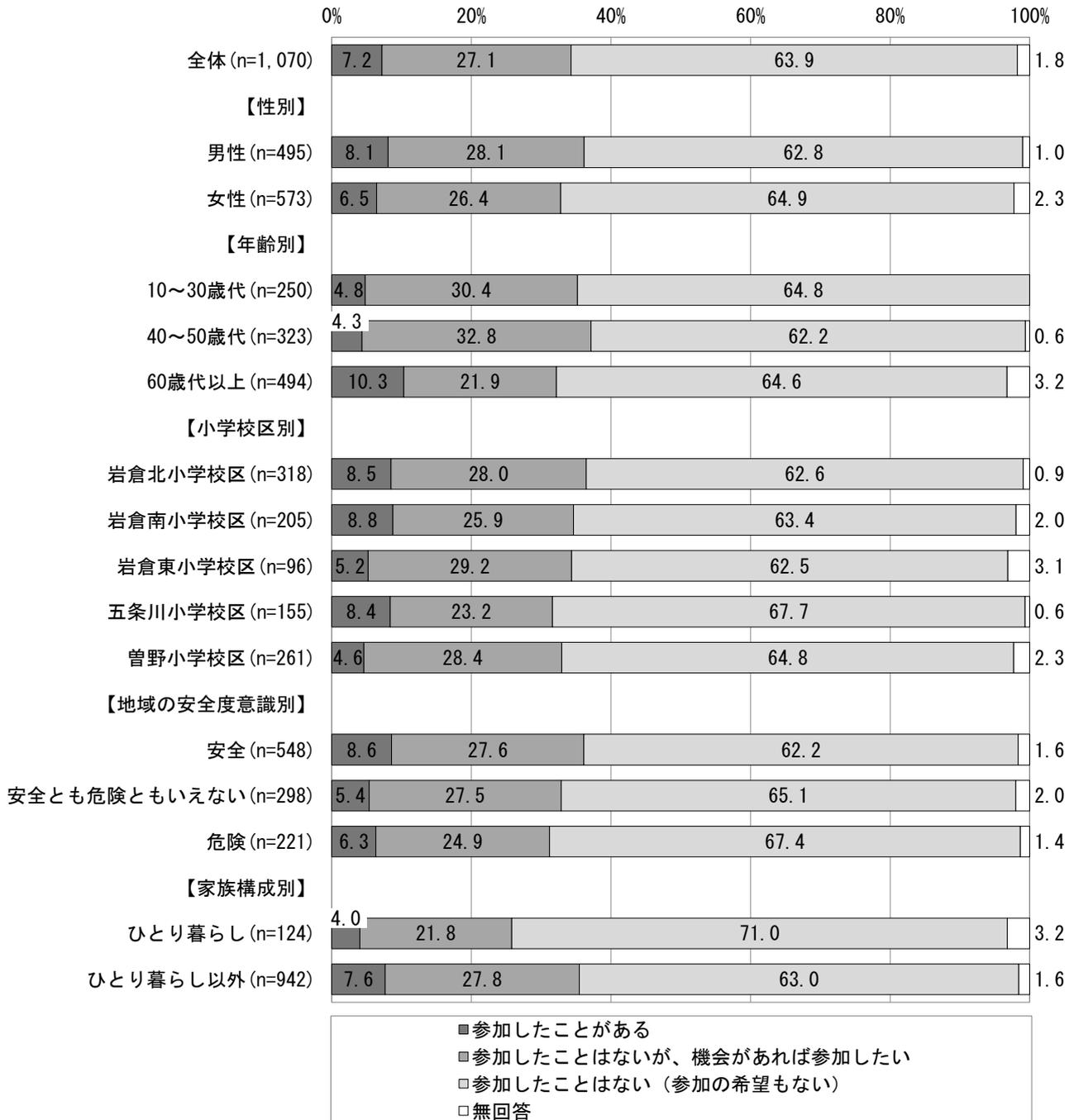
家族構成別では「特に何もしていない」は、ひとり暮らし（57.3%）がひとり暮らし以外（36.0%）を21.3ポイント上回っている。

(%)	避難場所の位置を確認している	家族が落ち合う場所を決めている	実際に避難場所まで行き、避難経路も確認している	家族との連絡方法を決めている	特に何もしていない	その他	無回答
全体 (n=1,070)	48.5	18.5	13.6	12.4	38.5	1.2	1.7
【性別】							
男性 (n=495)	45.5	16.2	14.7	13.7	44.0	0.8	1.0
女性 (n=573)	51.3	20.6	12.6	11.3	33.7	1.6	2.1
【年齢別】							
10～30歳代 (n=250)	42.8	21.6	8.0	8.8	43.2	1.2	0.0
40～50歳代 (n=323)	48.6	18.9	7.4	9.9	39.9	0.6	0.3
60歳代以上 (n=494)	51.6	16.8	20.2	16.0	35.2	1.6	3.2
【小学校区別】							
岩倉北小学校区 (n=318)	53.8	20.1	14.8	13.2	33.6	1.9	1.3
岩倉南小学校区 (n=205)	45.9	22.4	12.2	15.1	36.6	1.0	2.4
岩倉東小学校区 (n=96)	40.6	16.7	12.5	6.3	50.0	0.0	1.0
五条川小学校区 (n=155)	56.8	18.7	17.4	14.2	31.6	0.6	1.3
曾野小学校区 (n=261)	43.7	14.9	11.5	10.0	44.1	1.5	1.9
【家族構成別】							
ひとり暮らし (n=124)	29.8	6.5	12.1	9.7	57.3	2.4	2.4
ひとり暮らし以外 (n=942)	51.0	20.2	13.8	12.8	36.0	1.1	1.6

問25 災害ボランティア活動に参加したことはありますか。(1つに○)

全体では、「参加したことがある」が7.2%、「参加したことはないが、機会があれば参加したい」が27.1%、「参加したことはない(参加の希望もない)」が63.9%となっている。

年齢別では、60歳代以上で「参加したことがある」が10.3%と、他の年代に比べて高くなっている。

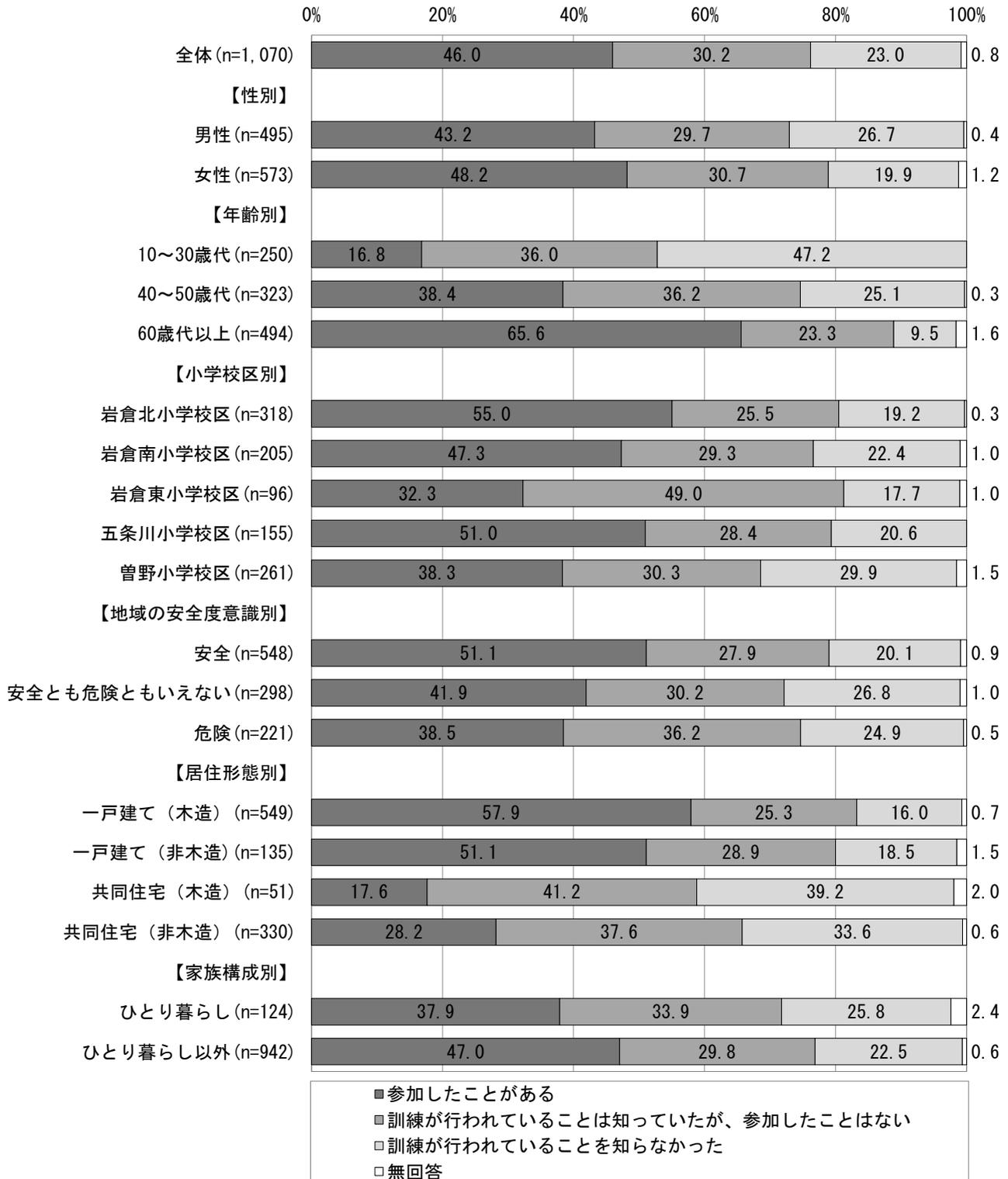


問26 今までに市や地域で行う防災訓練に参加したことがありますか。(1つに○)

全体では、「参加したことがある」が46.0%、「訓練が行われていることは知っていたが、参加したことはない」が30.2%、「訓練が行われていることを知らなかった」が23.0%となっている。

年齢別では「参加したことがある」は、年齢が上がるほど高くなる傾向にあり、60歳代以上では65.6%となっている。

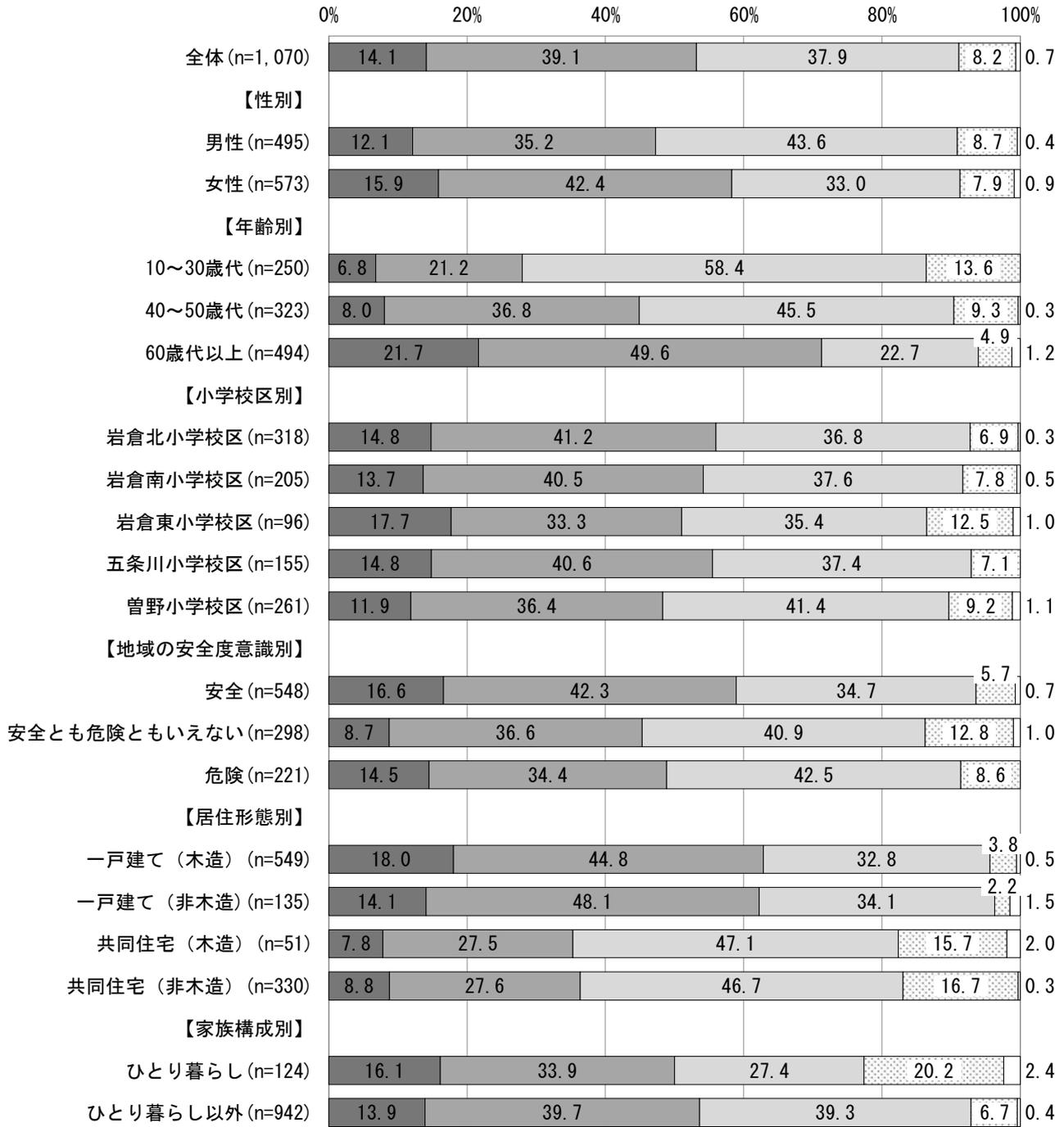
居住形態別では、一戸建て（木造）と一戸建て（非木造）で「参加したことがある」がそれぞれ半数以上と高くなっている。



問27 隣近所とのお付き合いについて当てはまるものをお答えください（1つに○）

全体では、「家を行き来するほどではないが、会えば話をする人がいる」が39.1%と最も高く、「あいさつ程度である」が37.9%、「お互いに家を行き来するような仲の良い人がいる」が14.1%、「近所付き合いはない」が8.2%と続いている。

年齢別では、60歳代以上で「お互いに家を行き来するような仲の良い人がいる」が21.7%と高くなっている。



- お互いに家を行き来するような仲の良い人がいる
- 家を行き来するほどではないが、会えば話をする人がいる
- あいさつ程度である
- 近所付き合いはない
- 無回答

第5章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定

基本目標の達成に向け、本市の地域特性や災害リスクを考慮し、8つの「事前に備えるべき目標」に基づく、33の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
目標1	直接死を最大限防ぐ
1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
目標2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-5	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標3	必要不可欠な行政機能は確保する
3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標5	経済活動を機能不全に陥らせない
5-1	食料等の安定供給の停滞
5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-3	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-4	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
目標6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	基幹的交通から地域交通網まで交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
目標7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
7-3	防災施設等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による町域の荒廃
7-5	農地等の被害による町域の荒廃
目標8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(2) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や県計画、そして「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施した。評価結果については、別紙に記載した。

(3) 施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」を達成するための14の施策分野（個別分野11項目、横断的分野3項目）を設定する。

分野	施策分野
個別分野	①行政機能/消防等/防災教育等
	②住宅・都市
	③保健医療・福祉
	④エネルギー
	⑤情報通信
	⑥産業・経済
	⑦交通・物流
	⑧農林
	⑨市域保全
	⑩環境
	⑪土地利用
横断的分野	①リスクコミュニケーション
	②人材育成
	③老朽化対策

2 推進すべき施策の方針

(1) リスクシナリオごとの施策の方針

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【地域防災力の向上】 【継続的な防災訓練や防災教育等の推進】

- 地域の防災力の向上のため、防火防災訓練の実施、出前講座の実施、ハザードマップ等の周知を強化する。また、住民等の自主防災活動を促す。
- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、自主防災会等へ継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

【消防団*等の充実強化】

- 災害対応機関等の災害対応力向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実強化を推進する。

【住宅・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進】 【公共施設等の耐震対策の推進】

- 住宅・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。あわせてブロック塀等の非構造部材*及び附属物の耐震対策を推進する。
- 公共施設等の耐震対策について、照明や天井等の非構造部材の落下防止対策や老朽化対策を進める。

【交通施設等における脆弱性の解消】

- 交通施設等について、電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。

市総合計画において関係する業績指標*

●安全で快適に移動できる道路環境が整っていると思う市民の割合

R2 71.9% ⇒ R7 75.0% (市民アンケートによる)

●都市計画道路の整備率

R1 75.0% ⇒ R7 78.1% (都市計画道路の整備済延長÷総延長)

●市内の住宅の耐震化率

R1 89.8% ⇒ R7 95.0% (市内で耐震化済の木造・非木造の民間住宅件数÷民間住宅総件数)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【災害対応力の向上】

○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。

【情報通信関係施策の推進】

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラート*による緊急情報の確実な住民への伝達、ICT*を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

【地域防災力の向上】

○地域の防災力の向上のため、防火防災訓練の実施、出前講座の実施、ハザードマップ等の周知を強化する。また、住民等の自主防災活動を促す。（再掲）

【消防団等の充実強化】

○災害対応機関等の災害対応力向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実強化を推進する。（再掲）

【火災に強いまちづくり等の推進】

○大規模火災のリスクが高く、災害時等に著しく危険な密集市街地については、避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備や老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

市総合計画において関係する業績指標

●消防・救急体制に満足している市民の割合

R1 なし ⇒ R7 88.0%（市民意向調査による）

1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【継続的な防災訓練や防災教育等の推進】

○身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

【情報通信関係施策の推進】

○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

【TEC-FORCE*との連携強化】

○大規模災害を想定した広域のかつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCEとの連携体制の構築を進めるとともに、新技術の活用、他自治体と連携した訓練等を進める。

【ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進】

- 洪水ハザードマップ等各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせた施策を推進する。
- 水門等の耐震化、機能強化のための改修、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。あわせて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策を推進する。
- 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理者に対し長寿命化計画等に基づいた、河川管理施設等の適切な整備・維持管理・更新及び気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を促進する。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。

【浸水想定区域の指定・見直し】

○水位周知河川等について、最大規模の外水*にかかわる浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

【河川堤防等の耐震化等の推進】

○水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

市総合計画において関係する業績指標

●下水道整備率

R1 70.8% ⇒ R7 81.0% (下水道整備済面積÷計画区域面積)

●下水道(雨水)整備計画に基づく雨水調整池整備進捗率

R1 20.3% ⇒ R7 44.1% (年度末対策済貯留量÷市下水道対策貯留量)

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止

【住宅・建築物等の耐震化の促進】

○避難者の発生防止や緊急輸送道路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。

【電力設備等の早期復旧体制整備の推進】

○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開*作業等の支援等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。

【輸送ルートの確保対策の実施】 【迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備】

○物資輸送ルートやライフラインの機能を確実に確保するため、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等を含む幹線道路ネットワークの整備を推進する。

○迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。

○交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

○緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

【燃料等の備蓄】

○公的施設・避難所等における燃料備蓄や自家発電設備の導入等を促進する。また、避難所等における資機材の確保を促進する。

【物資調達・供給体制、受援体制の構築等】

○災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、民間事業者と連携した物資調達・供給体制を構築する。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築を行う。

○災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。

【応急用食料等の調達】

○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進を図る。

【上水道施設の老朽化対策等の推進】

- 上水道施設の耐震化を推進する。また、保有している自己水源の活用や、応急給水計画の策定等を推進する。避難所となる施設では、給水タンクや非常用電源の設置等、水の確保に向けた取組を進める。

市総合計画において関係する業績指標

- 想定避難者数に対する資材の整備率（食料）
R1 98.9% ⇒ R7 100.0%（愛知県より想定避難者数が公表（平成26年度）され、それを基に目標数を設定。）
(備蓄数) ÷ (目標数)

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**【地域の活動拠点施設の耐災害性の強化】**

- 地域の活動拠点となる消防庁舎の耐災害性をさらに強化する。

【災害対応の体制・資機材強化】

- 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けて災害対応力強化、夜間対応も含めた情報通信、施設、装備資機材等の耐災害性の充実強化・高度化を推進する。

【災害対応業務の実効性の向上】

- 災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、救助・救急活動能力を高めるため、消防救助訓練の実施、緊急消防援助隊*・県内消防相互応援協定等に基づく受援体制の構築、自衛隊・警察との合同訓練の実施、広域応援訓練への参加を行う。

【消防団等の充実強化】

- 地域防災力の維持・向上に必要な不可欠である消防団員の入団促進及び教育訓練の充実を推進する。また、地域の活動拠点となる消防団車庫や消防団車両等の施設設備の維持管理を行う。

【避難行動要支援者*の救助・救急活動】

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

【道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進】

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災・減災対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の

活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援する。

市総合計画において関係する業績指標

- 自主防災組織の訓練・講話等を実施している自主防災会組織の割合
R1 50.0% ⇒ R7 70.0% (訓練・講話等を実施している自主防災会組織の割合)

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

【地方行政機関等の機能低下の回避】

○職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。

【帰宅困難者*対策の推進】

- 帰宅困難者による混乱の発生を避けるため、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導體制を構築、定期的な訓練を行う。
- 公共交通機関が麻痺した場合に徒歩での帰宅を促すため、徒歩帰宅支援マップの更新を行う。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【医療リソースの供給体制の確立】 【多数の負傷者が発生した場合の対応】 【災害時における医療機能の確保・支援体制強化】

- 多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要と供給に関し、関係自治体間や民間団体等と医療リソースの供給体制の確立を促す。
- 多数の負傷者の中で相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築する。
- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者について適切な環境を確保する。
- 大規模災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整える等、受援体制の強化を図る。

【要配慮者*の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備】

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を促進する。

【道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進】【災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保】【救急搬送の遅延の回避】

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災・減災対策を進める。
- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災・減災対策、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める。
- 救急搬送の遅延を回避するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。

【住宅・建築物の耐震化や非構造部材の耐震化、家具の転倒防止策等の促進】

- 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。

【民間事業者との連携による燃料の確保】

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油取扱事業者と災害時の優先供給協定等を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する等、燃料運搬体制を確保する。

市総合計画において関係する業績指標

- 医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合
R1 なし ⇒ R7 79.0%（市民意向調査による）

2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

【下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実】

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化及び下水道BCPの充実を推進する。

【衛生環境の確保等】【避難所となる施設の衛生環境の確保】

- 災害発生時に感染症の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ消毒を実施できる体制を維持する。また、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 避難者に新型コロナウイルス感染症(Covid-19)、インフルエンザ、ノロウイルス、O-157等が広まらないよう、正しい感染症予防の情報を広く市民に周知するとともに、災害時においても避難所となる施設の衛生環境を良好に保つ。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により災害時に的確に確保できるようにする。

市総合計画において関係する業績指標

- 予防接種の接種率（麻しん・風しん混合予防接種（第2期））
R1 96.3% ⇒ R7 97.0%（年長児に相当する子の接種率）

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【避難所の絶対量の不足に対する相互連携】

- 多数の避難者が発生し、避難所が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。

【避難所の運営体制等の整備】 【避難所における良好な生活環境の確保等】

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を推進する。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受入れる施設となる福祉避難所*の指定推進を図る。また、福祉避難所が不足する場合等における、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者の受入れについて、ホテルや旅館等の宿泊施設との協力体制の構築を推進する。
- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所*に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する。

【避難所外避難者への対策の整備】

- 在宅や車中、テント等での避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を推進する。

【被災者の生活支援等】

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書*の交付体制の確立を図る。

【住宅・建築物等の耐震化の促進】 【避難所の耐震対策等の推進】

- 避難所生活が長期にわたり、避難者の避難生活環境が悪化することを防止するため、住宅・建築物の耐震化を進める。
- 避難所となる施設等の改修時に耐震対策やバリアフリー化を促進する。
- 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備等の取組を推進する。

【被災者の健康管理】 【医療情報の共有】

- 感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報を広く市民に提供する連携体制を構築する。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

【避難生活における要配慮者支援】

- 高齢者や障がい者、妊産婦等の要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳等の専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

【避難所における必要物資の確保等】

- 避難所で必要となる水、食料、燃料等の必要物資の確保に関し、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等の後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

【避難行動要支援者への支援】

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を推進することなどにより災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図れるよう支援する。

市総合計画において関係する業績指標

- 家庭で災害への備えをしている市民の割合
R1 なし ⇒ R7 90.0% (市民意向調査による)

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

【治安維持のための体制確保と資機材の充実強化】

- 災害時、手薄になる地域防犯を維持し、街頭・都市公園内等での犯罪抑止効果を高めるため、防犯設備の整備を進める。また、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における安全活動を強化する。

【道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等】

- 迅速かつ的確な交通規制の実施等道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。あわせて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

市総合計画において関係する業績指標

- 防犯パトロール等の取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合
R1 なし ⇒ R7 78.5% (市民意向調査による)

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【市役所等の機能維持】 【行政職員の不足への対応】

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員または増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア等の体制強化を図る。
- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化するための対策を実施するとともに、受援計画*の策定等、受援体制の整備を促進する。

【市の業務継続計画*（BCP）の作成及び見直し】

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことで、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や参集途上での情報収集伝達手段の確保等を図るとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った訓練等を行う。

【応急活動等の継続のための事前対策】

- 応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎等の重要施設のバックアップ機能の確保に向けた体制の構築を検討する。

【災害応急対策の実施体制の確立】

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、台風情報等の防災気象情報を収集し、

災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応体制の確保を図る。

【道路の防災対策等】

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災・減災対策や無電柱化を進めるとともに、洪水等の地域の防災対策を着実に進める。

【公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進】 【業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等】 【防災拠点等の電力確保等】

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設については安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する。
- 災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化について検討を行う。
- 電力供給遮断等の非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進し、防災対応業務に必要な3日以上以上のエネルギーの備蓄等を推進する。

【被災者支援の取組】

- 平常時から、被災者の生活再建支援について、実際の運用を効率的・効果的に行うための取組・手順等を国、県と情報共有し、災害発生時の被災者支援の取組の向上を図る。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

市総合計画において関係する業績指標

- 地震や浸水等の防災対策に満足している市民の割合
R1 なし ⇒ R7 77.0%（市民意向調査による）

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【災害対応力の向上】

- 県が主催する大規模災害を想定した広域的な訓練等に協力し、総合的な防災力の強化を進める。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害救助活動ができるよう情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の技術活用等を図る。

【情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討】

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入等の対策を検討する。

市総合計画において関係する業績指標

- 消防・救急体制に満足している市民の割合
R1 なし ⇒ R7 88.0%（市民意向調査による）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【水防テレメータシステムの整備】

- 県管理河川の水位等に関する観測情報の共有体制の充実を推進する。

【情報伝達手段の多様化の推進】 【情報通信インフラの整備】

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送含む）が中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備等、多様な情報伝達体制の構築を図る。
- 大規模災害時には契約キャリアに依存せず、全ての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を進める。

【道路被害情報共有の強化】

- 大規模災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【災害対応力の向上】

- 県が主催する大規模災害を想定した広域的な訓練等に協力し、総合的な防災力の強化を進める。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害救助活動ができるよう情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の技術活用等を図る。
(再掲)

【効果的な教育・啓発の実施】

- 主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知等早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

【情報伝達手段の多様化の推進】

- 全ての市民に適切な災害情報を確実に提供し、逃げ遅れの発生等を防止するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。

【情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備】

- 国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、人員・体制を整備する。

【避難勧告等の発令】 【状況情報を基にした主体的避難の促進】 【避難の円滑化・迅速化】

- 避難勧告等の発令については、リードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合もあるため、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じる。
- 国や県に対し、情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発の推進を促す。
- 自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認することができるよう、最大規模の洪水・内水*にかかわる浸水想定区域図を作成・公表する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に努める。
- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムライン*や避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 食料等の安定供給の停滞

【農林水産業にかかわる生産基盤等の災害対応力の強化】

○農業にかかわる生産基盤等については、農地の耐震化の向上等に加え、農業水利施設*の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。また、生産基盤施設等の耐震化等を推進する。

【サプライチェーン*輸送モードの強化】

○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【有害物質等の流出防止対策】

○火災、煙、有害物質等の流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入等の機会に、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や関連施設の有害物質の流出防止対策を促す。

5-3 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

【燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備】

○災害発生後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を推進する。

市総合計画において関係する業績指標

●消防・救急体制に満足している市民の割合【再掲】

R1 なし ⇒ R7 88.0% (市民意向調査による)

5-4 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

【水の安定供給】

- 大規模災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするために、関係機関との連携・情報共有を緊密に行い、既存の上水道施設の有効活用を図る。

【個別企業BCP 策定等の促進】 【民間企業における事業継続に資する取組の促進】

- 個別企業のBCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業のBCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP 策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める。
- 設備にかかわる融資（振興資金）の保証料や利子への補助制度の利用促進を図る等、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する。
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、県とともに中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。

【耐災害性を高める施策等の推進】

- 道路の防災対策や無電柱化、物流ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。

市総合計画において関係する業績指標

- 安全で快適に移動できる道路環境が整っていると思う市民の割合【再掲】
R1 なし ⇒ R7 88.0%（市民意向調査による）

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【施設の耐災害性強化】

- 停電情報等の共有を迅速に正確に行うため、電力会社との連絡員の派遣を含むホットラインを構築する。
- 停電時に避難所で使用する発電機等の点検や修理、更新を行い、確実に使用できる状態を維持する。

【石油等燃料確保体制の整備】

- 災害時に燃料不足状態に陥り、応急対応の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬供給のための体制を整備する。

【輸送基盤の災害対策の推進等】

- 燃料等の供給ルートにかかわる輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集等、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

【上水道施設の耐震化等の推進】

- 上水道施設について耐震化等を推進する。水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、上水道施設が被害を受けないよう洪水対策等を進める。
- 上水道施設への電力の臨時供給を可能とするための体制整備を図る。

【上水道施設の復旧の体制等の強化】

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等を進めるとともに、上水道施設の応急復旧計画について、関係機関との連携・調整の下、その実効性の向上を図る。

市総合計画において関係する業績指標

●管路耐震化率

R1 なし ⇒ R7 88.0% (耐震性を満たす管路延長÷総管路延長)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実】

- 老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を推進する。

【浄化槽の整備】

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽*への転換を促進する。また、県の浄化槽台帳システムを利用し、市内の浄化槽の設置・管理状況を把握する。

【し尿処理施設の災害対応力の強化等】

- 愛北広域事務組合のし尿処理施設は、建物、処理設備とも十分な耐震強度を備えているが、災害発生時のライフラインや必要資材が断絶することに備え、平常時から対策を講じる。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで交通インフラの長期間にわたる機能停止

【陸の輸送ルート確保の強化】 【幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進】

- 輸送ルートの確実な確保に向けた連携強化を進める。
- 陸上輸送の寸断に備え、道路啓開等交通ネットワークの復旧に向けた取組を推進する。また、緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。また老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、う回路となり得る道路の情報把握と共有等を進める。
- 通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。

【交通施設等の防災対策の推進】 【道路における冠水対策】

- 道路橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策、浸水対策、停電対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める。また、災害による交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通障害を極力抑えるため、車道の清掃、側溝の整備やしゅんせつを行うことにより排水機能を維持する。

【交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備】

- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資

を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。

【災害時における放置車両対策】

- 大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、他道路管理者や警察等と連携して、放置車両等の移動を行う等、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

【基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討】

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。

市総合計画において関係する業績指標

- 安全で快適に移動できる道路環境が整っていると思う市民の割合【再掲】
R2 71.9% ⇒ R7 75.0% (市民アンケートによる)

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【防災インフラの迅速な復旧に向けた取組】

- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の耐震、浸水対策等を計画的に進める。
- 災害時における物資等の輸送ルート確保を行うため、緊急輸送道路となる道路の整備、無電柱化、交通円滑化に資する道路整備等、防災インフラ施設の充実化を図る。また、定期点検や結果に基づく措置と耐震補強、改良等を推進し、防災インフラの機能不全を未然に防ぐ。

【防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進】

- 大規模地震想定地域等における河川等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために、管理者である県と連携を取り、耐震化・液状化対策等を進める。

目標7 制御不能な複合災害・二次災害*を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【災害対応力の向上】

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備を促す。

【消防水利の確保】

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備等の検討を進める。

【消防団等の充実強化】

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数の確保に努める。

【火災に強いまちづくり等の推進】

- 大規模火災のリスクが高く、災害時等に著しく危険な密集市街地については、避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備や老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。（再掲）

【住宅・建築物等の耐震化の促進】

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。あわせて、ブロック塀等の非構造部材及び附属物の耐震対策を推進する。

市総合計画において関係する業績指標

●市内の住宅の耐震化率【再掲】

R1 89.8% ⇒ R7 95.0% (市内で耐震化済の木造・非木造の民間住宅件数÷民間住宅総件数)

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

【危険な空き家の除却等への支援】

- 空き家の利活用や除却を推進する。

【災害情報の収集体制の強化】

- 被害状況の早期把握、災害情報の収集体制の強化を図る。

【沿道の住宅・建築物の耐震化の促進】 【沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組、道路の閉塞への対策】

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高める対策を推進する。
- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。また、沿線・沿道の建築物倒壊による道路の閉塞以外に、土木構造物の倒壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化や除去等対策を進める。

市総合計画において関係する業績指標

●市内の住宅の耐震化率【再掲】

R2 71.9% ⇒ R7 75.0% （市民アンケートによる）

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

【消防団等の充実強化】

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を推進する。

【地区防災訓練等の推進】

- 身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

【排水機場等の防災対策の推進】

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。また、排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。

【情報関係施策の推進】

- Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等の情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する。

【ため池の防災対策の推進】

- 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、ハザードマップを作成し、市民周知を図る。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃

【有害物質の流出等の防止対策の推進】 【石綿飛散防止対策】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入等の機会に、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や関連施設の有害物質の流出防止対策を促す。また、災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう努める。
- 建築物の倒壊等に伴う石綿の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、既存建築物に吹き付けられた石綿の除去等を推進する。

7-5 農地等の被害による市域の荒廃

【農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備】 【農地・農林等の荒廃の防止】

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性、協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。
- 農地が洪水防止等の国土保全の機能を発揮できるよう、荒廃化を防ぐ。

【適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進】

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

市総合計画において関係する業績指標

- 地産地消等食の安全・安心に満足している市民の割合
R1 なし ⇒ R7 84.0% (市民意向調査による)

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【住宅・建築物等の耐震化の促進】

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物*の発生を抑制する対策を講じる。

【災害廃棄物の処理体制等の整備、仮置場の確保の推進】

- 岩倉市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を推進する。また、発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する。仮置場の確保にあつては、応急仮設住宅建設用地等、オープンスペース*の他の利用用途との調整を行う。

【ごみ焼却施設の災害対応力の強化等】

- 小牧岩倉衛生組合のごみ処理施設は、建物、処理設備とも十分な耐震強度を備えているが、災害発生時のライフラインや必要資材が断絶することに備え、平常時から対策を講じる。

【災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理】

- PCBや石綿等、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。また、廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を促進する。

【災害廃棄物の撤去等にかかわるボランティアとの連携】

- 廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図る。

市総合計画において関係する業績指標

- 地産地消等食の安全・安心に満足している市民の割合
R1 なし ⇒ R7 78.0% (市民意向調査による)

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【市役所等の機能維持】

- 大規模災害時の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成を進める。また、復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。
- 国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定等、受援体制の整備を推進する。

【災害からの復興施策等の推進】

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧にかかわる取組・手順等を国、県と共有し、災害からの復旧・復興施策や災害発生時の被災者支援の取組の向上を図る。

【災害ボランティアの円滑な受入】

- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受入れ体制の整備を図る。

市総合計画において関係する業績指標

●地域リーダー人材育成のための研修等の受講者数

R1 71人 ⇒ R7 85人 (地域でのリーダー育成のための講座や関係機関主催の研修への派遣による累計受講者数)

8-3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより復興できなくなる事態

【仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化】 【既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保】

- 民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場等、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。
- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

【自宅居住による生活再建の促進】

- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制を構築する。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失により復興できなくなる事態

【地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援】

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。

【文化財の耐震化等の推進】 【施設等の展示物・収蔵物の被害の最小化】

- 文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める。
- 施設等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。

市総合計画において関係する業績指標

- 遺跡・文化財の保護・活用に満足している市民の割合
R1 なし ⇒ R7 86.0% (市民意向調査による)

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化】

- 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

【復興体制や手順の検討等】

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を検討する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施を推進する。
- 生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。(再掲)

【所有者不明土地への対策】

- 所有者の全部または一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する制度や、一定期間の利用権を設定し、公共事業のために活用できる制度等を活用し、復旧・復興のための用地確保の円滑化を図る。

市総合計画において関係する業績指標

- 計画的・質の高い市街地整備や市街地形成に満足している市民の割合
R1 なし ⇒ R7 72.5% (市民意向調査による)

(2) 施策分野ごとの施策の方針

個別分野① 行政機能/消防等/防災教育等（行政機能）

【災害対応力の向上】

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。（1-2）
- 県が主催する大規模災害を想定した広域的な訓練等に協力し、総合的な防災力の強化を進める。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害救助活動ができるよう情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の技術活用等を図る。（4-3）
- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備を進める必要がある。（7-1）

【地域の活動拠点施設の耐災害性の強化】

- 地域の活動拠点となる消防庁舎の耐災害性をさらに強化する。（2-2）

【地方行政機関等の機能低下の回避】

- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。（2-3）

【避難所の絶対量の不足に対する相互連携】

- 多数の避難者が発生し、避難所が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。（2-6）

【避難所の運営体制等の整備】

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を推進する。（2-6）
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受入れる施設となる福祉避難所の指定推進を図る。また、福祉避難所が不足する場合等における、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者の受入れについて、ホテルや旅館等の宿泊施設との協力体制の構築を推進する。（2-6）

【避難所外避難者への対策の整備】

- 在宅や車中、テント等での避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を推進する。（2-6）

【治安維持のための体制確保と資機材の充実強化】

- 災害時、手薄になる地域防犯を維持し、街頭・都市公園内等での犯罪抑止効果を高めるため、防犯設備の整備を進める。また、平常時より自主防犯団体への支援を行い、地域における安全活動を強化する。（3-1）

【市役所等の機能維持】

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員または増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア等の体制強化を図る。(3-2)
- 大規模災害時の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成を進める。また、復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。(8-2)
- 国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定等、受援体制の整備を推進する。(8-2)

【市の業務継続計画（BCP）の作成及び見直し】

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことで、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や参集途上での情報収集伝達手段の確保等を図るとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った訓練等を行う。(3-2)

【行政職員の不足への対応】

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化するための対策を実施するとともに、受援計画の策定等、受援体制の整備を促進する。(3-2)

【地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援】

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。(8-4)

【風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化】

- 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。(8-5)

【復興体制や手順の検討等】

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を検討する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施を推進する。(8-5)
- 生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。(8-5)
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。(8-5)

個別分野① 行政機能/消防等/防災教育等（消防等）

【地域防災力の向上】

- 地域の防災力の向上のため、防火防災訓練の実施、出前講座の実施、ハザードマップ等の周知を強化する。また、住民等の自主防災活動を促す。（1-1）（1-2）

【消防団等の充実強化】

- 災害対応機関等の災害対応力向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実強化を推進する。（1-1）（1-2）
- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数の確保に努める。（7-1）
- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を推進する。（7-3）

【情報通信関係施策の推進】

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。（1-2）
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。（1-3）

【継続的な防災訓練や防災教育等の推進等】

- 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。（1-3）

【TEC-FORCEとの連携強化】

- 大規模災害を想定した広域のかつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCEとの連携体制の構築を進めるとともに、新技術の活用、他自治体と連携した訓練等を進める。（1-3）

【災害対応の体制・資機材強化】

- 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けて災害対応力強化、夜間対応も含めた情報通信、施設、装備資機材等の耐災害性の充実強化・高度化を推進する。（2-2）

【災害対応業務の実効性の向上】

- 災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、救助・救急活動能力を高めるため、消防救助訓練の実施、緊急消防援助隊・県内消防相互応援協定等に基づく受援体制の構築、自衛隊・警察との合同訓練の実施、広域応援訓練への参加を行う。（2-2）

【消防団等の充実強化】

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進及び教育訓練の充実を推

進する。また、地域の活動拠点となる消防団車庫や消防団車両等の施設設備の維持管理を行う。(2-2)

【応急活動等の継続のための事前対策】

○応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎等の重要施設のバックアップ機能の確保に向けた体制の構築を検討する。(3-2)

【災害応急対策の実施体制の確立】

○降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応体制の確保を図る。(3-2)

【消防水利の確保】

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備等の検討を進める。(7-1)

【地区防災訓練等の推進】

○身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。(7-3)

個別分野① 行政機能/消防等/防災教育等（防災教育等）

【災害対応力の向上】

○県が主催する大規模災害を想定した広域的な訓練等に協力し、総合的な防災力の強化を進める。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害救助活動ができるよう情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の技術活用等を図る。(4-1)

【効果的な教育・啓発の実施】

○主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知等早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。(4-3)

【火災に強いまちづくり等の推進】

○大規模火災のリスクが高く、災害時等に著しく危険な密集市街地については、避難路・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備や老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。(7-1)

個別分野② 住宅・都市

【住宅・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進】

- 住宅・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。あわせてブロック塀等の非構造部材及び附属物の耐震対策を推進する。（1-1）

【公共施設等の耐震対策の推進】

- 公共施設等の耐震対策について、照明や天井等の非構造部材の落下防止対策や老朽化対策を進める。（1-1）

【継続的な防災訓練や防災教育等の推進】

- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、自主防災会等へ継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。（1-1）

【火災に強いまちづくり等の推進】

- 大規模火災のリスクが高く、災害時等に著しく危険な密集市街地については、避難路・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備や老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。（1-2）

【ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進】

- 洪水ハザードマップ等各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせた施策を推進する。（1-3）
- 水門等の耐震化、機能強化のための改修、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。あわせて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策を推進する。（1-3）
- 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理者に対し長寿命化計画等に基づいた、河川管理施設等の適切な整備・維持管理・更新及び気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を促進する。（1-3）
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。（1-3）

【浸水想定区域の指定・見直し】

- 水位周知河川等について、最大規模の外水にかかわる浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。（1-3）

【住宅・建築物等の耐震化の促進】

- 避難者の発生防止や緊急輸送道路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。（2-1）

- 避難所生活が長期にわたり、避難者の避難生活環境が悪化することを防止するため、住宅・建築物の耐震化を進める。(2-6)
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。あわせて、ブロック塀等の非構造部材及び附属物の耐震対策を推進する。(7-1)
- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を講じる。(8-1)

【帰宅困難者対策の推進】

- 帰宅困難者による混乱の発生を避けるため、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導體制を構築、定期的な訓練を行う。(2-3)
- 公共交通機関が麻痺した場合に徒歩での帰宅を促すため、徒歩帰宅支援マップの更新を行う。(2-3)

【住宅・建築物の耐震化や非構造部材の耐震化、家具の転倒防止策等の促進】

- 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。(2-4)

【下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実】

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化及び下水道BCPの充実を推進する。(2-5)
- 老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を推進する。(6-3)

【避難所における良好な生活環境の確保等】

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する。(2-6)

【被災者の生活支援等】

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。(2-6)
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。(2-6)

【避難所の耐震対策等の推進】

- 避難所となる施設等の改修時に耐震対策やバリアフリー化を促進する。(2-6)
- 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備等の取組を推進する。(2-6)

【道路の防災対策等】

- 地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災・減災対策や無電柱化を進めるとともに、洪水等の地域の防災対策を着実に進める。(3-2)

【公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進】

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設については安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく。(3-2)

【水防テレメータシステムの整備】

- 県管理河川の水位等に関する観測情報の共有体制の充実を推進する。(4-2)

【水の安定供給】

- 大規模災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常濁水による生活や産業への影響を最小限にするために、関係機関との連携・情報共有を緊密に行い、既存の上水道施設の有効活用を図る。(5-4)

【上水道施設の耐震化等の推進】

- 上水道施設について耐震化等を推進する。水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、上水道施設が被害を受けないよう洪水対策等を進める。(6-2)
- 上水道施設への電力の臨時供給を可能とするための体制整備を図る。(6-2)

【上水道施設の復旧の体制等の強化】

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等を進めるとともに、上水道施設の応急復旧計画について、関係機関との連携・調整の下、その実効性の向上を図る。(6-2)

【危険な空き家の除却等への支援】

- 空き家の利活用や除却を推進する。(7-2)

【排水機場等の防災対策の推進】

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。また、排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。(7-3)

【仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化】

- 民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場等、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。（8-3）

【既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保】

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。（8-3）

【自宅居住による生活再建の促進】

- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的適確かつ迅速にできる体制を構築する。（8-3）

【文化財の耐震化等の推進】

- 文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める。（8-4）

個別分野③ 保健医療・福祉**【避難行動要支援者の救助・救急活動】**

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。（2-2）

【医療リソースの供給体制の確立】

- 多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要と供給に関し、関係自治体間や民間団体等と医療リソースの供給体制の確立を促す。（2-4）
- 多数の負傷者の中で相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。（2-4）

【多数の負傷者が発生した場合の対応】

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者について適切な環境を確保する。（2-4）

【災害時における医療機能の確保・支援体制強化】

- 大規模災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整える等、受援体制の強化を図る。（2-4）

【道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進】

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災・減災対策を進める。（2-4）

【災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保】

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災・減災対策、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める。（2-4）

【救急搬送の遅延の回避】

- 救急搬送の遅延を回避するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。（2-4）

【要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備】

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を促進する。（2-4）

【衛生環境の確保等】

- 災害発生時に感染症の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ消毒を実施できる体制を維持する。また、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。（2-5）

【避難所となる施設の衛生環境の確保】

- 避難者に新型コロナウイルス感染症（C o v i d - 1 9）、インフルエンザ、ノロウイルス、O-157等が広まらないよう、正しい感染症予防の情報を広く市民に周知するとともに、災害時においても避難所となる施設の衛生環境を良好に保つ。（2-5）
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により災害時に的確に確保できるようにする。（2-5）

【被災者の健康管理】

- 感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。（2-6）

【医療情報の共有】

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報を広く市民に提供する連携体制を構築する。（2-6）
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。（2-6）

【避難生活における要配慮者支援】

- 高齢者や障がい者、妊産婦等の要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳等の専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。(2-6)
- 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。(2-6)

個別分野④ エネルギー**【電力設備等の早期復旧体制整備の推進】**

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。(2-1)

【民間事業者との連携による燃料の確保】

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油取扱事業者と災害時の優先供給協定等を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する等、燃料運搬体制を確保する。(2-4)

【燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備】

- 災害発生後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を推進する。(5-3)

【施設の耐災害性強化】

- 停電情報等の共有を迅速に正確に行うため、電力会社との連絡員の派遣を含むホットラインを構築する。(6-1)
- 停電時に避難所で使用する発電機等の点検や修理、更新を行い、確実に使用できる状態を維持する。(6-1)

【石油等燃料確保体制の整備】

- 災害時に燃料不足状態に陥り、応急対応の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬供給のための体制を整備する。(6-1)

【輸送基盤の災害対策の推進等】

- 燃料等の供給ルートにかかわる輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集等、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。(6-1)

個別分野⑤ 情報通信

【情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討】

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入等の対策を検討する。（４－１）

【情報伝達手段の多様化の推進】

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送含む）が中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備等、多様な情報伝達体制の構築を図る。（４－２）
- 全ての市民に適切な災害情報を確実に提供し、逃げ遅れの発生等を防止するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。（４－３）

【情報通信インフラの整備】

- 大規模災害時には契約キャリアに依存せず、全ての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を進める。（４－２）

【情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備】

- 国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、人員・体制を整備する。（４－３）

【災害情報の収集体制の強化】

- 被害状況の早期把握、災害情報の収集体制の強化を図る。（７－２）

【情報関係施策の推進】

- Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等の情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する。（７－３）

個別分野⑥ 産業・経済

【農林水産業にかかわる生産基盤等の災害対応力の強化】

- 農業にかかわる生産基盤等については、農地の耐震化の向上等に加え、農業水利施設の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。また、生産基盤施設等の耐震化等を推進する。（５－１）

【個別企業BCP 策定等の促進】

- 個別企業のBCPについては、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充

実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業のBCP策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める。(5-4)

【民間企業における事業継続に資する取組の促進】

- 設備にかかわる融資(振興資金)の保証料や利子への補助制度の利用促進を図る等、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する。(5-4)
- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、県とともに中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。(5-4)

個別分野⑦ 交通・物流

【交通施設等における脆弱性の解消】

- 交通施設等について、電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。(1-1)

【輸送ルートの確保対策の実施】

- 物資輸送ルートやライフラインの機能を確実に確保するため、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等を含む幹線道路ネットワークの整備を推進する。(2-1)

【迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備】

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。(2-1)
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。(2-1)
- 緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。(2-1)

【燃料等の備蓄】

- 公的施設・避難所等における燃料備蓄や自家発電設備の導入等を促進する。また、避難所等における資機材の確保を促進する。(2-1)

【物資調達・供給体制、受援体制の構築等】

- 災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、民間事業者と連携した物資調達・供給体制を構築する。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築を行う。(2-1)

- 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。(2-1)

【道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進】

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災・減災対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援する。(2-2)

【避難所における必要物資の確保等】

- 避難所で必要となる水、食料、燃料等の必要物資の確保に関し、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等の後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。(2-6)

【道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等】

- 迅速かつ的確な交通規制の実施等道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。あわせて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。(3-1)

【道路被害情報共有の強化】

- 大規模災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。(4-2)

【サプライチェーン輸送モードの強化】

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。(5-1)

【耐災害性を高める施策等の推進】

- 道路の防災対策や無電柱化、物流ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。(5-4)

【陸の輸送ルート確保の強化】

- 輸送ルートの確実な確保に向けた連携強化を進める。(6-4)
- 陸上輸送の寸断に備え、道路啓開等交通ネットワークの復旧に向けた取組を推進する。また、緊急輸送道路及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。(6-4)
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワー

クに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。（6-4）

【交通施設等の防災対策の推進】

- 道路橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策、浸水対策、停電対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める。また、災害による交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。（6-4）

【幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進】

- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。また老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、う回路となり得る道路の情報把握と共有等を進める。（6-4）
- 通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。（6-4）

【交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備】

- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。（6-4）

【道路における冠水対策】

- 降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通障害を極力抑えるため、車道の清掃、側溝の整備やしゅんせつを行うことにより排水機能を維持する。（6-4）

【災害時における放置車両対策】

- 大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、他道路管理者や警察等と連携して、放置車両等の移動を行う等、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。（6-4）

【基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討】

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。（6-4）

【防災インフラの迅速な復旧に向けた取組】

- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の耐震、浸水対策等を計画的に進める。（6-5）
- 災害時における物資等の輸送ルート確保を行うため、緊急輸送道路となる道路の整備、無電柱化、交通円滑化に資する道路整備等、防災インフラ施設の充実化を図る。また、定期点検や結果に基づく措置と耐震補強、改良等を推進し、防災インフラの機能不全を未然に防ぐ。（6-5）

【沿道の住宅・建築物の耐震化の促進】

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高める対策を推進する。（7-2）

【沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組、道路の閉塞への対策】

- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。また、沿線・沿道の建築物倒壊による道路の閉塞以外に、土木構造物の倒壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化や除去等対策を進める。（7-2）

個別分野⑧ 農林

【応急用食料等の調達】

- 南海トラフ地震等の広域のかつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進を図る。（2-1）

【農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備】

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性、協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。（7-5）

【農地・農林等の荒廃の防止】

- 農地が洪水防止等の国土保全の機能を発揮できるよう、荒廃化を防ぐ。（7-5）

【適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進】

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。（7-5）

個別分野⑨ 市域保全

【ため池の防災対策の推進】

- 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、ハザードマップを作成し、市民周知を図る。（7-3）

個別分野⑩ 環境**【有害物質等の流出防止対策】**

- 火災、煙、有害物質等の流出による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入等の機会に、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や関連施設の有害物質の流出防止対策を促す。(5-2)

【浄化槽の整備】

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、県の浄化槽台帳システムを利用し、市内の浄化槽の設置・管理状況を把握する。(6-3)

【し尿処理施設の災害対応力の強化等】

- 愛北広域事務組合のし尿処理施設は、建物、処理設備とも十分な耐震強度を備えているが、災害発生時のライフラインや必要資材が断絶することに備え、平常時から対策を講じる。(6-3)

【有害物質の流出等の防止対策の推進】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入等の機会に、事業者に対し、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成や関連施設の有害物質の流出防止対策を促す。また、災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう努める。(7-4)

【石綿飛散防止対策】

- 建築物の倒壊等に伴う石綿の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、既存建築物に吹き付けられた石綿の除去等を推進する。(7-4)

【災害廃棄物の処理体制等の整備、仮置場の確保の推進】

- 岩倉市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を推進する。また、発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地等、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。(8-1)

【ごみ焼却施設の災害対応力の強化等】

- 小牧岩倉衛生組合のごみ処理施設は、建物、処理設備とも十分な耐震強度を備えているが、災害発生時のライフラインや必要資材が断絶することに備え、平常時から対策を講じる。(8-1)

【災害廃棄物の撤去等にかかわるボランティアとの連携】

- 廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図る。(8-1)

【災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理】

○PCBや石綿等、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。また、廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を促進する。

(8-1)

個別分野⑪ 土地利用

【河川堤防等の耐震化等の推進】

○水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。(1-3)

【所有者不明土地への対策】

○所有者の全部または一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する制度や、一定期間の利用権を設定し、公共事業のために活用できる制度等を活用し、復旧・復興のための用地確保の円滑化を図る。(8-5)

横断的分野① リスクコミュニケーション

【避難行動要支援者への支援】

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を推進することなどにより災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図れるよう支援する。（2-6）

【業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等】

- 災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化について検討を行う。（3-2）

【防災拠点等の電力確保等】

- 電力供給遮断等の非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進し、防災対応業務に必要な3日以上以上のエネルギーの備蓄等を推進する。（3-2）

【被災者支援の取組】

- 平常時から、被災者の生活再建支援について、実際の運用を効率的・効果的に行うための取組・手順等を国、県と情報共有し、災害発生時の被災者支援の取組の向上を図る。（3-2）
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。（3-2）

【避難勧告等の発令】

- 避難勧告等の発令については、リードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合もあるため、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じる。（4-3）
- 国や県に対し、情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発の推進を促す。（4-3）

【状況情報を基にした主体的避難の促進】

- 自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認することができるよう、最大規模の洪水・内水にかかわる浸水想定区域図を作成・公表する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に努める。（4-3）

【避難の円滑化・迅速化】

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。（4-3）

【災害からの復興施策等の推進】

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧にかかわる取組・手順等を国、県と共有し、災害からの復旧・復興施策や災害発生時の被災者支援の取組の向上を図る。（8-2）

【施設等の展示物・収蔵物の被害の最小化】

- 施設等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。（8-4）

横断的分野② 人材育成

【災害ボランティアの円滑な受入】

- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受入体制の整備を図る。（8-2）

横断的分野③ 老朽化対策

【上水道施設の老朽化対策等の推進】

- 上水道施設の耐震化を推進する。また、保有している自己水源の活用や、応急給水計画の策定等を推進する。避難所となる施設では、給水タンクや非常用電源の設置等、水の確保に向けた取組を進める。（2-1）

【防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進】

- 大規模地震想定地域等における河川等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために、管理者である県と連携を取り、耐震化・液状化対策等を進める。（6-5）

●リスクシナリオと施策分野の整理表

目標 (事前に備えるべき目標)	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目	① 行政機能	② 消防等 防災教育等	③ 住宅・都市	④ 保健医療・福祉	⑤ エネルギー	⑥ 情報通信	⑦ 産業・経済	⑧ 交通・物流	⑨ 農林	⑩ 環境保全	⑪ 土地利用	⑫ リスクコミュニケーション	⑬ 人材育成	⑭ 老朽化対策	
(1) 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	地域防災力の向上		●													
		消防団等の充実強化		●													
		住宅・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進				●											
		公共施設等の耐震対策の推進				●											
		継続的な防災訓練や防災教育等の推進			●												
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	交通施設等における脆弱性の解消								●							
		災害対応力の向上		●													
		情報通信関係施策の推進		●													
		地域防災力の向上		●													
		消防団等の充実強化		●													
	1-3 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	火災に強いまちづくり等の推進				●											
		継続的な防災訓練や防災教育等の推進		●													
		情報通信関係施策の推進		●													
		TEC-FORCEとの連携強化		●													
		ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進				●											
(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	浸水想定区域の指定・見直し			●												
		河川堤防等の耐震化等の推進											●				
		住宅・建築物等の耐震化等の推進			●												
		電力設備等の早期復旧体制整備の推進					●										
		輸送ルートの確保対策の実施								●							
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備									●						
		燃料等の備蓄									●						
		物資調達・供給体制、受援体制の構築等									●						
		応急用食料等の調達									●						
		水道施設の老朽化対策等の推進															●
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	地域の活動拠点施設の耐災害性の強化		●													
		災害対応の体制・資機材強化		●													
		災害対応業務の実効性の向上		●													
		消防団等の充実強化		●													
		避難行動要支援者の救助・救急活動				●											
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進									●						
		地方行政機関等の機能低下の回避		●													
		帰宅困難者対策の推進				●											
		住宅・建築物の耐震化や非構造部材の耐震化、家具の転倒防止策等の促進				●											
		医療リソースの供給体制の確立					●										
	2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	多数の負傷者が発生した場合の対応					●										
		災害時における医療機能の確保・支援体制強化					●										
		道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進					●										
		災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保					●										
		救急搬送の遅延の回避					●										
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備					●											
	民間事業者との連携による燃料の確保						●										
	下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実				●												
	衛生環境の確保等				●												
	避難所となる施設の衛生環境の確保				●												
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所の絶対量の不足に対する相互連携		●														
	避難所の運営体制等の整備		●														
	避難所外避難者への対策の整備		●														
	避難所における良好な生活環境の確保等				●												
	被災者の生活支援等				●												
	住宅・建築物等の耐震化の促進				●												
	避難所の耐震対策等の推進				●												
	被災者の健康管理				●												
	医療情報の共有				●												
	避難生活における要配慮者支援				●												
避難所における必要物資の確保等				●													
避難行動要支援者への支援															●		

第5章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

目標 (事前に備えるべき目標)	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
			行政機能 消防等	住宅・都市 防災教育等	保健医療・福祉	エネルギー	情報通信	産業・経済	交通・物流	農林	市域保全	環境	土地利用	リスクコミュニケーション	人材育成
(3) 必要不可欠な行政機能	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	治安維持のための体制確保と資機材の充実強化	●												
		道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等							●						
		市役所等の機能維持	●												
		市の業務継続計画(BCP)の作成及び見直し	●												
		行政職員の不足への対応	●												
	3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	応急活動等の継続のための事前対策	●												
		災害応急対策の実施体制の確立	●												
		道路の防災対策等		●											
		公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進		●											
		業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等			●										
防災拠点等の電力確保等												●			
被災者支援の取組												●			
(4) 必要不可欠な情報通信機能	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	災害対応力の向上		●											
		情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討						●							
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	水防テレメータシステムの整備			●										
		情報伝達手段の多様化の推進						●							
		情報通信インフラの整備						●							
		道路被害情報共有の強化							●						
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	災害対応力の向上	●												
		効果的な教育・啓発の実施		●											
		情報伝達手段の多様化の推進						●							
		情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備						●							
5-1 食料等の安定供給の停滞	避難勧告等の発令												●		
	状況情報を基にした主体的避難の促進												●		
	避難の円滑化・迅速化												●		
	農林水産業にかかわる生産基盤等の災害対応力の強化							●							
5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	サプライチェーン輸送モードの強化												●		
	有害物質等の流出防止対策												●		
	燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備							●							
	水の安定供給			●											
5-3 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への大きな影響	個別企業BCP策定等の促進								●						
	民間企業における事業継続に資する取組の促進								●						
	耐災害性を高める施策等の推進									●					
	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止									●					
6-2 上水道等の長期間にわたる機能の停止	施設耐災害性強化								●						
	石油等燃料確保体制の整備								●						
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能の停止	輸送基盤の災害対策の推進等								●						
	上水道施設の耐震化等の推進								●						
6-4 基幹的交通から地域交通網まで交通インフラの長期間にわたる機能の停止	上水道施設の復旧の体制等の強化								●						
	下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実								●						
	浄化槽の整備												●		
	し尿処理施設の災害対応力の強化等												●		
6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	陸の輸送ルート確保の強化												●		
	交通施設等の防災対策の推進												●		
	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進												●		
	交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備												●		
6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	道路における冠水対策												●		
	災害時における放置車両対策												●		
	基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討												●		
	防災インフラの迅速な復旧に向けた取組												●		
		防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進											●		

目標 (事前に備えるべき目標)	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
			行政機能	消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	産業・経済	交通・物流	農林	市域保全	環境	土地利用	リスクコミュニケーション	人材育成
(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	災害対応力の向上	●												
		消防水利の確保	●												
		消防団等の充実強化	●												
		火災に強いまちづくり等の推進		●											
		住宅・建築物等の耐震化の促進			●										
	7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	危険な空き家の除却等への支援			●										
		災害情報の収集体制の強化					●								
		沿道の住宅・建築物の耐震化の促進							●						
		沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組、道路の閉塞への対策								●					
		消防団等の充実強化		●											
	7-3 防災施設等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	地区防災訓練等の推進		●											
		排水機場等の防災対策の推進			●										
		情報関係施策の推進					●								
		ため池の防災対策の推進									●				
		有害物質の流出等の防止対策の推進										●			
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃	石綿飛散防止対策											●			
	農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備									●					
	農地・農林等の荒廃の防止									●					
	適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進									●					
	住宅・建築物等の耐震化の促進			●											
(8) 社会・経済で復興できる迅速かつ従前より強靱な姿	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の処理体制等の整備、仮置場の確保の推進											●		
		ごみ焼却施設の災害対応力の強化等											●		
		災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理											●		
		災害廃棄物の撤去等にかかわるボランティアとの連携											●		
		市役所等の機能維持	●												
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害からの復興施策等の推進												●	
		災害ボランティアの円滑な受入												●	
		仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化			●										
		既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保			●										
		自宅居住による生活再建の促進			●										
	8-3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより復興できなくなる事態	地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援	●												
		文化財の耐震化等の推進			●										
		施設等の展示物・収蔵物の被害の最小化											●		
		風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化	●												
		復興体制や手順の検討等	●												
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失により復興できなくなる事態	所有者不明土地への対策											●			
	住宅・建築物等の耐震化の促進			●											
	災害廃棄物の処理体制等の整備、仮置場の確保の推進											●			
	ごみ焼却施設の災害対応力の強化等											●			
	災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理											●			
8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化	●													
	復興体制や手順の検討等	●													
	所有者不明土地への対策											●			
	住宅・建築物等の耐震化の促進			●											
	災害廃棄物の処理体制等の整備、仮置場の確保の推進											●			

第6章 計画推進の方策

1 推進体制

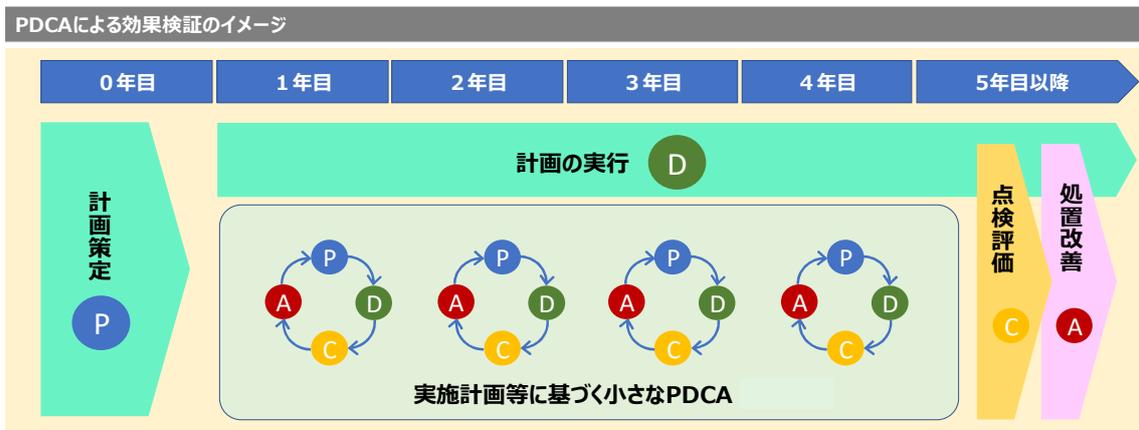
国、県、民間等とも連携した取組の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取組、研究成果の進捗状況を各主体間で共有しながら、相互に連携して効率的・効果的な取組の展開を図る。

2 計画の見直し

本計画の推進期間は、国計画、県計画及び本市の総合計画との整合・調和を図る趣旨からおおむね5年とする。また、社会経済情勢等の変化等が生じた場合や取組の進捗評価の結果、見直しが必要になった場合は、期間内においても適宜見直しを行う。

3 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、①PLAN（計画策定）、②DO（実行）、③CHECK（点検・評価）、④ACTION（処置・改善）の流れを基本としたPDCAサイクル*により行う。具体的には5年後の計画更新時に、本計画の検証を行う「大きなPDCA」と、各取組レベルの進捗評価を行う「小さなPDCA」の組み合わせにより、進捗を管理する。



(別紙1) 脆弱性評価結果

脆弱性評価

【地域防災力の向上】 【継続的な防災訓練や防災教育等の推進】 【地区防災訓練等の推進】

- ◆市民アンケートから、本市の大規模災害における危険性が高くないと感じている市民割合が多い。そのため、防災訓練について、地域の防災力を向上していけるよう、常に地域の意見や状況に応じた訓練内容を検討し、実施していく必要がある。(1-1) (1-2) (1-3) (7-3)
- ◆出前講座等を継続して実施し、住民の防災意識を高め、住民がそれぞれの自主的な防災活動「自助」の意識を高める必要がある。(1-1) (1-2) (1-3) (7-3)
- ◆小中学生への防災に対する意識啓発を図るため、学校を通じた防災教育(講話等)を積極的に実施する必要がある。(1-1) (1-2) (1-3) (7-3)
- ◆地区防災計画の策定率はまだ高くないため、策定率向上を図る必要がある。(1-1) (1-2) (1-3)

【消防団等の充実強化】

- ◆定数の消防団員を確保するため、学生、女性、被雇用者の加入を推進する必要がある。(1-1) (1-2) (2-2) (7-3)
- ◆災害時の消防団活動について、団員への周知の徹底と教育を行う必要がある。(1-1) (1-2) (2-2) (7-3)
- ◆消防団の機能維持のため、分団車両や消防団車庫の計画的な維持管理に努め、更新や修繕について検討し長寿命化を図る必要がある。(2-2)
- ◆大規模災害時には、市職員等の団員が、消防団の活動に加わることができないと想定されるため、想定される様々な災害において、必要な消防団活動を実施できる体制を可能な限り構築する必要がある。(7-1)

【住宅・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進】 【住宅・建築物等の耐震化の促進】 【住宅・建築物の耐震化や非構造部材の耐震化、家具の転倒防止策等の促進】 【沿道の住宅・建築物の耐震化の促進】

- ◆平常時より耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修等の耐震対策を推進する必要がある。(1-1) (7-1)
- ◆ひび割れ等により地震で倒壊の恐れがある危険なブロック塀については、早急に撤去等の対策が必要である。加えて、ブロック塀や天井、外装材等の非構造部材及び附属物の安全点検や安全対策を進める必要がある。(1-1) (7-1)
- ◆地震に伴う住宅・建築物等の倒壊や損傷により、建物自体や窓ガラス等の破損を原因とした死傷者や多数の避難者の発生、緊急輸送道路の通行の支障とならないよう、住宅・建築物等の耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修等の耐震対策を推進する必要がある。(2-1) (2-4)
- ◆高齢化が進み、南海トラフ大地震のような大災害が予測される中、家具転倒防止の実績が少なく、周知がまだ十分ではないため、防災意識の高まる「9月1日の防災の日」にあわせて広報等での周知に努める等更なる周知が必要である。(2-4)

- ◆住宅・建築物が被災し、避難所生活が長期に及ぶことを防ぐため、耐震化の必要性の啓発や耐震診断、耐震改修等の耐震化を推進する必要がある。(2-6)
- ◆大規模災害発生時の住宅・建築物の倒壊による道路の閉塞を防止するため、住宅・建築物の耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修等の対策及びブロック塀撤去等、耐震化、減災化を推進する必要がある。(7-2)
- ◆地震等により、住宅・建築物等が倒壊すると、大量の災害廃棄物が発生する可能性があることから、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修等の対策及びブロック塀撤去等の事業を促進し、耐震化、減災化をすすめ、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する必要がある。(8-1)

【公共施設の耐震対策の推進】 【業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等】 【応急活動等の継続のための事前対策】 【公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進】

- ◆照明や天井、窓ガラス等の非構造部材の耐震化を図る必要がある。(1-1) (3-2)
- ◆施設の大規模改修や長寿命化改修時に照明や天井、窓ガラス等の非構造部材の耐震対策やバリアフリー化を検討する必要がある。(2-6)
- ◆災害時に、庁舎の一部又は全部が利用できない場合に備え、代替施設の検討やバックアップ体制の構築を検討する必要がある。(3-2)
- ◆公立学校施設は、児童・生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場の窓ガラス等、非構造部材の耐震化を行う必要がある。(3-2)
- ◆学校施設以外の避難所についても非構造部材の耐震化を進める必要がある。(3-2)

【災害対応力の向上】 【災害対応業務の実効性の向上】 【災害対応の体制・資機材強化】 【救急搬送の遅延の回避】

- ◆訓練等を通し、PDCAサイクルによる検証や見直しにより受援計画の実効性を高め、災害時の救助・救急体制を強化する必要がある。(1-2) (2-2)
- ◆被害の想定を定め、情報通信、施設、装備の更なる充実・強化について検討する必要がある。(2-2)
- ◆情報通信を活用し、適切な情報の入手方法について検討し、適宜更新する必要がある。(2-4)

【交通施設等における脆弱性の解消】 【迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備】 【電力設備等の早期復旧体制整備の推進】 【災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保】 【陸の輸送ルート確保の強化】 【防災インフラの迅速な復旧に向けた取組】 【災害対応力の向上】

- ◆耐震化や無電柱化の可能性について検討する必要がある。また、今後の電柱の設置について条件をつけるなどについても検討する必要がある。(1-1)
- ◆緊急輸送道路の重要性等について、防災訓練や出前講座等を通じて市民に対し協力を促していく必要がある。(2-1)
- ◆緊急輸送道路管理者や警察等関係機関と連携した、交通対策についての情報の収集・発信の体制を整備する必要がある。(2-1) (7-1)
- ◆倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援について、岩倉市建設協力会と応急救助活動を行うための協定を締結しており、協定の中で災害が起こる前に岩倉市建設協力会の会員間の調整や建設機械・資材等の調達・関係団体等との調整等を具体的に定めているが、災害時

に、できるだけ多くの関係団体と協力できるよう問題点を洗い出し改善していく必要がある。(2-1)

- ◆道路啓開に向けた関係機関との連携強化や災害時の放置車両対策について検討する必要がある。(2-4) (6-4) (6-5) (7-1)
- ◆道路等の機能の維持及び回復のため、岩倉市建設協力会と応急救助活動を行うための協定を締結しており、協定の中で災害が起こる前に岩倉市建設協力会の会員間の調整や建設機械・資材等の調達・関係団体等との調整等を具体的に定めている。災害時に、できるだけ多くの関係団体と協力できるよう問題点を洗い出し改善していく必要がある。(6-4)

【情報通信関係施策の推進】 【情報関係施策の推進】 【情報伝達手段の多様化の推進】 【避難勧告等の発令】

- ◆ICTを活用した新しい情報発信手段等については年々進化しているため、効果的により多くの住民へ情報伝達する手段の情報収集・導入を検討する必要がある。(1-2) (7-3)
- ◆災害対応事例から警戒レベル及び避難勧告等を発信する内容やタイミング等について情報収集し、伝達方法の多重化及び改善を図る必要がある。(1-3) (4-3)
- ◆災害が発生した場合の伝達内容を検証し、伝達方法の改善を図る必要がある。(1-3) (4-3)
- ◆大規模災害時に、より多くの住民へ効果的に情報を伝達する手段を検討し、円滑に伝達できるような体制を構築していく必要がある。(4-2) (4-3)

【火災に強いまちづくり等の推進】

- ◆密集市街地では、老朽建築物や狭い道路が多く存在し、大規模火災のリスクが高いため、老朽建築物の除却、建替えや狭い道路*の解消が必要である。(1-2) (7-1)
- ◆災害時の避難・延焼遮断空間として都市計画道路の早期整備や公園等の整備改善に取り組む必要がある。(1-2) (7-1)

【TEC-FORCEとの連携強化】 【災害対応力の向上】

- ◆他自治体やTEC-FORCE等との連携強化を図る必要がある。(1-3)
- ◆新技術の活用については、常に情報収集に努め活用の有無も含め効果的に災害対応が行える方法を検証していく必要がある。(1-3) (4-1) (4-3)
- ◆広域連携については、他自治体等との連携強化を図る必要がある。(4-1) (4-3)

【ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進】 【浸水想定区域の指定・見直し】 【水防テレメータシステムの整備】 【効果的な教育・啓発の実施】 【状況情報を基にした主体的避難の促進】 【ため池の防災対策の推進】

- ◆平成23年に内水、外水氾濫の浸水ハザードマップを作成し、ホームページ等で公表しているが、それ以降更新していないため、想定最大規模の大雨が発生した場合の浸水想定区域等を記載した浸水ハザードマップに更新し、浸水リスクについての周知を図る必要がある。(1-3) (4-3)
- ◆ハザードマップを知っているが意味や内容を知らない市民も多いため、出前講座等において内容の周知・啓発を推進する必要がある。(1-3) (7-3)

- ◆水位観測局や危機管理型水位計の設置や観測情報の提供について河川管理者に要望する必要がある。(4-2)
- ◆近隣自治体に重点ため池が存在するため、ハザードマップを作成し、浸水リスクについての周知を図る必要がある。(7-3)

【ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進】 【河川堤防等の耐震化等の推進】 【排水機場等の防災対策の推進】 【農地や農業水利施設等の保安全管理と体制整備】 【防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進】 【道路における冠水対策】

- ◆本市の農業基盤整備については、ほ場整備のための土地改良がすでに終了しているが、用排水施設や排水機場について、耐震化や老朽化対策等への対応のため、適正管理と更新等を計画的に進めていく必要がある。(1-3) (7-3) (7-5)
- ◆「一級河川庄内川水系新川圏域河川整備計画」に基づき、河川管理者である愛知県に対し河川改修事業の促進と河床しゅんせつについて要望していく必要がある。また、減災についても、継続的に検討を進めるよう要望していく必要がある。(1-3) (6-5)
- ◆平成18年3月に岩倉市下水道(雨水)整備計画(H47計画)を策定し、浸水対策を行っている。岩倉市下水道(雨水)整備計画に基づき、雨水調整池等の整備を順次行う必要がある。(1-3)
- ◆側溝等の排水設備の整備やしゅんせつを行うことにより排水機能を良好な状態に保つ必要がある。(6-4)

【輸送ルートの確保対策の実施】 【道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進】 【道路の防災対策等】 【サプライチェーン輸送モードの強化】 【燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備】 【耐災害性を高める施策等の推進】 【輸送基盤の災害対策の推進等】 【陸の輸送ルート確保の強化】 【交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備】 【交通施設等の防災対策の推進】 【防災インフラの迅速な復旧に向けた取組】

- ◆道路や橋梁等の道路ネットワークを形成する主要な道路施設の効率的な維持・修繕を実施していく必要がある。また、近年懸念されている南海トラフ地震に備え、新たな道路ネットワークの構築や交通アクセスの向上、さらには防災機能の強化を図る必要がある。(2-1) (2-2) (3-2) (5-1) (5-3) (5-4) (6-1) (6-4) (6-5)

【物資調達・供給体制、受援体制の構築等】 【避難所における必要物資の確保等】

- ◆災害対応事例等を参考に、受援計画を策定し、計画に基づく円滑な物資調達・供給体制、受援体制の構築を図る必要がある。(2-1)
- ◆災害対応の経験が少なく、災害発生した際に円滑に実施できるか、不明であるために今後も適切な形態や態勢の構築を進める必要がある。(2-1)
- ◆大規模災害時に、より多くの住民へ効果的に情報を伝達する手段を検討し、円滑に伝達できるような体制を構築していく必要がある。(2-1)
- ◆災害対応事例等を参考に、被災の状況に合わせた円滑な物資調達・供給体制、受援体制の構築を図る必要がある。(2-6)
- ◆被害の小さかった住宅では、継続して生活できるよう各家庭や集合住宅単位での備蓄等について啓発していく必要がある。(2-6)

【応急用食料等の調達】

- ◆国や県からの支援が届くまでの備蓄食料については、愛知県の想定避難者数を基に算出した目標数量を備蓄しているが、より広域的かつ大規模な災害が発生し、国や県からの支援が届かない場合の対応についての検討が必要である。(2-1)

【上水道施設の老朽化対策等の推進】 【水の安定供給】 【上水道施設の耐震化等の推進】

- ◆平成24年度に策定した「管路耐震化計画」に基づき、基幹管路と配水管の耐震化工事を進めていく必要がある。近年では、労務費、材料費単価が高騰しているため、愛知県が施工する道路工事とあわせて実施するなど、効率良く事業を進める必要がある。(2-1) (6-2)
- ◆配水池での水の確保は、岩倉市配水場と岩倉団地配水場のみとなっている。自己水源は、停電発生時にポンプが作動しないため、非常用自家発電装置の設置等災害対策の充実に向けて検討する必要がある。(5-4) (6-2)
- ◆洪水等風水害への対策として、防水壁の設置、地盤のかさ上げ、電気・機械設備の階上への設置等が有効な対策としてあげられるため、実現可能な手法を検討していく必要がある。(6-2)

【地域の活動拠点施設の耐災害性の強化】

- ◆非常用発電機の燃料確保量の増加や浸水対策等、更なる耐災害性の検討が必要である。(2-2)
- ◆被災による消防庁舎の損傷を想定した代替の活動拠点を検討する必要がある。(2-2)

【避難行動要支援者の救助・救急活動】 【避難行動要支援者への支援】

- ◆個別避難支援計画について、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の理解を深める必要がある。(2-2) (2-6)
- ◆避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成することや防災訓練等の参加の促進には、まず地域での共助の気持ちを醸成する必要があるとともに、要配慮者本人やその家族に対し、個別避難支援計画の必要性を理解してもらう必要がある。(2-2) (2-6)

【帰宅困難者対策の推進】

- ◆岩倉駅に滞留する帰宅困難者については、「地域交流センターみどりの家」へ誘導し、そこで地図と水を渡して帰宅を促すこととしているが、災害発生時の季節や時刻によっては、一定時間待機が必要な状況が発生する可能性があるため、一時的な待機場所として開放するための資機材を整備する必要がある。(2-3)
- ◆「徒歩帰宅支援マップ」の内容に変更が生じた場合は、適宜マップを更新していく必要がある。(2-3)
- ◆想定を超える大量の帰宅困難者に対応するため、支援施設数を増加することを検討する必要がある。(2-3)

【医療リソースの供給体制の確立】 【多数の負傷者が発生した場合の対応】

- ◆医療リソースについての供給可能量等について把握する必要がある。(2-4)
- ◆薬剤師会より薬剤類については提供を受けられる予定となっているが、その他の部分につ

いては、具体的な提供内容が不明確であるため、薬剤類を含めた物資に関して、具体的に協力自治体、民間団体等と協議するとともに、医師会等と連携を図り備蓄すべき医療物資について、用意しておく必要がある。本市においては、休日急病診療所が設置されているため、そちらと併用する形での備蓄体制が必要である。(2-4)

- ◆防災訓練等の際に、三角巾の使い方等の周知活動は行っているが、より多くの人に対しての周知を行っていく必要がある。(2-4)
- ◆防災訓練等の際に、医療救護所の設置訓練を実施する必要がある。(2-4)

【災害時における医療機能の確保・支援体制強化】

- ◆協定を締結している関係機関と災害発生した際に十分に有効な連携を取ることができるよう、体制を整える必要がある。(2-4)
- ◆応援医療チームの活動に必要な環境については、実際の災害事例を参考に、整備していく必要がある。(2-4)

【要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備】

- ◆市内介護保険サービス提供事業所の災害時における受入可能体制を把握する必要がある。(2-4)
- ◆周辺市町村の施設の把握と災害時における連携方法について協議を行う必要がある。(2-4)
- ◆要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設の受入先の増加や体制の強化を促進する必要がある。(2-4)
- ◆精神障がい者については、医療機関へ入院(医療機関の受入れ)する場合もあるため、医療との連携や医療への受入体制の強化を促進する必要がある。(2-4)

【下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実】

- ◆「下水道施設の耐震対策指針と解説-1997年版-」より前の基準で施工している重要な幹線等が約2.4km存在するため、耐震診断を行う必要がある。また、その結果、基準を満たさない管渠は耐震化する必要がある。(2-5)
- ◆「下水道BCP策定マニュアル」が令和2年3月に改訂されたため、下水道BCPの見直しについて検討する必要がある。(2-5)(6-3)
- ◆汚水管渠は平成元年度から工事を始めたため、一番古い管渠でも布設から約30年しか経過しておらず標準耐用年数(50年)には至っていないが、改築・更新についても進めていく必要がある。(6-3)

【衛生環境の確保等】 【避難所となる施設の衛生環境の確保】

- ◆消毒方法等については、マニュアルを作成し、状況に適した消毒活動が誰でも行えるよう情報共有及び周知を図る必要がある。(2-5)
- ◆防災訓練だけでなく、平常時においても衛生環境についての情報を広く周知する必要がある。(2-5)
- ◆大規模災害時に、避難所等において衛生用品や薬剤が不足することがないように、計画的に備蓄・管理を進める必要がある。(2-5)
- ◆民間事業者と災害時支援協定を締結するなど、衛生用品・薬剤の確保を進める必要がある。(2-5)

【避難所の絶対量の不足に対する相互連携】

- ◆指定している避難所の合計収容人数は、南海トラフの最大想定避難者数を上回っており、不足する地域はないが、市町村域を超えての広域避難について連携体制や運営方針について検証する必要がある。(2-6)

【避難所の運営体制等の整備】 【避難生活における要配慮者支援】

- ◆避難所運営マニュアルについて適宜検証し更新していく必要がある。(2-6)
- ◆福祉避難所の新たな指定について必要性を検証し、適宜関係事業者との災害時支援協定の締結等により指定していく必要がある。(2-6)
- ◆避難所運営マニュアル及び備蓄品について、要配慮者に対する生活環境に考慮し、適宜内容を検証し更新する必要がある。(2-6)
- ◆福祉避難所について、新たな指定についての必要性を検証し、適宜関係事業者との災害時支援協定を締結等により指定していく必要がある。(2-6)
- ◆避難所における通訳等の専門的人材の確保策について、検討する必要がある。(2-6)
- ◆各障がいの特性に合わせた設備や体制について、検討する必要がある。(2-6)

【避難所外避難者への対策の整備】 【被災者支援の取組】

- ◆避難所外避難者の把握や支援について、円滑な対応ができるように検討する必要がある。(2-6)
- ◆被災者台帳の運用方法について習熟を図る必要がある。(2-6) (3-2)
- ◆他自治体の災害事例等を研究し、被災者支援の生活再建支援の運用について効率的・効果的に行えるよう取組等の検討をする必要がある。(3-2)

【避難所の耐震対策等の推進】 【避難所における良好な生活環境の確保等】

- ◆下水道が整備されている全ての小中学校で、マンホールトイレが整備されている。未整備の小中学校については、簡易トイレ等を備蓄するなど様々な方法でトイレ環境の整備を進める必要がある。(2-6)
- ◆公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修や更新(建替)の時期が集中的に到来することが見込まれることから、「岩倉市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設マネジメントの取組を進める必要がある。(2-6)
- ◆窓ガラス等非構造部材の耐震化、要配慮避難者等のためのトイレの洋式化等のユニバーサルデザイン化、屋内運動場の空調設備整備等の整備を実施する必要がある。(2-6)
- ◆施設の大規模改修や長寿命化改修時に照明や天井、窓ガラス等の非構造部材の耐震対策やバリアフリー化を検討する必要がある。(2-6)

【被災者の生活支援等】 【風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化】

- ◆被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムや断らない相談体制等の整備を図る必要がある。(2-6)
- ◆被災地において実務を経験した職員は少ないため、災害発生時に調査を行う職員を増やしていく必要がある。(2-6) (8-5)
- ◆必要な資機材や調査結果を入力・管理するデータファイル等を整える必要がある。(2-6) (8-5)
- ◆被害認定調査を実施する部署と罹災証明書を発行する部署との想定訓練を検討する必要がある

ある。(2-6) (8-5)

- ◆風評被害の発生を想定した対策や準備について、マニュアルの作成や情報発信手段の確保等の検討が必要である。(8-5)

【被災者の健康管理】

- ◆実際の災害事例を参考に、保健師等による対応や医療救護所の設置による対応を検討していく必要がある。(2-6)

【医療情報の共有】

- ◆医療に関する情報について、災害時に医療機関間で情報提供ができる体制を整えていく必要がある。(2-6)
- ◆避難者や避難所等の運営スタッフに起こりうる健康課題の情報を提供し、予防行動を促すためのマニュアルや備蓄品等を適宜検証し更新する必要がある。(2-6)
- ◆受援計画の策定やマニュアルの策定等を進める必要がある。(2-6)

【治安維持のための体制確保と資機材の充実強化】

- ◆自主防犯団体が災害時にも地域防犯活動が維持できるよう平常時から支援を実施し、防犯活動体制を強化していく必要がある。(3-1)

【道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等】 【道路被害情報共有の強化】 【幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進】 【災害時における放置車両対策】 【基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討】

- ◆関係機関の協力を得ながら情報の一元化に関する体制や、災害時の情報発信体制や媒体について研究する必要がある。(3-1)
- ◆関係機関と連携した、交通対策についての情報の収集・発信の体制を整備する必要がある。(4-2) (6-4)
- ◆交通規制等の情報提供を迅速に行うため、市民への周知方法や手法について検討を行う必要がある。(6-4)

【地方行政機関等の機能低下の回避】 【行政職員の不足への対応】 【市役所等の機能維持】 【災害情報の収集体制の強化】

- ◆行政機能の低下を防ぐため、多くの職員が被災した場合の対策等を検討していく必要がある。(2-3)
- ◆人員の確保や円滑な物資調達・供給体制、受援体制の構築を図るため、受援計画を策定する必要がある。(3-2) (8-2)
- ◆職員のメンタルヘルスケア対策を推進するため、メンタルヘルス等計画策定事業について研究を進めていく必要がある。(3-2)
- ◆人員に限りがある中で、市内の被害状況や災害情報についての情報収集体制の強化・効率化を図る必要がある。(7-2)
- ◆大規模災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の人材育成を進める必要がある。(8-2)
- ◆近隣市町村や県外の自治体と相互応援協定を締結し、人員が不足した場合に人的支援等が受けられるよう取り組む必要がある。(8-2)

【市の業務継続計画（BCP）の作成及び見直し】

- ◆平成26年に策定したBCPについて適宜更新し、災害発生時、様々な状況に対応できるよう訓練内容を検討し実施していく必要がある。（3-2）

【災害応急対策の実施体制の確立】

- ◆全国的に過去に例のない大規模な風水害が毎年のように発生しており、国の方針に留意しながら、災害即応体制の確保について検討する必要がある。（3-2）

【防災拠点等の電力確保等】

- ◆市役所等の防災拠点には非常用電源を整備しているが、市内公共施設の自家発電設備の導入率は低い水準にあるため、災害時対応業務及び避難所及び防災拠点の電力・燃料等のエネルギーの確保について自家発電設備、再生可能エネルギーの導入等を含めた適切な確保方法を検証していく必要がある。（3-2）
- ◆国・県・地方公共団体での連携スキームの構築に協力し、エネルギー供給支援が円滑に実施されるよう取り組む必要がある。（3-2）

【情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討】 【情報通信インフラの整備】

- ◆全てのサーバに非常用電源が供給できないため、市民サービスに影響が大きい住民情報システムを優先している。庁舎内でサーバを構築している情報システムについて、費用対効果やリスク回避を見極めながらクラウド化を推進していく必要がある。（4-1）
- ◆一部の避難所で公衆無線LANが使用できないことから、必要に応じて設置するとともに、設置状況について啓発する必要がある。（4-2）

【情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備】

- ◆被災現場等において情報の収集・連絡にあたる人員をあらかじめ指定しておく等、体制を整備する必要がある。（4-3）
- ◆既存システム等の課題や新たに発生した防災対策の課題について、国や県に対し要望していく必要がある。（4-3）

【避難の円滑化・迅速化】

- ◆愛知県が作成した水害対応タイムラインの改訂が必要である。（4-3）
- ◆避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るためには、個別避難支援計画について、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の理解を深める必要がある。（4-3）

【個別企業BCP 策定等の促進】 【民間企業における事業継続に資する取組の促進】

- ◆商工会と連携し支援制度の周知を図るとともに、BCP策定を促進するための支援制度を検討する必要がある。（5-4）
- ◆設備を含む融資の保証料や利子の補助制度について周知を図る必要がある。（5-4）

【施設の耐災害性強化】

- ◆ホットラインをはじめとした情報共有の体制は構築されているため、災害発生時に迅速な対応ができるよう、大規模災害を想定した導通試験等を行う必要がある。（6-1）

- ◆停電時に避難所で使用する発電機等の点検や修理、更新を行い、確実に使用できる状態を維持する必要がある。(6-1)
- ◆福祉避難所等の協定事業者に配備している発電機に対して、定期的な点検や修理を促す必要がある。(6-1)

【燃料等の備蓄】 【民間事業者との連携による燃料の確保】 【石油等燃料確保体制の整備】

- ◆避難所で使用する発電機等の燃料は備蓄をしているが、自家発電設備の導入率は低い水準にあるため、電力・燃料等の確保について、適切な方法で検証し避難所の環境の向上に取り組む必要がある。(2-1)
- ◆岩倉市石油供給業者と公用車のガソリン等の燃料供給の契約を継続して締結していくとともに、燃料供給体制の強化を図るため、新たな民間事業者と災害時の優先供給協定等の締結を進める必要がある。(2-4)
- ◆大規模災害時に燃料が安定して供給されるよう、民間事業者と災害時支援協定を締結する等供給体制を確保する必要がある。(6-1)

【上水道施設の復旧の体制等の強化】

- ◆大規模災害時には広域的に断水となることが想定されるため、関係機関との連携・調整事項を確認し、被災施設の復旧に向けた応援体制の仕組みを構築する必要がある。(6-2)
- ◆災害発生後72時間までに着手するBCPは策定済みである。応急復旧計画は災害発生時に、その規模や種類に応じて策定することとなるため、手順等を確認しておく必要がある。(6-2)

【浄化槽の整備】 【し尿処理施設の災害対応力の強化等】

- ◆単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換促進するための周知・啓発をしていく必要がある。(6-3)
- ◆愛北広域事務組合では、「愛北クリーンセンター災害廃棄物処理実施計画」に基づき、施設の復旧及びし尿処理体制の確保に努めることとしている。運営体制が維持できるよう、平常時より対策を講じる必要がある。(6-3)

【沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組、道路の閉塞への対策】

- ◆沿道区域の土地等の管理者に適切な管理を促す必要がある。(7-2)

【有害物質等の流出防止対策】 【有害物質の流出等の防止対策の推進】 【石綿飛散防止対策】

- ◆重要な産業施設を持つ事業者に対しては、事故時の火災・煙・有害物質等について流出防止対策を行うよう、周知・啓発をする必要がある。(5-2)
- ◆事故時の対応策等について検討するよう、有害物質を取り扱う事業者に対して周知・啓発していく必要がある。(7-4)
- ◆既存建築物に吹き付けられた石綿の飛散防止のため、石綿が使用されている可能性のある住宅・建築物の含有調査や石綿除去等を推進する必要がある。(7-4)

【危険な空き家の除却等への支援】

- ◆大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生、延焼等を防止するため、空き家の利活用や除却を進める必要がある。(7-2)

- ◆最新の空き家の件数や実態等の状況把握のため、実施時期や方法について検討する必要がある。(7-2)

【農地・農林等の荒廃の防止】

- ◆非農家による農地の相続の増加や農家の高齢化が進み、適正な農地管理が困難な状況になってきているため、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員を中心に農地の利用集積を図る必要がある。(7-5)
- ◆荒廃農地になることを未然に防ぐために、農地中間管理事業や岩倉市農地バンクの活用について周知・啓発し、農地の担い手への集積を推進する必要がある。(7-5)

【適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進】

- ◆既存公園の遊具等の施設について、計画的に修繕や更新を行い、安全性の確保と長寿命化を図る必要がある。(7-5)

【災害廃棄物の処理体制等の整備、仮置場の確保の推進】 【災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理】 【ごみ焼却施設の災害対応力の強化等】

- ◆災害発生時に、災害廃棄物処理計画に基づいた対応を着実に進める体制の構築が必要である。(8-1)
- ◆小牧岩倉衛生組合が「県被害予測調査」等に基づく「小牧岩倉衛生組合災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時においても安定的なごみの収集及び処理の体制が維持できるよう、平常時より対策を講じる必要がある。(8-1)

【災害廃棄物の撤去等にかかわるボランティアとの連携】 【災害ボランティアの円滑な受入】

- ◆関係者間で連携し、災害時の廃棄物の撤去等にかかわるボランティアの対応について確認する必要がある。(8-1)
- ◆ボランティアによる適切な支援を行うためには、NPOや市民団体と平常時から情報共有をしておく必要がある。また、災害時にボランティアができる役割を、平常時より市民に周知しておく必要がある。(8-2)

【災害からの復興施策等の推進】

- ◆非常時対応、災害時対応において、大半の職員が市の復旧・復興施策に参加できない場合を想定するなど、様々な想定の下での災害復旧の方法について検討を進める必要がある。(8-2)

【仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化】 【既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保】

- ◆民間企業等との連携による、人材や資機材の確保等の体制や手順の検討、課題の把握をする必要がある。(8-3)
- ◆オープンスペースの他の利用用途との調整について、住宅建設候補地における課題を把握する必要がある。(8-3)
- ◆被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。(8-3)

【自宅居住による生活再建の促進】

- ◆避難所の収容人数に限りがあることや、過密になることによる感染症リスクを考慮すると、被災者に対し、可能であれば自宅での居住（在宅避難）を求める必要がある。（8-3）
- ◆自宅の応急修理に対する補助申請の処理が迅速に行える体制を整える必要がある。（8-3）

【農林水産業にかかわる生産基盤等の災害対応力の強化】 【地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援】

- ◆地域コミュニティと連携した施設の保全・管理の体制整備等図る必要がある。（5-1）
（7-5）
- ◆災害発生時に協力できるような「ご近所付き合い」を地域で構築しておく必要がある。（8-4）
- ◆校区ごとの防災訓練を継続しながら、日頃から行政区を越えた広域の協力体制ができる関係性を構築しておく必要がある。（8-4）
- ◆災害への備えとして、小規模の市民グループ等にも講習等により防災教育を進めていく必要がある。（8-4）

【文化財の耐震化等の推進】 【施設等の展示物・収蔵物の被害の最小化】

- ◆市指定文化財のうち建造物は「鳥居建民家」のみとなっている。「鳥居建民家」については、耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行う必要がある。また、耐震性以外の部分でも劣化具合等の診断を行い、適切に修繕を行っていく必要がある。（8-4）
- ◆展示物、展示ケースや収蔵棚について、床や壁に固定することやガラスに飛散防止フィルムを貼る等の耐震対応をする必要がある。（8-4）
- ◆埋蔵文化財については複数の施設に分かれて保管しているため、被害確認等迅速に対応できるよう改善する必要がある。（8-4）

【復興体制や手順の検討等】

- ◆被災後に早期かつ的確に復興するため、具体的な復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題の把握等を事前に想定する必要がある。（8-5）
- ◆応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理が速やかに実施できる体制整備が必要である。（8-5）
- ◆「災害時の要介護3・4・5」の認定と障がい者手帳等保持者の両方を保有する要支援者の取り扱いについて協議する必要がある。要支援者名簿に記載されていない要配慮者も存在すると思われるため、どのような人が要配慮者に該当するか検討する必要がある。（8-5）
- ◆災害時における要支援者・要配慮者の支援体制等の具体的な対応を定めていく必要がある。（8-5）

【所有者不明土地への対策】

- ◆公共事業の実施にあたり所有者不明土地が支障となるような事例はないが、引き続き制度に関する情報収集や庁内での制度周知に努める必要がある。（8-5）

(別紙2) 用語一覧

	用語	解説
あ 行	液状化	ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わり、地層、地面自体が液体状になる現象。
	オープンスペース	都市や敷地内で、建物のたっていない土地。空地。防災上は、火災等の延焼抑止や避難・救護活動等の場として重要と位置づけられる。
か 行	外水	市街地から見て堤防の外側、すなわち、河川を流れる水。台風や大雨等によって川の水が堤防からあふれたり、堤防が決壊したりすることによって発生する洪水のことを「外水氾濫」と呼ぶ。
	合併処理浄化槽	トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。単独浄化槽はトイレの汚水のみを処理。(浄化槽法により、平成13年(2001年)4月1日から製造・販売が禁止されている。)
	帰宅困難者	地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)。
	狭あい道路	幅員4m未満で、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして特定行政庁に指定された道路。
	業務継続計画(BCP)	BCPはBusiness Continuity Planの略。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。
	緊急消防援助隊	消防組織法に基づき、国内における大規模災害や特殊災害の発生に際し、被災地の都道府県内の消防力では対処できない場合に、消防庁長官の要請又は指示により出動し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを任務とする、全国の消防機関による相互応援組織である。
	緊急輸送道路	大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路。
さ 行	災害廃棄物	自然災害の発生時に、家屋等に被害が発生し大量に発生する、コンクリートがらや木くず、廃家電等の廃棄物の総称。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。
	サプライチェーン	Supply Chain。原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながり(ネットワーク)のこと。近年、そのネットワークが複雑化・大規模化している。
	指定避難所	被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した避難施設。被災者の円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間生活する場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する学校や公民館等の公共施設等である。
	業績指標	各プログラムの達成度や進捗を把握・分かり易くするため、定量的に評価する指標。
	受援計画	大規模災害時に、他の自治体や関係機関からの応援を迅速に効果的に受け入れられるよう、支援を要する業務や、受入態勢などを事前に具体的に定めた計画。
	消防団	消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織である。

	用語	解説
た 行	タイムライン	防災行動計画ともいう。大規模災害に対して、被災までの間に、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で明確にしておくこと。タイムラインを策定することで、適切なタイミングで避難勧告等の発令やそのために事前に取りべき行動等が共有され、減災が期待できる。
	地域防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、市域における各種災害や大規模事故などに関し、市民の生命身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。
	道路啓開	大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないように、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。
な 行	内水	河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。市街地などに短時間で局地的な大雨が降ると、下水道や排水路が水をさばききれなくなり、溢れだした雨水が建物や土地、道路などを水浸しにすることがあり、これを「内水氾濫」と呼ぶ。
	南海トラフ地震	フィリピン海プレートとユーラシアプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられる巨大地震のこと。今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの大地震が70～80%の確率で発生するとされている。
	二次災害	事件・事故・災害等から二次的に発生する災害。多量の雨が引き起こす土砂崩れや、地震が引き起こす火事は二次災害の代表例。
	農業水利施設	農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設に大別される。かんがい施設には、ダム等の貯水施設や、取水堰（しゅすいぜき）等の取水施設、用水路、揚水機場、分水工、ファーム Pond 等の送水・排水施設があり、排水施設には、排水路、排水機場等がある。このほか、かんがい施設や排水施設の監視や制御・操作を行う水管理施設がある。
は 行	ハザードマップ	地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図であり、水の危険区域や地震時の避難場所、避難経路などを記載している。
	非構造部材	建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物の意匠や居住性の向上などを目的に設置される部材。
	避難行動要支援者	生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5など）に該当する人。
	福祉避難所	災害発生後に高齢者や障害のある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するための避難施設。
や 行	要配慮者	高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人。外国人や地理に不案内な旅行者等も含まれる。
ら 行	罹災証明書	地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を証明するもの。

	用語	解説
A B C	I C T	情報通信技術と訳され、主にパソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いたほ場の環境測定器）、監視カメラ等の機器並びにソフトウェア及びアプリケーションの総称。
	Jアラート	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を、国が人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
	P D C A サイクル	計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する典型的なマネジメントサイクルの一つ。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動等の推進が可能とされる。
	T E C - F O R C E	大規模自然災害が発生し自治体職員だけでは対応が困難な場合に、いち早く被災地へ出向き、被災自治体を支援する国土交通省所属の緊急災害対策派遣隊。本市の管轄は中部地方整備局。災害対策用資機材や災害対策技能を所有。

令和3年3月

発行 岩倉市

編集 総務部協働安全課

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

T e l : 0587-38-5831 (直通)

F a x : 0587-66-6380

ホームページ : <https://www.city.iwakura.aichi.jp/>